令和6年度業務実績等報告書 (業務実績報告書及び自己評価書)

令和7年6月18日 独立行政法人農業者年金基金

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関	する事項	
法人名	独立行政法人農業者年金基金	
評価対象事業年	年度評価	令和6年度(第5期)
度	中期目標期間	令和5年度~令和9年度

2	. 評価の実施者に関する	事項		
主	務大臣	農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
主	務大臣	厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項	

4. その他評価に関する重要事項			

様式1-1-2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定	(参考) 本	中期目標期	別間におけ	る過年度の)総合評定の	り状況
(S, A, B, C, D)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	В					
評定に至った理由						
2. 法人全体に対する評価						
法人全体の評価						
全体の評定を行う上で特						
に考慮すべき事項						
3. 項目別評定における主要な課題、改善事項など						
項目別評定で指摘した課						
題、改善事項						
その他改善事項						
主務大臣による改善命令						
を検討すべき事項						
4. その他事項						
監事等からの意見						
その他特記事項						

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画(中期目標)		i	評価年度	Ę		項目	備考	中	期計画(中期目標)		i	評価年度			項目	備考
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	別				5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	別	
						No									No	
I 国民に対して提供するサービスそ	В	Α				第1		Ш	財務内容の改善に関する事	В	В				第3	
の他の業務の質の向上に関する目標									項							
を達成するためとるべき措置																
1 農業者年金事業	Α	В				第1			財務内容の改善に関する事項	В	В					
						- 1										
(1)迅速かつ適正な事務処理(適用・	а	b							(1)業務の効率化を反映した	b	b					
収納関係)									予算の策定と遵守							
(2)被保険者資格の適切な管理	a〇重	bO重							(2)決算情報・セグメント情	b	b					
(3)保険料収納業務の円滑な実施	b	b							報の開示							
(4)過大に納付された保険料の迅速	b	b							(3) 業務達成基準に基づく会	b	b					
かつ確実な還付									計処理の適切な実施							
(5)迅速かつ適正な事務処理(給付関	а	b							(4)貸付金債権等の適切な管	b	b					
係)									理等							
(6)年金等の受給漏れの防止	a○重	b〇重							(5)長期借入金の適切な実施	b	b					
(7)受給資格のある者への適切な年	b〇重	b〇重							(6)将来必要となる旧制度に	b	b					
金給付									おける年金等給付費の試算							
(8)源泉徴収事務の適切な実施	b	b							と点検							
2 年金資産の安全かつ効率的な運	Α	Α				第1		IV	予算(人件費の見積りを含	В	В				第4	
用						-2			む)、収支計画及び資金計画							
(1)基本方針に基づく安全かつ効率	a〇重	a〇重							予算(人件費の見積りを含	В	В					
的な運用									む)、収支計画及び資金計画							
(2)資金運用委員会等によるモニタ	b	b							(1)支出削減の取組	b	b					
リング									(2)法人運営における資金の	b	b					
(3)政策アセットミクスの検証・見	а	b							配分状況							
直し								v	短期借入金の限度額	_	_				第5	
(4)運用の透明性の確保	b	b						VI	不要財産又は不要財産とな	_	В				第6	
(5)スチュワードシップ責任を果た	а	а							ることが見込まれる財産が							
すための活動及び ESG を考慮した									ある場合には、当該財産の							
投資									処分に関する計画							
3 農業者年金制度の普及推進及び	В	Α				第 1		VII		В	В				第7	
情報提供の充実						- 3			務運営に関する事項							
11. 15.00 17.7 707	I	I	I	I	I	1	1									

	_	_		_	
(1)若い農業者の加入の拡大	<u>b 〇重</u>	<u>a 〇重</u>			
(2)女性農業者の加入の拡大	<u>b</u>	<u>a</u>			
(3)加入推進活動の実施	b	а			
(4)加入者に係るデータ収集・分析	b	b			
(5)ホームページ等による情報の提	а	а			
供					
4 加入者等に対して提供するサー	В	В		第1	
ビスの向上				- 4	
(1)年金額の「見える化」の推進	b	b			
(2)手続のオンライン化等	b	b			
(3)年金相談	b	b			
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を	В	В		第2	
達成するためとるべき措置					
1 業務改善の推進	В	В		第2	
				- 1	
(1)業務の簡素化・効率化	b	а			
(2)農業者年金記録管理システムの	b	b			
利用促進					
(3)業務のデジタル化による諸規程	а	b			
等の見直し					
2 手続・業務のデジタル化の推進	Α	В		第2	
等				-2	
(1)事務手続・事務処理のデジタル化	а	b			
の推進					
(2)新たな農業者年金記録管理シス	b	b			
テムの構築					
(3)源泉徴収システムの検討及び整	b	b			
備					
(4)情報システムの適切な整備及び	а	b			
管理					
3 運営経費の抑制	В	В		第2	
				-3	
(1)一般管理費及び業務経費の削減	b	b			
(2)給与水準の適正化	b	b			

1 職員の人事に関する計画	Α	В				第7	
(人員及び人件費の効率化						- 1	
に関する目標を含む。)							
(1)方針	а	b					
(2)人員に関する指標	b	b					
2 積立金の処分に関する事	В	В			:	第 7	
項						- 2	
3 内部統制の充実・強化	В	В				第7	
						- 3	
(1)経営管理会議による内部	b〇重	b〇重					
統制の充実・強化							
(2)コンプライアンスの推進	b〇重	b O重					
(3)リスク管理の徹底	b〇重	b O重					
4 情報セキュリティ対策及	Α	В			:	第7	
び個人情報保護の強化・徹						-4	
底							
(1)情報セキュリティ対策の 推進	a 〇重	b O重					
(2)個人情報保護対策の推進	b〇重	b〇重					
(3)研修等の実施	a O重	b〇重					
5 情報公開の推進・適切な	В	В			:	第7	
文書管理						- 5	
(1)情報公開	b	b					
(2) 文書管理	b	b					
6 適正な監査の実施等	В	В			!	第7	
						- 6	
7 業務運営能力の向上等	В	В			[第7	
						- 7	
(1)研修の充実	b	b					
(2)委託業務の質の向上	b	b					
8 温室効果ガスの排出の削	В	В			:	第7	
減						- 8	
	I	I	l	ı l	I	ļ	

В	В			第2								
				-4								
В	В			第2								
				-5								
а	b											
b	b											
b	b											
	B a b .	B B b b b	B B a b b b	B B a b b b	B B 第2 -5	B B 第2 -5 -5	B B 第2 -5 a b b b	B B 第2 -5 a b b b				

^{※1} 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

^{※2} 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

1. 当事務及び事業に関する	3基本情報		
第1一1	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー 行政事業レビューシート	事業番号:

①主要なアウ	トプット(ア	プウトカム)情	報					②主要なインプット	情報(財務情報)	及び人員に関す	つる情報)		
評価の対象	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
となる指標													
国民年金の	不整合者		0.52%	0.55%				予算額(千円)	179, 440, 771	168, 874, 126			
被保険者記	の占める												
録との突合	割合を												
による不整	0.6%以下												
合者の割合													
								決算額 (千円)	173, 641, 290	163, 701, 301			
			·	·		•		経常費用 (千円)	100, 020, 386	64, 400, 788			
								経常利益 (千円)	$\triangle 21, 733, 285$	6, 790, 063			
								行政コスト (千円)	100, 020, 386	64, 422, 069			
								従事人員数	38. 13	38. 63			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の業務実績	• 自己評	価		主務大臣による評価
					業務実	績		自己評価		
第3 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する事 項	その他の業務の質	提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目						A	評定	
1 農業者年金事業								В	評定	
(1の係ア ・	の係ア 格保に決基れのに 関続る届入や準要あま機対修て解理を託用務迅事被の険関定金た処行業にが主出内添備するえ関象会、及能図機及 速務保適料すにに届理う務お長な書容付にるこ業担と等度び力り関び か処除用のるい提出を 受い期因等の書時こと務当すにへ事の業でい つ理険用のるい提出を 受い期因等の書時こと務当すにへ事の業でい つ理険用のるい提出を 受い期因等の書時こと務当すにへ事の業で期	の係ア の料るい出等に託て化は記や備ると務者研て解能り関速す適業 な の料るい出等に託て化は記や備ると務者研て解能り関速す用務迅事被適の処てさの行機、す、入添にこを受を修、及力、で化及 速務保用収理、れ処う関手る届内付時と踏託対会制びの業のにび か処険及納決基た理。関続主出容書間でま機象等度事向務処な収 つ理者びに定金届を業にがな書の類をあえ関とにへ務上受理努 の 質保関にに出迅務お長要等確の要る、担すおの処を託のめ	・申出書等の処理状 況の調査結果の公 表。 <評価の視点> ・事務処理遅延等が 発生した場合に	年度の(以下の) での) での) での) での) まび書 という。 (本) での) まび書 という。 (本) での) での) まび書 という。 (本) がいっまび書 という。 (本) がいっまび書 という。 (本) がいっまび書 という。 (本) がいった。 (本) がいる。 (本) がい	「大きな」と、「いきな」と、「いきな」、「いきな」、「いきな」と、「いきな」と、「いきな」、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、「いきない、いきない、	務研修会」(令和6年)。)において、制度 において、制度 において、制度 において、制度 が主催する農 においても制度である。 書類の説明を行った では、令和6年9月 で公表した。 自身 は、一次のでは、令和6年9月 で公表した。 自身 は、一次の理(b) は66 は49 ま務処理状調査を 20日を 現間 内処理 (b) は66 は49 ま務処理 に、「業務改善計画(こ、「業務改善計画(こ、「業務改善計画(この) において、 は、	開年への 業の。)理 月 件 100 合間告再 関 3該遅提催6の説 委他 内分 及 、100 和と書発 係 件業延出や開解を 会届 処い 令) 0 年、速止 届 事受告求	令和6年8月処理分及び令和7年2月処理分のいずれも標準処理期間内処理の割合が100%となった。また、業務受託機関での事務処理遅延が発生したが、届出者への説明対応、業務改善計画(再発防止策)の提出を求めた。遅延していた届出書については、迅速に処理を行い、提出された業務改善計画を供覧した。以上のことからb評定とした。	評定	

	出書等につい	める通常要す				
	ては、標準処理	べき標準的な				
	期間(基金が定	期間をいう。以				
	める通常要す	下同じ。)内に				
	べき標準的な	処理すること				
	期間をいう。以	とし、届出書等				
	下同じ。)内に	の処理状況の				
	処理すること	調査を8月と				
	とし、その結果	2月に行い、そ				
	について、毎年	の結果を翌月				
	度、定期的に公	の日子と3月				
	表する。	に公表します。				
	なお、不備が	なお、不備が				
	判明した届出	判明した届出				
	書等について	書等について				
	は、補正等が早	は、補正等が早				
	急に行われる	急に行われる				
	よう業務受託	よう業務受託				
	機関へ迅速な	機関へ迅速な				
	返戻等を行う	返戻等を行う				
	とともに、適正	とともに、適正				
	な届出書等の	な届出書等の				
	提出が行われ	提出が行われ				
	るよう指導す	るよう指導し				
	る。	ます。				
	仮に事務処	仮に事務処				
	理誤りや事務	理誤りや事務				
	処理遅延が発	処理遅延が発				
	生した場合に	生した場合に				
	は、適切にその	は、適切にその				
	原因の究明及	原因の究明と				
	び再発防止策	再発防止策を				
	を講じる。	講じます。				
	また、毎年	また、年1				
	度、業務受託機	回、業務受託機				
	関における事	関における事				
	務処理状況を	務処理状況を				
	調査し、著しい	調査し、著しい				
	遅延が発見さ	遅延が発見さ				
	れた場合には、	れた場合には、				
	当該業務受託	当該業務受託				
	機関に対して	機関に対して				
	原因の究明と	原因の究明と				
	再発防止策の	再発防止策の				
	報告を求める。	報告を求めま				
		す。				
イ 被保険者資格	イ 被保険者資格	イ 被保険者資格	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
の適切な管理	の適切な管理	の適切な管理	・不整合者の占める	① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録	評定: b	
国民年金被保	国民年金被保	国民年金被保		との整合性を図るため、令和6年4月及び11月に全ての被	被保険者資格記録の突合を年2回	
険者資格記録と	険者資格記録と	険者資格記録と		保険者及び待期者を対象に両記録の突合を実施した。	実施し、不整合者に対して必要な届出	
N I A II III M C	IN I A II III M C	IN I A II HUMC	L	Fig. 6 // C 14/74 6 C/4 SM = F 4 BBSN > // G C ///6 O / C0		1

整合した被保険 者資格記録に基 づき、適切な年 金給付を行うた め、全ての被保 険者及び待期者 を対象に、毎年 度、国民年金被 保険者資格記録 の確認を定期的 に行い、不整合 が確認された者 に対し、必要な 手続を遅滞なく 行うよう働きか ける。

では を を を を ににを ににを い用防特出定可検 特いた保れす保に的とを 特いた保れす保に的とを がうる。

【指標】

国民年金の 被保険者記録 との突合を年 2回以上実施 する。

(前中期目標期間実績:年2回) の 不整合者の 占める割合を 0.6%以下と する。

> (前中期目標期間の平均値: 0.58%)

不整合が確認 された者に対し ては、不整合事由 を通知し、資格記 録の訂正等に必 要な届出書等の 提出を遅滞なく 行うよう働きか けるとともに、業 務受託機関に不 整合が確認され た者の不整合記 録を掲載したリ ストを送付し、業 務受託機関から も該当者へ同様 の働きかけがな されるようにす

これらの取組 を通じて、不整 合者の占める割 合を 0.6%以下 とする。

また、特例保険

料について、要件 を満たして、といって、といって、といって、といって、といって、といって、といった。 所止するため、中日 に加えて、またののは、またののは、またののでは、またのでは、ま <その他の指標>

整合した被保険

者資格記録に基

づき、適切な年

金給付を行うた

め、全ての被保

険者及び待期者

を対象に、国民

年金被保険者資

格記録の確認を

年2回以上実施

不整合が確認

された者に対し

ては、不整合事

由を通知し、資

格記録の訂正等

に必要な届出書

等の提出を遅滞

なく行うよう働

きかけるととも

に、業務受託機

関に不整合が確

認された者の不

整合記録を掲載

したリストを送

付し、業務受託

機関からも該当

者へ同様の働き

かけがなされる

ようにします。

これらの取組

を通じて、不整

合者の占める割

合を 0.6%以下

また、特例保

険料について、

要件を満たして

いない被保険者

に適用されるこ

とを防止するた

め、年1回、特例保険料の対象

とします。

します。

- ・農業者年金被保険 者記録と国民年金 保険者資格記録と の突合の実施。
- ・突合結果を踏まえた適正な管理。

<評価の視点>

- ・突合を行ったか。
- ・その結果、不整合 となった被保険者 等に対し、必要な 申出書等の提出を 遅滞なく行うよう 働きかけている か。

この突合結果により、不整合となった被保険者等(以下「不整合者」という。)に係る記録確認リストを不整合者がいる業務受託機関へ送付し、必要な届出書等を速やかに提出するよう指導を依頼するとともに、基金からも不整合者に対して申出書等の提出を促すための通知を送付した。 書等の提出を遅滞なく行うよう、①不整合者に係る記録確認リストの業務受託機関へび送付、②不整合者に対する届出書等の提出を促すための通知の送付、③国民年金付加保険料納付の

【不整合者の状況】

(単位:人、%)

突合年月	突合対象	不整合者数【不	整合者の割合】
矢百年月	者数	当初	6か月経過後
令和6年4月	68, 637	1, 163 [1.69]	376 [0.55]
令和6年11月	68, 220	944【1.38】	_

主な不整合事由が、国民年金付加保険料の記録がないことであることから、業務受託機関に対して、国民年金付加保険料納付の届出が必要であることを記載した「農業者年金に関する重要事項のご案内」(以下「重要事項」という。)について、新規加入申込者及び再加入申込者への説明及び配付を徹底するとともに、国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うよう依頼した。

また、加入申込書に業務受託機関が加入申込者に対して重要事項の説明及び配付を行ったことを確認する欄を設け、指導の徹底を図っている。

② 政策支援加入している全ての被保険者を対象に、令和7年 3月下旬に自己点検票を送付し自己点検を行ってもらった。 点検の結果、不整合であった場合には、速やかに届出書の 提出を行うよう周知した。 書等の提出を遅滞なく行うよう、①不整合者に係る記録確認リストの業務受託機関への送付、②不整合者に対する届出書等の提出を促すための通知の送付、③国民年金付加保険料納付の義務を記載した重要事項の説明・配付の徹底、④研修会等における周知、⑤従来の新規加入時に加えて、再加入の重要事項の説明・配付の実施等、取組可能な働きかけを粘り強く行い、平整合者の占める割合が年度計画の目標である0.6%以下を下回り、かつ前中期目標期間の平均値0.58%も下回る0.55%となったことからb評定とした。

(評定区分)

- s:取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善 を要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する

		なく行うよう働				
		きかけます。				
ウ 保険料収納業	ウ 保険料収納業	ウ 保険料収納業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
務の円滑な実施	務の円滑な実施	務の円滑な実施	_	① 毎月、口座振替不能者(以下「振替不能者」という。)がい	評定: b	
保険料を円滑	保険料を円滑	保険料を円滑		る業務受託機関にリストを送付し、当該業務受託機関から振	毎月、振替不能者が発生した JA に	
かつ確実に収納	かつ確実に収納	かつ確実に収納	<その他の指標>	替不能者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な届出書	対しリストを送付し、振替不能者への	
するため、口座	するため、口座	するため、口座	口座振替不能者等	等の提出について指導するよう依頼している。	対応等を依頼した。	
振替が不能とな	振替不能該当者	振替不能該当者	のリストの送付及		また、12回継続した振替不能者につ	
った被保険者に	や口座振替停止	や口座振替停止	び指導依頼。	② 12 回連続した振替不能者については、口座振替停止の措置		
ついて、当該被	該当者のリスト	該当者のリスト	・12 回継続して口座			
保険者を業務受	を毎月業務受託	を毎月業務受託		し、当該業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対		
託機関に提示	機関に送付し、	機関に送付し、	ト作成及び働きか			
し、継続加入の	業務受託機関に	業務受託機関に	け依頼。	頼している。	さらに、連続振替不能5回及び10回	
意向確認を行い	おいて該当者へ	おいて該当者へ	<評価の視点>	なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回		
ながら、保険料	の継続加入等の	の継続加入等の	・業務受託機関へリ		知らせを送付し、働きかけを行ったこ	
の納付の指導等	意向確認や相談	意向確認や相談	ストを送付してい	さらに、振替停止となった後も届出書等が未提出の者がい	とからb評定とした。	
その原因に応じ	対応を行うとと	対応を行うとと	るか。	る業務受託機関に対し令和6年9月と令和7年3月にリス	(部分层入)	
た措置を講じる	もに、保険料の	もに、保険料の	・指導等の依頼を行	トを送付し、届出書等の提出の指導を依頼した。	(評定区分)	
とともに、必要した。必要した。	納付や必要な届	納付や必要な届	っているか。	② 自然の中心が生した際の内除性性性の時根にはついては	s:取組は十分であり、かつ、目標	
な手続を遅滞な く行うよう働き	出等の指導がな されるようにす	出等の指導がな		③ 自然災害が発生した際の保険料振替等の取扱いについては 令和6年6月に被保険者に対して情報提供を行った。	を上回る顕著な成果がある	
- 「		されるようにし ます。		〒和り午り月に傚休陝有に刈して情報旋映を行つだ。 	a:取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある	
なお、近年の	る。 また、一定期	まり。 また、12 回			e	
自然災害のリス	間継続して口座	連続して口座振			c:取組は下分であるc:取組はやや不十分であり、改善	
クの高まりかし	振替が不能とな	替が不能となっ			を要する	
ら、当該自然災	っている者につ	ている者につい			d:取組はやや不十分であり、抜本	
害が発生した地	いて、口座振替	て、口座振替停			的な改善を要する	
域等の被保険者	停止の措置を講	止の措置を講じ			17.44ABCX/ V	
へ保険料の振替	じた上で、その	た上で、その者				
等の取扱いにつ	者に対してその	に対してその旨				
いて情報提供す	旨及び口座振替	及び口座振替の				
る。	の再開手続等を	再開手続等を通				
	通知して、意図	知して、意図し				
	しない口座振替	ない口座振替の				
	の防止を図ると	防止を図るとと				
	ともに、業務受	もに、年2回、				
	託機関に定期的	業務受託機関に				
	に口座振替停止	口座振替停止者				
	者のリストを送	のリストを送付				
	付し、業務受託	し、業務受託機				
	機関からも働き	関からも働きか				
	かけがなされる	けがなされるよ				
	ようにする。	うにします。				
	なお、近年の	なお、近年の				
	自然災害のリス	自然災害のリス				
	クの高まりか	クの高まりか				
	ら、自然災害が	ら、自然災害が				
	発生した際の保	発生した際の保				
	険料振替等の取	険料振替等の取				
	扱いについて、	扱いについて、				

			T			
	毎年度、被保険	年1回、被保険				
	者に対し情報提	者に対し情報提				
	供する。	供します。				
エ 過大に納付さ	エ 過大に納付さ	エ 過大に納付さ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
れた保険料の迅	れた保険料の迅	れた保険料の迅	_	保険料の納付後に資格変更及び保険料額変更等により発生	評定: b	
速かつ確実な還	速かつ確実な還	速かつ確実な還		した過大納付の保険料については、速やかに基金から被保険者	発生した過大納付保険料について、	
付	付	付	<その他の指標>	等に対して還付金の発生通知及び請求書を送付した。	速やかに請求書等を送付し、請求があ	
保険料納付後	保険料納付後	保険料納付後	・過大納付発生後の	また、公金受取口座への振込を希望した被保険者等には、マ	ったものについては還付方法ごとの	
に、被保険者資	に、被保険者資格	に、被保険者資	速やかな事務処理	イナンバーによる情報連携後1週間以内に、その他の口座へ振	期間内に還付処理を行ったことから	
格の喪失や保険	の喪失や保険料	格の喪失や保険	の実施。	込を希望した場合は、還付請求があってから1週間以内に還付	b評定とした。	
料額の変更等に	額の変更等によ	料額の変更等に		処理を行った。		
より還付すべき	り還付すべき保	より還付すべき	<評価の視点>		(評定区分)	
保険料につい		保険料につい	・被保険者等からの		s:取組は十分であり、かつ、目標	
て、迅速かつ確		て、被保険者等	請求に基づき1週		を上回る顕著な成果がある	
実に当該被保険		から申出のあっ	間内で処理してい		a:取組は十分であり、かつ、目標	
者等に対し、還		た還付方法ごと	るか。		を上回る成果がある	
付処理を行う。	かつ確実に当該	に、以下の期間			b:取組は十分である	
【指標】	被保険者等に対	内で当該被保険			c:取組はやや不十分であり、改善	
○ 還付金の新た		者等に対し、還			を要する	
な還付方法を踏		付処理を行いま			d:取組はやや不十分であり、抜本	
まえて、標準的		す。			的な改善を要する	
な処理日数を定		・公金受取口座				
めたか。	を踏まえて、標準	へ還付する場				
○ 標準的な処理		合は、マイナ				
日数を定めた年	=	ンバーによる				
度の翌年度以降		情報連携後、				
において、当該		1週間以内。				
処理日数内に還		・還付請求書の				
付処理が終了し		提出により還				
たか。	究明と対策を講	付する場合				
当該処理日数	=	は、被保険者				
内で処理できな かった案件につ		等からの請求 後、1週間以				
いて、適切にそ		で、1 週間以 内。				
の原因の究明と		・直接還付を希				
その対策を講じ		望した者に対				
たか。	預貯金口座の登	全した石に対 し還付する場				
1000	録等に関する法	合は、還付発				
	律(令和3年法	生月の末日か				
	律第38号)第9	ら1週間以				
	条に基づく公的	内。				
	給付支給等口座	なお、当該処				
	情報の活用及び	理日数で処理で				
	独立行政法人農	きなかった場合				
	業者年金基金法	は、その原因の				
	施行令の一部を	究明と対策を講				
	改正する政令	じます。				
	(令和4年政令					
	第 386 号) によ					
	り改正された独					

		立行政法人農業									
		者年金基金法施									
		行令(平成 15 年									
		政令第 343 号)									
		第 31 条第 3 項									
		等に基づく保険									
		料の還付をい									
		う。									
-	(2) 年金等の給付	(2) 年金等の給付	(2) 年金等の給付	<主な定量的指標>	<主要な業務実績	=>			<評定と根拠>	評定	
	業務	業務	業務	一工。6元至67日小	① 都道府県段階	•	関を対象とした	た 「会和6年度農	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	H /C	
	ア・迅速かつ適正	ア・迅速かつ適正	ア 迅速かつ適正	<その他の指標>				開催)(以下「入門			
	な事務処理	な事務処理	な事務処理	・申出書等の処理状	研修会」という。				催する研修会等において、農業者年金		
	年金及び死亡	年金及び死	年金及び死	況の調査結果の公				いう。)及び都道	制度への理解及び事務処理能力の向		
	一時金の給付に	亡一時金の給	亡一時金の給				· · · · · · -	いて、年金制度や	上を図り、業務受託機関における処理		
	係る裁定につい	付に係る裁定	付に係る裁定	20	事務処理の注意				の迅速化に努めた結果、年金裁定請求		
	て、標準処理期	について、基金	について、基金	<評価の視点>	事切之生 7 正心	W.4 5 M.01 OV	-0		書等の標準処理期間内の処理割合は、		
	間内に処理を行	に提出された	に提出された	・標準処理期間内に	② 提出のあった	- 年金裁定請求	書等に係る煙	進処理期間 (60	99.56%となった。また、定期的にこの		
	うとともに、そ	請求書等の処	請求書等の処	処理しているか。					お果を基金ホームページで公表した。		
	の処理状況を、	理を迅速に行	理を迅速に行	CHO (5%)	I			それの結果を翌			
	毎年度、定期的	う。	う。業務受託機		' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '			ニームページで公			
	に公表する。	業務受託機	関において、手		表した。	717 11711 1 6	//// (C盆並べ	. 21	講じたことから、取組は十分であり、		
	仮に事務処理	関において、手	続が長期化す		1010				b評定とした。		
	誤りや事務処理	続が長期化す	る主な要因は、		 【標準処理期間内	加理割合】		(単位:件、%)	DITALE OTCO		
	遅延が発生した	る主な要因は、	請求書等の記		処理月		######################################		(評定区分)		
	場合には、その	請求書等の記し	入内容の確認			処理件数(a)	期間内処理(s:取組は十分であり、かつ、目標		
	原因の究明と再	入内容の確認	や添付書類の		令和6年8月	1, 904	1,888	99. 16	を上回る顕著な成果がある		
	発防止策を講じ	や添付書類の	準備に時間を		令和7年2月	2, 443	2, 440	99. 88	a:取組は十分であり、かつ、目標		
	る。	準備に時間を	要することで		計	4, 347	4, 328	99. 56	を上回る成果がある		
	【指標】	要することで	あることを踏		(a) 110.74 (c) 3.4 (10.8)	B	/= -m\D -< \\\		b: 取組は十分である		
	○事務処理遅延	あることを踏し	まえ、業務受託					発していること	c:取組はやや不十分であり、改善		
	等が発生した場	まえ、業務受託	機関担当者を					L理状況調査を行	を要する		
	合には、適切に	機関担当者を	対象とする研					9月20日にか	d:取組はやや不十分であり、抜本		
	その原因の究明	対象とする研	修会等におい					(死亡関係4件、	的な改善を要する		
	と再発防止策を	修会等におい	て、制度への理		2 3,,,,,,	件)の事務処均	望進 か発見し	たとの報告があ	17.4 以日 2 女 7 · 3		
	講じたか。	て、制度への理	解及び事務処		った。			- 3V BB 11 -1.			
	п 1.1. О ГС № 0	解及び事務処	理能力の向上					への説明・対応、			
		理能力の向上	を図り、業務受					文善計画(再発防			
		を図り、業務受し	託機関での処		l			対策を行い、遅延			
		・	理の迅速化に		していた届出書	か処理を行った	-0				
		理の迅速化に	努めます。		(A) ≠ ₹ Ln → m . U \ >=		F 02 44-74-7-	32 146 HB = 8 19 17			
		努める。	これにより、		④ 事務処理状況						
		これにより、	提出された請		l			件)の事務処理			
		提出された請し	求書等につい		遅延が発覚した	** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *					
		求書等につい	ては、標準処理					への説明・対応、			
		ては、標準処理	期間内に処理					文善計画(再発防			
		期間内に処理	することとし、		l			対策を行い、遅延			
		することとし、	請求書等の処		していた届出書	か処理を行った	-0				
		その結果につ	理状況の調査								
		いて、毎年度、	を8月と2月								
		定期的に公表	に行い、その結								
			(一)1 4 / (4)		l						

する。	果を翌月の9							
なお、不備が	月と3月に公							
判明した請求	表します。							
書等について	なお、不備が							
は、補正等が早し	判明した請求							
急に行われる	書等について							
よう業務受託	は、補正等が早							
機関へ迅速な	急に行われる							
返戻等を行う	よう業務受託							
とともに、適正	機関へ迅速な							
な請求書等の	返戻等を行う							
提出が行われ	とともに、適正							
るよう指導す	な請求書等の							
る。	提出が行われ							
仮に事務処	るよう指導し							
理誤りや事務	ます。							
処理遅延が発し	仮に事務処							
生した場合に	理誤りや事務							
は、適切にその	処理遅延が発							
原因の究明と	生した場合に							
再発防止策を	は、適切にその							
講じる。	原因の究明と							
また、毎年	再発防止策を							
度、業務受託機	講じます。							
関における事	また、年1							
務処理状況を	回、業務受託機							
調査し、著しい	関における事							
遅延が発見さ	務処理状況を							
れた場合には、	調査し、著しい							
当該業務受託	遅延が発見さ							
機関に対して	れた場合には、							
原因の究明と	当該業務受託							
再発防止策の	機関に対して							
報告を求める。	原因の究明と							
	再発防止策の							
	報告を求めま							
	す。							
イ 年金等の受給 イ 年金等の受給			業務実績>			<評定と根拠>	評定	
漏れの防止漏れの防止	漏れの防止		改正により令和4年	- / - / - / - / - / - / - / - / - / - /				
年金を受給す 新制度の農業	新制度の農業		朝の選択肢が拡大(65			60 歳以上の偶数歳の誕生日の 1 ヶ		
るための請求手 者老齢年金につ	者老齢年金につ <その他					月前となる者に対しては情報提供を		
続きを知らない いては、60歳以	I					行い、65歳の誕生日の1ヶ月前になる		
などの理由で、 上 75 歳未満の	上 75 歳未満の		歳になる方を対象に、	誕生日の1ヶ月	前に案内ハガキ	者に対しては、裁定請求の勧奨を行っ		
年金を受給する 15 年の間で受	15 年の間で受 <評価の		した。			て速やかな裁定請求書の提出を働き		
ことができない 給開始時期を選	I	に裁定請求				かけた。		
といった事態が 択できることか		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	降1年おきの案内ハス		(単位:件)	また、65歳を超えても裁定請求を行		
生じないよう、 ら、年金を請求		施している対象			9月	っていない者に対して、勧奨状を送付		
年金を請求できています。	できる者に対しか。			88 485 497	492	し、速やかな裁定請求書の提出を働き		
る年齢に達した て 60 歳以降の	て 60 歳以降の	歳•6			3月 計	かけた。その結果、新制度の農業者		
者に対して定期 偶数歳の誕生日	偶数歳の誕生日	66 歳	530 637 7	792 738 756	667 6, 998	老齢年金の未裁定者が、令和6年度当		

的に情報提供す	の1ヶ月前にハ	の1ヶ月前にハ											初 130 名であったものが、32 名減少し		
る。	ガキによる情報	ガキによる情報		② 年	金等の受	を給漏れ	いが発生	_E しない	いよう、	新制质	要又は	旧制度に	て98名となった。		
また、受給権	提供を行う。	提供を行いま										る誕生日			
が発生する 65	また、旧制度	す。		の1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな							-, -	- */ -			
歳到達目前の者	の農業者老齢	また、旧制度		裁定請求書の提出を働きかけた。						77711) ·1 \	XE (年金及び死亡一時金を請求している		
に対して裁定請	年金について	の農業者老齢年		37/1/	, H 10 UH	» IVEIN C	- 130 C N	, 1, 100					いその遺族に対して、必要な手続を行		
求の勧奨等の通	受給権が発生	金について受給		【問む	たく母組	合権が登	&生する	5者 (6	5 盎到	幸 1 ヶ	日前)	生に分す	うよう働きかけを行った。		
知を行い、遅滞	する者等に対し	権が発生する者			文書の記			о ⁻ Б (0	0 //汉卫门	Œ 1 7 .		单位:件)			
なく裁定請求を	して、65歳にな	等に対して、65						6 H	7 H	8月		<u> </u>	b評定とした。		
行うよう働きか	る誕生日の1	歳になる誕生日		6		4万	3 Д	ОЛ	1万	0 万	9 /3		DITALE COICO		
けるとともに、	ヶ月前に、裁定			l I		170	150	1.40	150	100	1.04		(評定区分)		
66 歳を超えた未	請求手続の方	裁定請求手続の		易		179	158	146	152	182	164		s:取組は十分であり、かつ、目標		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				至					-	-	-				
請求者に対して	法を案内する	方法を案内する		道	1			1.00		1.04			を上回る顕著な成果がある		
も裁定請求の勧	文書を送付し	文書を送付して			1	201	167	166	153	184	172		a:取組は十分であり、かつ、目標		
奨等の通知を行	て裁定請求の	裁定請求の勧奨		ク			-		-	-	-		を上回る成果がある		
j.,	勧奨等を行い、	等を行い、遅滞		月月	I								b:取組は十分である		
このほか、年	遅滞なく裁定	なく裁定請求を		育	1 =1	380	325	312	305	366	336		c:取組はやや不十分であり、改善		
金が振込不能と	請求を行うよ	行うよう働きか		0) ' '			"-					を要する		
なった受給権者	う働きかけを	けを行います。		才			-		-	-	-		d:取組はやや不十分であり、抜本		
や加入者の死亡	行う。	さらに、既に		I —	分	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	計	的な改善を要する		
による未支給年	さらに、既に	受給権が発生し		6	1 " '										
金及び死亡一時	受給権が発生	ているにもかか		蒙		181	216	281	225	252	199	2, 335			
金の請求をして	しているにも	わらず裁定請求		至											
いないその遺族	かかわらず裁	を行っていない		道	曽旧										
に対して、必要	定請求を行っ	者に対しても、		1	制	166	193	275	248	240	219	2, 384			
な手続を行うよ	ていない者に	6月に文書を送		ク											
う可能な限りの	対しても、毎年	付して裁定請求		月月											
働きかけを行	度、文書を送付	の勧奨等を行い		前	計計	347	409	556	473	492	110	4, 719			
う。	して継続的に	ます。		O.) ' '	347	409	330	413	492	410	4, 719			
	裁定請求の勧	このほか、口			í										
	奨等を行う。	座解約等により													
	このほか、口	年金が振込不能		3 65	歳を超	えてもま	战定請:	求を行	ってい	ない者	896	人(旧制度			
	座解約等によ	となった受給権		766	人、新制	度 130	人) に	対して	て、令利	和6年	6月に	勧奨状を			
	り年金が振込	者や死亡届が提		送付	し、裁詞	2請求書	書の提出	出を働き	きかけ	た。					
	不能となった	出されているに													
	受給権者や死	もかかわらず未		4 □	座解約	等により	り年金	が振込	不能と	なった	こ受給	権者や死			
	亡届が提出さ	支給年金及び死		亡届	が提出る	されてい	いるに	もかか	わらす	未支約	合年金	及び死亡			
	れているにも	亡一時金を請求		一時	金を請え	求してい	いない	その遺	族がレ	る業務	务受託	機関に対			
	かかわらず未	していないその		し令	和6年8	3月に関	関係リス	ストをi	送付し、	当該	業務受	託機関か			
	支給年金及び	遺族に対して、			象者に対										
	死亡一時金を	届出書等の提出				- •	, -	- 4		_ 14 **					
	請求していな	を勧奨します。													
	いその遺族に														
	対して、届出書														
	等の提出を勧														
	奨する。														
ウ 受給資格のあ	ウ 受給資格のあ	ウ 受給資格のあ	<主な定量的指標>	<主要	な業務実	尾績>							<評定と根拠>	評定	
る者への適切な	る者への適切な	る者への適切な		1)ため、	受給棒	権者に対	付して	令和6	年5月末	評定 : b		
年金給付	年金給付	年金給付		-								よいこと)			
毎年度、支給	毎年度、現況		<その他の指標>	1	認を行っ			-				ŕ	よる受給資格の確認、現況届未提出に		
毎年度、支給	毎年度、現況	現況の確認が	<その他の指標>	の確	認を行っ	った。							よる受給資格の確認、現況届未提出に	<u> </u>	

停止事由該当の 有無や生存の確 認を定期的に行 い、支給停止事 由に該当する疑 いのある者及び 死亡の疑いのあ る者の関係者に 対して、必要な 届出書の提出の 指導等を行うと ともに年金給付 を一時差し止め るなど、年金の 支給停止事由該 当者や失権者に 対し、長期にわ たって年金が給 付されることを 防止する取組を 行う。

現出は業付奨のた者支めのつ表会出出を未年差に、のを責提提を未年差のがある。

また、国民年 報の確認等を亡 報のでいる受給を 発われるで会に対する を保留する なるない。

行います。

これらの取組 を通じて、年金 の支給停止事由 に該当している 者や失権者に対

<評価の視点>

- ・受給権者に対し て、現況届を送付 し、受給資格の確 認を行っている か。
- ・経営移譲年金等受 給権者と経営所得 安定対策等交付金 申請者を突合し、 適切な年金給付を 行っているか。
- ・国民年金の受給権が最かれる受給権が疑われる受給権をは対する支払を員に対する支払を員に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。

なお、現況届未提出の防止及び受給資格の確認に資するため、現況届未提出者一覧を該当者のいる農業委員会へ送付し、現況届の提出の勧奨及び未提出となっている理由の確認等を依頼した。

それでもなお現況届が未提出の受給権者については、令和 6年11月以降の年金の支払いを差し止めた。

【現況届関係処理実績】

現況届送付	209,539 人
現況届等の提出者	208,554 人
現況届の未提出者(注1)	985 人
未提出者一覧の送付(注2)	1,171 農業委員会

- (注1) 現況届の未提出者数は、令和7年3月末日時点。
- (注2)未提出者一覧の送付農業委員会数は、当該一覧の送付 時点(令和6年8月22日)
- ② 令和6年度の現況届の対象となる経営移譲年金等受給権者と、令和5年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、該当した23名を現況届の再確認該当者一覧に取りまとめ、該当者のいる農業委員会に送付し、農業委員会において、経営移譲年金等の受給要件を満たしているかどうかの確認を行った。(令和7年3月末日現在:支給停止該当2名、確認中0名、錯誤等21名)
- ③ 毎月、国民年金の受給権者情報の確認を行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届等の提出の勧奨を依頼した。

【国民年金の受給権者情報の確認】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
支払保留人数							
(死亡疑等)	289	319	329	254	210	189	
確認依頼							
農業委員会	213	233	247	199	161	146	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支払保留人数 (死亡疑等)	288	263	288	295	278	300	3, 302
確認依頼 農業委員会	206	189	218	227	215	213	2, 467

よる差止者の調査、経営移譲年金等受給者と経営所得安定対策等交付金申請者の突合、国民年金の受給権者情報(死亡情報)の確認を行うなど、適切な年金給付に努めたことから、取組は十分であり、b評定とした。

(評定区分)

- s:取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善 を要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する

		1 目押にわた				
		し、長期にわた				
		って年金が給付				
		されることを防				
		止します。				
工 源泉徴収事務	工 源泉徴収事務	工 源泉徴収事務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
の適切な実施	の適切な実施	の適切な実施	_	所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏ま	評定: b	
今後、所得税	所得税等の	所得税等の源		え、事務処理フロー及び扶養親族等申告書等の関係書類の見直	該当者へ扶養親族等申告書等を送	
等の源泉徴収を	源泉徴収漏れ	泉徴収漏れ等が	<その他の指標>	しを行い、令和6年 11 月に扶養親族等申告書を対象者に送付	付し適正に処理を行ったことから、取	
要しない限度額	等がないよう、	ないよう、税制	_	した。	組は十分であり、b評定とした。	
を超える年金を	税制改正等も	改正等も踏ま				
受給する者が飛	踏まえ、事務処	え、事務処理フ	<評価の視点>		(評定区分)	
躍的に増えるこ	理フロー及び	ロー及び扶養親	・該当者へ扶養親族		s:取組は十分であり、かつ、目標	
とが見込まれる	関係書類の見	族等申告書等の	等申告書等を送付		を上回る顕著な成果がある	
ため、徴収漏れ	直しを毎年度	関係書類の見直	し適正に処理を行		a:取組は十分であり、かつ、目標	
等がないよう源	行い、源泉徴収	しを行い、11月	ったか。		を上回る成果がある	
泉徴収に係る事	に係る事務を	に扶養親族等申			b:取組は十分である	
務を適正に処理	適正に処理す	告書を対象者に			c:取組はやや不十分であり、改善	
する。	る。	送付し、源泉徴			を要する	
		収に係る事務を			d:取組はやや不十分であり、抜本	
		適正に処理しま			的な改善を要する	
		す。				

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
第1-2	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート事業番号:
度		レビュー	

2.	. 主要な経年ラ	データ															
	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報										②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
	指標等	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
			(前中期目標期間最														
			終年度値等)														
										予算額(千円)	100, 533	104, 643					
										決算額 (千円)	99, 539	102, 878					
										経常費用 (千円)	4, 439, 041	9, 561, 160					
										経常利益 (千円)	23, 384, 833	△7, 391, 389					
										行政コスト (千円)	4, 439, 041	9, 561, 162					
										従事人員数	7. 14	7. 14					

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の業務実績	・自己評価		主務大臣による評価
					業務等			自己評価	
年金資産の安	2 年金資産の	2 年金資産の						A	評定
全かつ効率的な	安全かつ効率	安全かつ効率							•
運用	的な運用	的な運用							
年金資産は、			<主な定量的指標>	 <主要な業務実績>				<評定と根拠>	評定
平金貝座は、 将来にわたっ			<土なた里的拍信/	,		つ効率的に年金資産	の答理、海田な行		計化
て安定的に年			_					詳定: a 運用基本方針に基づき、安全か	
金及び死亡一			 <その他の指標>			- · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	一連用基本方針に基づき、女生が一つ効率的に運用を行った。	
毎 及 ひ 死 し 一 時 金 を 給 付 し			・安全かつ効率的な						
付金を柏竹し ていくための			管理・運用。					用部分については、長期的な総	
大切な財源で			百 垤・ 理用。	ートフォリオに区分 つ、以下のとおり安			1 尹垻を退寸しつ	日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日	
人切な財 源 で あり、その運用			 <評価の視点>	つ、以下のとねり女 	・土川・ノ州半町に埋	カゼ11ンだ。		角収益の確保を削促としつう、連 用利回り及び ESG 投資の持続的	
の成果が、個々			< 辞価の視点 /	 ① 被保険者ポート	フェリナ			一 一 一 一 大確保に資するよう、信用格付の	
の年金額等や			・午金紹行寺準備金 運用の基本方針に	0 10 11 10 11		学、国内株式、外国	信光 M冝灶ゴア	状況等を踏まえ、令和7年度か	
年金財政に直			連用の基本方針に 基づき、運用して			ま、国内体式、クト国 末残高 2,904 億円		仏祝寺を踏まえ、市和イ年度か ら、地方債及び財投機関債等の債	
接影響を及ぼ			蒸りさ、運用して いるか。		用 2, 205 億円))。		(日豕座用 099 怎	券種別ごとの保有上限額を撤廃	1
安影響を及は すものである			(いのか。			こついては、令和6	年 19 日 10 日に		
ことから、年金						- フィー・ストライロン 正用委員会において			
資産を安全か						B用安貞去において 利回り及び ESG 打			
つ効率的に運						記等を踏まえ、令系			
用することと						リごとの保有上限8		/_0	
し、以下の取組						ことについて了承を		(評定区分)	
を行う。						の各資産の収益率の	· · · -	s:取組は十分であり、かつ、	
(1) 基本方針に	(1)基金方針に	(1)基本方針に			は以下のとおりで		この資産の・	目標を上回る顕著な成果	
基づく安全かつ	基づく安全か	, , ,		, , , , , , <u>, , , , , , , , , , , , , </u>	100/1000	·) > 1C ₀	(単位:%)	がある	
効率的な運用	つ効率的な運	つ効率的な運				ベンチマークの	乖離	a:取組は十分であり、かつ、	
年金資産の		用			収益率 (A)	収益率 (B)	(A - B)	目標を上回る成果がある	
管理・運用につ	年金資産の			国内債券	▲ 4. 74	▲ 4. 73	▲0.01	b:取組は十分である	
いては、独立行	管理・運用に	管理・運用につ		国内株式	▲ 1.60	▲ 1.55	▲ 0. 05	c:取組はやや不十分であり、	
政法人農業者	ついては、独			外国債券	▲0.88	▲ 0. 91	0.03	改善を要する	
年金基金業務	立行政法人農	政法人農業者		外国株式	6. 72	6. 82	▲ 0. 10	d:取組はやや不十分であり、	
方法書におけ	業者年金基金	年金基金業務		※ 四捨五入の阝	関係で合計が合わない	<u></u> 場合がある。		抜本的な改善を要する	
る年金給付等	業務方法書に	方法書におけ							
準備金の運用	おける年金給	る年金給付等		② 受給権者ポート	フォリオ				
に関する基本	付等準備金の	準備金の運用		運用基本方針に	基づき、国内債券	及び短期資産による	運用を行った。		
方針 (以下「運	運用に関する	に関する基本		(令和7年3月	末残高 1,098 億円	(全額自家運用))			
用基本方針」と	基本方針(以	方針(以下「運							
いう。)に定め	下「運用基本	用基本方針」と		③ 被保険者危険準					
る政策アセッ	方針」とい	いう。)に定め				よる運用を行った	0		
トミクスによ	う。) に定める			(令和7年3月	末残高 137 億円)				
る分散投資を	政策アセット	トミクス(年金							
行うとともに、	ミクスによる	資産の構成割		④ 受給権者危険準					
運用基本方針	分散投資を行	合)による分散		運用基本方針に	基づき、短期資産に	よる運用を行った	0		
に基づき安全	うとともに、	投資を行うと			末残高 61 億円)			1	

行う。 【指標】 〇 被保険者ポートフォグののとででは、 を変しているでは、 本ではいるでは、 をはいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を全に ポオベ並をて益チ当がよ と と は ポオベ並をて 益チ当がよ と ない は か り 似 で め か り が よ が り 似 で め で か し 似 か し 似 か し 似 か し 似 か し 似 か し 似 か し 似 か し 似 か し い か し 似 か し い い か し い い い い	被保フ部では、 をは、 でいるでして、 でいるでするでする。 でいるでするでする。 でいるできるでする。 でいるできるでする。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるでは、 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできる。 でいるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる				
(2員二 で金お運等用価う 理てにののグも成し況にを資等リ部成用で環踏況析、ま会、運評モをに割、にリ行資等リ部成用で環踏況析、議判状分タう産を応いう。運よグ有れ員年変でのを 営おご況析リとの確動適ン用る 識た会度を変てのを 営おご況析リとの確動適ン 表を 者資に、化運評行 管いと等等ンと構認状切ス	(2員モ 者た員毎境踏状分 理てにののグも成し況にを)会ニ外で資会年のま況析ま会、運評モをに割、にリ行資等タ部構金に度変え等等た議四用価ニ行資合のにバラ・運にンの成運お運化てのを経に期状分タう産を変、ラ用よグ有さ用い用等運価う営おご況析リとの確動適ン要る 識れ委、環も用・。管いと等等ンと構認状切ス委る	(2)資金運用委員会等によるモニタリング	• 資金運用委員会及	半期末の資産の構成割合については外国株式が乖離許容幅を超えていたが、	資金運用委員会において、令和 5年度通期の運用状況及び運用 結果の評価・分析等を行った。 また、経営管理会議において、	評定
(3) 政策アセットミクスの検証・見直し 政策アセットミクスについて、毎年度、	(3) 政策アセットミクスの検証・見直し 政策アセットミクスについて、毎年度、	(3) 政策アセッ トミクスの検 証・見直し 最新の資産	<その他の指標>	<主要な業務実績> ・ 物価上昇に対応するとともに、引き続き安定的に資産運用を行うため、 資金運用委員会の了承及び農林水産大臣の認可を得て、令和6年4月から、被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミクスの変更を下表の とおり行った。。	<評定と根拠> 評定: b 物価上昇に対応するとともに、 引き続き安定的に資産運用を行うため、政策アセットミクスの変 更を行うとともに、資金運用委員	評定
資金運用委員 会において、運 用環境の変化	資金運用委員 会において、運 用環境の変化	委員会で政策 アセットミク	応じた見直し。		会で複数の経済見通し等を用いて政策アセットミクスの検証を 行ったことから、b評定とした。	

に照らした妥	に照らした妥	い、必要に応じ	資金運用委員会で		○政策アセッ	トミクス			
当性の検証を	当性の検証を	て見直しを行	年金資産の構成割		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	(評定区分)
行い、必要に応	行い、必要に応	います。	合を検証し、必要	変更前	56%	12%	20%	12%	s:取組は十分であり、かつ、
じて見直しを	じて見直しを		に応じ見直しを行						目標を上回る顕著な成果
行う。	行う。		っているか。	変更後	50%	15%	20%	15%	がある
									a:取組は十分であり、かつ、
				令和6年6	月 20 日に開催	した令和6年月	度第1回資金道	軍用委員会にお	
				て、被保険者	ポートフォリオ	について、複数	数の経済見通し	し等を用いて政	
					スの検証を行い				ルギュートフ
					運用の効率性は	は維持されてお	り、現時点にお	おいては見直し	は 改善を要する d:取組はやや不十分であり、
				行わないこと	を了承された。				抜本的な改善を要する
(4) 運用の透明	(4)運用の透明	(4) 運用の透明	<主な定量的指標>	<主要な業務実	績 >				<評定と根拠> 評定
性の確保	性の確保	性の確保	一	令和5年度		1 四半期、第	2 四半期、第3	3 四半期の年金	
年金資産の	年金資産の	年金資産の			、運用成績等に				
運用状況等に	構成割合、運用	構成割合、運用	<その他の指標>		年 11 月 15 日及				
ついては、四半	成績等につい	成績等につい	・年金資産の構成割	した。		•			するとともに、加入者等に対し
期ごとに公表	ては、四半期ご	ては、6月、8	合、運用成績等の						て、運用結果を通知した。
するとともに、	とにホームペ	月、11月及び2	公表。	全ての加入					
各年度末時点	ージで情報を	月までにホー	・加入者に対する運		びその運用収入				
における被保	公表するとと	ムページで情	用結果の通知。		知の趣旨等につ				
険者等に係る	もに、被保険者	報を公表する	• 年金給付等準備金		二次元コードの				
運用結果につ	等に対して、毎	とともに、被保	の運用に関する基		受託機関への送	付を郵送から	メールに変更	し、経費を抑制	
いて、当該被保	年6月末日ま	険者等に対し	本方針の公表。	た。					公開を積極的に行い、運用の透明
険者等に対し、	でにその前年	て、6月末日ま	外部運用を委託する						性の確保を図ったことから、b評
翌年度6月末日までに通知	度末現在で評 価した個々の	でに令和5年 度末現在で評	る運用受託機関名 の公表。	 運用基本方 	4 次入海田禾	:昌今の禾昌夕:	第一届 学坦和 1	はない発車内容が	定とした。
する。	被保険者等に	個した個々の	・資金運用委員会の		ず、真並建用を 委託する運用受				
また、運用基	係る運用結果	被保険者等に	委員名簿、運営規		уш / О. С. /11,2			V CAA OTCO	s:取組は十分であり、かつ、
本方針、資金運	を通知する。	係る運用結果	程及び議事内容の						目標を上回る顕著な成果
用委員会の委	また、運用基	を通知します。	公表。						がある
員名簿、運営規	本方針、資金運	また、運用基							a:取組は十分であり、かつ、
程及び議事内	用委員会の委	本方針、資金運	<評価の視点>						目標を上回る成果がある
容並びに外部	員名簿、運営規	用委員会の委	年金資産の構成割						b:取組は十分である
運用を委託す	程及び議事内	員名簿、運営規	合、運用成績等に						c:取組はやや不十分であり、
る運用受託機	容並びに外部	程及び議事内	ついて計画どおり						改善を要する
関の名称を公	運用を委託す	容並びに外部	公表しているか。						d:取組はやや不十分であり、
表する等、情報	る運用受託機	運用を委託する	・加入者に対し、計画に対し、計画に対象を						抜本的な改善を要する
公開を積極的	関の名称をホールページで	る運用受託機	画どおり運用結果						
に行い、運用の 透明性の確保	ームページで 公表する等、情	関の名称をホ ームページで	を通知している						
を図る。	公衣りの寺、旧 報公開を積極	公表する等、情	か。 ・年金給付等準備金						
스 (의 '의 0	的に行い、運用	報公開を積極 報公開を積極	の運用に関する基						
	の透明性の確	的に行い、運用	本方針を公表して						
	保を図る。	の透明性の確	いるか。						
	— = 0	保を図ります。	外部運用を委託す						
			る運用受託機関名						
			を公表し、資金運						
			用委員会の委員名						
			簿、運営規程及び						

			議事内容を公表しているか。			
	(-)	(-)		No. of the state o		
(5) スチュワー	(5) スチュワー	(5) スチュワー	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
ドシップ責任を	ドシップ責任	ドシップ責任	_	・「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》	1	
果たすための活	を果たすため	を果たすため		の基金としての受入れを表明した「スチュワードシップ責任を果たすため		
動及び ESG を	の活動及び		<その他の指標>	の方針」に基づき、基金及び運用受託機関において、スチュワードシップ		
考慮した投資	ESG を考慮し	ESG を考慮し	・スチュワードシッ			
被保険者等	た投資	た投資	プ責任を果たすた	考慮し、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとと		
の年金資産に	被保険者等	被保険者等				
係る中長期的	の年金資産に	の年金資産に	し、情報の公開を	社会・環境の形成に資するよう努めた。	また、国内債券の自家運用にお	
な投資収益の	係る中長期的	係る中長期的	行う。	運用受託機関における ESG を考慮したスチュワードシップ活動実績に		
拡大に資する	な投資収益の	な投資収益の	/ 年 / 日 ト 、	ついての報告会を、四半期ごとの通常の活動報告とは別に令和6年 10 月		
よう、投資先企	拡大に資する	拡大に資する	<評価の視点>	に開催し、実施状況の確認を行った。	さらに、長期的な総合収益の確	
業の企業価値	よう、投資先企	よう、投資先企業の企業には	・スチュワードシップまなも思われ			
の向上や持続	業の企業価値	業の企業価値	プ責任を果たすた	用受託機関における株主議決権行使の結果を含むスチュワードシップ活		
的成長を促す	の向上や持続	の向上や持続	めの活動を実施	動の実施状況について、ホームページで公表した。	するよう、信用格付の状況等を踏	
観点から、責任	的成長を促す	的成長を促す	し、情報の公開を		まえ、令和7年度から、地方債及	
ある機関投資	観点から、責任	観点から、責任	行っているか。	・「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基	1	
家としてスチ	ある機関投資	ある機関投資		準」に基づき、令和6年7月25日に発行市場でESG債の購入を行い、ホ	1	
ュワードシッ	家としてスチ	家としてスチ		ームページで投資表明を行った(東日本高速道路株式会社社債(日本高速		
プ責任を果た	ュワードシッ	ュワードシッ		道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付))。	とするとともに、アセットオーナ	
すための活動	プ責任を果た	プ責任を果た			ー・プリンシプルの受入れの旨を	
を実施し、その	すための活動	すための活動		 ・ 令和6年12月10日に開催した令和6年度第2回資金運用委員会にお 	1 1 1 1 1	
際には非財務	を実施し、その	を実施し、その		いて、長期的な総合収益の確保を前提としつつ、運用利回り及び ESG 投資		
的要素である	際には非財務	際には非財務		の持続的な確保に資するよう、信用格付の状況等を踏まえ、令和7年度か	た。	
ESG(環境、社	的要素である	的要素である		ら、地方債及び財投機関債等の債券種別ごとの保有上限額を撤廃し、購入	(=T-b 1)	
会、ガバナン	ESG(環境、社	ESG(環境、社		対象とする発行体の拡充を行うことについて了承を得た。	(評定区分)	
ス)も考慮す	会、ガバナン	会、ガバナン			s:取組は十分であり、かつ、	
る。また、その	ス)も考慮す	ス) も考慮しま		・ 運用受託機関に対し、国内債券の運用において、ESG債については、経	1	
活動状況につ	る。また、その	す。また、その		済的合理性を踏まえた上で前向きな姿勢で購入を検討することの確認を	がある	
いて、毎年度、	活動状況及び	活動状況及び		行った。	a:取組は十分であり、かつ、	
公表する。	株主議決権行	株主議決権行			目標を上回る成果がある	
なお、被保険	使の結果等に	使の結果等を		・ 令和6年8月に、内閣官房において、アセットオーナーの運用・ガバナ	b:取組は十分である	
者等の年金資	ついて、毎年	ホームページ		ンス・リスク管理に係る共通の原則である「アセットオーナー・プリンシープン・バケウトと、人たのになる日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	c:取組はやや不十分であり、	
産に係る長期	度、ホームペー	で公表します。		プル」が策定され、令和6年12月10日に開催した令和6年度第2回資金	改善を要する	
的な総合収益	ジで公表する。	なお、被保険		運用委員会の了承を得て、令和6年12月25日にアセットオーナー・プリ	d:取組はやや不十分であり、	
の確保を前提	なお、被保険	者等の年金資		ンシプルの受入れの旨を表明し、運用受託機関に対して、ESG要素を考慮	抜本的な改善を要する	
とし、実務上の	者等の年金資	産に係る長期		しつつ、「企業との対話(エンゲージメント)」や「株主議決権行使」な		
課題を踏まえ、	産に係る長期	的な総合収益		どの対応を行うことを求めるとともに、自家運用において ESG 債の購入を		
ESG 投資を検	的な総合収益	の確保を前提		行うことなどを表明した。		
討する。	の確保を前提	とし、実務上の				
	とし、実務上の	課題を踏まえ、				
	課題を踏まえ、	ESG 投資を検				
	ESG 投資を検	討します。				
	討する。					

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
第1一3	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実											
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート事業番号:									
度		レビュー										

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
若い新規加 入者の確保	令和9年度 末までに 5,500人以 上確保		1,202 人	1,286 人				予算額(千円)	747, 436	732, 977			
								決算額 (千円)	745, 590	730, 797			
女性の新規	令和9年度		705 人	831 人				経常費用 (千円)	748, 030	733, 717			
加入者の確 保	末までに 3,400 人以 上確保							経常利益(千円)	14, 080	10, 778			
					-1	·	I	行政コスト (千円)	748, 030	733, 718			
								従事人員数	3. 23	3.73			

	1	1	1	自己評価及び主務大臣による評価		\.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価 法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 農業者年金					A	評定
制度の普及推		制度の普及推				
進及び情報提		進及び情報提				
供の充実	供の充実	供の充実				
農業者年金						
制度の普及に						
当たっては、						
今後の農業を						
支える青年層						
や女性等に本						
制度の特色が						
広く理解され						
ることにより、本制度へ						
の加入が進						
み、その就農						
や農業への定						
着等が期待さ						
れることか						
ら、青年層の						
農業就業者の						
増加や女性農						
業者が活躍で						
きる環境の整						
備といった、						
基本計画の施						
策の方向性に						
沿って推進す						
ることとし、						
以下の目標の						
達成に向けて						
取り組む。						
(1) # , 曲 場	(1) 盐、曲米	(1) 盐以曲类	/ ナカウ具が化博へ	ノナ亜も光致字体へ	/ 証 ウ 1. 担 加 へ	
(1)若い農業				<主要な業務実績> ぶたの真正、真霊、記録的発見等の名籍自然災害の発出及び歴史的な物価直際などによ	<評定と根拠> 評定:a	評定
者の加入の拡 大	者の加入の拡大	者の加入の拡大		近年の豪雨・豪雪・記録的猛暑等の各種自然災害の発生及び歴史的な物価高騰などにより、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であった。	評正:a 令和6年度の若い農業者の新規	
		大 若い農業者	<その他の指標>	り、展案を取り巻く環境は非常に敵しい状況であった。 このような状況下、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末ま	加入者数は前年度実績を上回る	
技が国の経			- こくが同るが日保/	でに若い新規加入者を 5,500 人以上確保するため、これまでの農業委員会系統組織及び JA	1,286 人となり、5年間の中期目	
業・農村の構		た制度の普及		系統組織による戸別訪問等の加入推進に加え、新たにオンラインセミナーや YouTube 動画	標期間の新規加入目標数の単年度	
造変化が進			<評価の視点>	配信等のデジタル技術も活用した情報発信等にも努めた結果、令和6年度における若い農	当たり (1/5) に相当する 1,100	
み、次世代の				業者の新規加入者数については、1,286人(前年同期比84人増)となった。活動の成果の	人を上回る約 117%の達成率とな	
農業を担って		までに、若い			った。	
いこうとする		新規加入者を	し、実効性のある	なお、新規加入状況について、令和5年度新規加入者を対象としたアンケートの回答を	また、令和5年度の実績(1,202	
者を確保する		5,500 人以上		分析した結果、若い農業者や女性農業者の特徴は以下のとおり。	人) と合わせると 2,488 人の加入	
ことが農政上		確保すること	を行ったか。	(1) 「農業者年金基金に関する広告でご覧になったもの」については、「ポスター、チ	実績となっており、2年連続で上	
の喫緊の課題	進を図り、令	を目指して、		ラシ、広報誌」が全体的に高い回答割合であったものの年代により大きな差はなく、	記の 1,100 人を上回ることで、令	

となっている ため、新規就
農者など農業
の将来を支え
る若い担い手
の育成及び確
保に資するよ う、若い農業
者に重点を置
いた制度の普
及推進を図
り、その加入
の拡大を目指
す。 【指標】
○ 中期目標
期間終了時
までに、新た
に農業者年
金に加入したされるよ
た者のうち 20 歳以上 39
歳以下の者
(以下 「若い
新規加入者」
という。) を
5,500 人以上 確保する。
□ 唯床りる。
加入者にお
ける性別ご
との新規加
入状況等を

和9年度末までに若い新規加入者(20歳以上39歳以下の者)を 5,500人以上確保する。

若い新規加入

者における性

別ごとの新規

加入状況等を

分析し、実効

性のある加入

促進策を推進

していきま

また、予測

し難い外部要

因により、若

い新規加入者

の確保に影響

があった場

合、当該外部

要因に対して

自主的な努力

を行います。

女性では「市町村掲示のポスター、チラシ」について平均を下回る回答割合であった。

- (2) 「加入のきっかけ」については、「家族からの勧め」が 20 代及び 30 代、女性において高い割合となる一方で、「戸別訪問」については女性において平均を下回る回答割合であった。
- (3) 「農業者年金の魅力」については、「税制優遇」は20代において回答割合が平均を下回る一方、「積立方式」及び「保険料補助」については平均よりも高い回答割合となっている。なお、「税制優遇」「積立方式」「終身年金」において、男女間での大きな回答割合の差はみられなかった。
- (4) 「農業者年金の認知度」については、20代は平均よりも下回る回答割合となっている。なお、男女間では女性の方が本制度に係る認知度は低く、この傾向は就農時期 (0-2年前、3-5年前、6年以上前)においても同様であった。
- (5) 「農業者年金を知っていてこれまで加入しなかった理由」については、「詳しい説明を聞く機会がなかった」は20代において平均を若干下回る一方、女性においては平均を上回り、また、「年齢的にまだ加入しなくて良いと思っていた」については、20代が平均を上回る回答割合であった。
- (6) 「政策支援加入しなかった理由」については、20代及び30代において「保険料の額を自由に決めることができない」、「後継者に経営継承できるか分からない」が平均よりも高い割合となり、「政策支援加入の要件を満たしていない」については、女性の回答割合が高かった。

以上のような分析結果を踏まえ、都道府県業務受託機関等に対して過去に作成した加入推進記録簿を活用しつつ、農業委員会やJA等における戸別訪問を引き続き推進し、併せて効果の期待できる既加入者等を通じた配偶者や後継者への働きかけなど家族からの勧めを推進するよう要請した。加えて本制度の認知度向上を図りつつ、保険料補助を含めた農業者年金のメリットなどについて若い農業者の集会の場の活用拡大や基金において初めて農業者等を対象とするオンラインセミナーを開催するなど多くの場面を活用しつつ、発信していく取組を強化したところである。

和9年度末までに5,500人以上確保する目標に対し約45%の進捗率となるとともに、5年間の中期目標期間の新規加入者目標数の2年度当たり(2/5)に相当する2,200人を上回り、約113%の達成率となっている。加入推進活動に係る新たな取組を踏まえ、目標を上回る成果があったことからa評定とした。

(評定区分)

- s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善を要する
- d:取組はやや不十分であり、 抜本的な改善を要する

<目標水準の考え方>

分性入推 いに達な該に主を がの促進予外よ成い外対的行 にあ進し測部りに場部しなっ 実る策かし要目至、要て努か がかた。難因標ら当因自力。

20 歳以上

39 歳以下の						
基幹的農業従						
事者数は、過						
去5年間(平						
成 29 年から						
令和3年まで						
の期間をい						
う。以下同						
じ。) で約						
16%減少して						
おり、さらに						
国年第一号被						
保険者全体の						
保険料免除者						
等も年々増加						
傾向にあり令						
和3年度は約						
46%となって						
いる。						
このよう						
に、加入対象						
者が減少傾向						
にあるため、						
過去5年間の						
若い新規加入						
者実績数の推						
移と同程度以						
上の水準を確						
保することを						
目標とした。						
(2)女性農業	(2) 女性農業	(2) 女性農業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
者の加入の	者の加入の拡	者の加入の拡	_	近年の豪雨・豪雪・記録的猛暑等の各種自然災害及び歴史的な物価高騰などにより、農業		
拡大	大	大		を取り巻く環境は非常に厳しい状況であった。	令和6年度の女性の新規加入者	
女性農業	女性農業者	女性農業者	 <その他の指標>	このような状況下、女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末まで		
			〜〜〜ハ世ツ1日保/			
者は基幹的	が、老後生活	に対する制度	_			
農業従事者	への不安を払	の普及啓発の		統組織による戸別訪問等の加入推進に加え、新たにオンラインセミナーや YouTube 動画配		
の4割(2020	拭しつつ、農	取組を強化	<評価の視点>	信等のデジタル技術も活用した情報発信にも努めるとともに、女性農業委員等を対象とし	り(1/5)に相当する 680 人を	
年農林業セ	業経営に積極	し、令和9年	・女性新規加入者の	た研修会を全国各地で行った結果、令和6年度における女性農業者の新規加入者数につい	上回る約122%の達成率となった。	
ンサス) を占	的に参画でき	度末までに、	状況の分析を行っ	ては、831人(前年同期比 126人増)となった。活動の成果の発揮に加えて一部農産物価格	また、令和5年度の実績(705人)	
め、農業や地	るよう、女性	女性の新規加	たか。	上昇の影響もあったものと考える。	と合わせると 1,536 人の加入実績	
域に人材を	農業者に対す	入者を 3,400	· V	なお、女性の新規加入者に係る令和5年度新規加入者を対象としたアンケートの回答の	となっており、2年連続で上記の	
呼び込み、ま	る制度の普及	人以上確保す		分析については、「Iの3の(1)若い農業者の加入の拡大」に記載したとおりであり、	680 人を上回ることで、令和9年	
た、農業を発	啓発の取組を	ることを目指		「農業者年金の魅力」については女性においても「税制優遇」「積立方式」「終身年金」	度末までに 3,400 人以上確保する	
展させてい	強化し、令和	して、女性の		について高い回答割合であるほか、以下の特徴があると考える。	目標に対し約45%の進捗率となる	
く上で、農業	9年度末まで	新規加入者の		・農業委員会事務局への接触機会が男性に比べ少ない。	とともに、5年間の中期目標期間	
経営におけ	に女性の新規	状況を分析		・加入のきっかけについて、「家族からの勧め」の回答割合は平均より高いが、戸別訪	の新規加入者目標数の2年度当た	
る女性参画	加入者を	し、予測し難		問の割合は低い。	り (2/5) に相当する 1,360人	
は重要な役	3,400 人以上	い外部要因に		・農業者年金の認知度や制度について詳しい説明を聞く機会は男性よりも低く少ない状	を上回り、約 113%の達成率とな	
割を果たし	確保する。	より、女性の		況にある。	っている。	

ている。	当該目標の	新規加入者の	また、農業者年金広報誌『のうねん』の加入者の声の記事などからは、女性は老後の生	加入推進活動に係る新たな取組	
このため、	達成を目指し	確保に影響が	活の意識や、税制面に対しても強い関心があることが推測される。	を踏まえ、目標を上回る成果があ	
老後生活へ	て、女性の新	あった場合、	こうした分析結果を踏まえ、令和6年度については、各都道府県の女性農業者ネットワー		
の不安を払	規加入者の状	当該外部要因	ク組織主催の女性向け研修会において、基金の役職員が講師となり農業者年金制度をテー	: - :	
拭しつつ、農	況を分析し、	に対して自主	マとして説明会を設ける等、都道府県業務受託機関に対し、女性農業者における本制度の認	(評定区分)	
業経営に積	予測し難い外	的な努力を行	知度の向上や理解の促進を図るため、女性農業者が集う会合等において、農業者年金のメリ	s:取組は十分であり、かつ、目	
極的に参画	部要因により	います。	ットを説明する女性向け研修会の開催を要請して実施してもらうなどの加入推進を強化す	標を上回る顕著な成果があ	
できるよう、	目標達成に至	. 3. 7.0	る対策を講じた。また、都道府県業務受託機関等に対して、若い農業者と同様に戸別訪問を	5	
女性農業者	らない場合、		引き続き推進し、効果の期待できる既加入者等を通じた配偶者や後継者への働きかけなど	a:取組は十分であり、かつ、目	
に対する制	当該外部要因		家族からの勧めを推進するよう要請を行ったところである。	標を上回る成果がある	
度の普及啓	に対して自主			b:取組は十分である	
発の取組を	的な努力を行			c:取組はやや不十分であり、	
強化し、その	う。			改善を要する	
加入の拡大	7 0			d:取組はやや不十分であり、	
を目指す。				抜本的な改善を要する	
C I 11 / 6				10/1-10 B 9/1 C 9/1 C	
【指標】					
○中期目標					
期間におい					
て、女性の新					
規加入者を					
3,400 人以上					
確保する。					
予測し難					
い外部要因					
により目標					
達成に至ら					
ない場合、当					
該外部要因					
に対して自					
主的な努力					
を行ったか。					
<目標水準の					
考え方>					
女性の基幹					
的農業従事者					
数は、過去5					
年間で約					
21%減少し					
ており、さら					
に国年第一号					
被保険者全体					
の保険料免除					
者等も年々増					
加傾向にあ					
り、令和3年					
度は約 46%					
となってい					
る。					

このよう						
に、加入対象						
者が減少傾						
向にあるた						
め、過去5年						
間の女性に						
おける新規						
加入者実績						
数の推移と						
同程度以上						
の水準を確						
保すること						
を目標とし						
た。						
(3)加入推進	(3) 加入推進	(3) 加入推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
活動の実施	活動の実施	活動の実施	_	上記(1)及び(2)の目標達成に向け	評定: a	
(1)及び	(1)及び	上記(1)及		ア 「令和6年度における農業者年金加入推進の取組方針」(以下「取組方針」という。)を	以下のとおり、取組方針等の周	
(2)に掲げ	(2) に掲げ	び(2)に掲げ	<その他の指標>	定め、令和6年4月1日付けで各業務受託機関に発出し、令和6年4月に開催した担当者	-	
た目標を達	た目標の達成	た目標の達成	• 都道府県別新規加	会議で改めて、目標達成に向けて取組方針の周知徹底を図った。	ア 市町村・都道府県・全国の各	
成するには、	に向け、基金	に向け、以下	入者に関する目標	取組方針の制定に当たっては、更に効率的かつ効果的に制度 PR を行うため、「デジタ	段階の業務受託機関により、若	
基金及び業	及び業務受託	の活動を行い	の達成状況	ル技術も活用したセミナー等を開催」する旨を追加するとともに、農林水産省から各地方	い農業者や女性農業者に対して	
務受託機関	機関が認識を	ます。	・加入実績が低調な	農政局長経由で全都道府県に通知された「農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼	重点的に加入推進を図ることを	
が認識を共	共有し、一丸	ア 基金及び	地域の活動の活性	について」(令和5年6月 13 日付け農林水産省経営局長通知)について全国の各業務受	明確にした取組方針を定めた。	
有し、一丸と	となって、戦	業務受託機	化による地域間の	託機関に対して改めて周知徹底を図った。	また、業務受託機関に対する	
なって、戦略	略的に加入推	関が認識を	活動格差の縮小	同通知の趣旨を踏まえつつ、第5期中期目標及び同中期計画に基づく加入推進等につ	担当者会議の場において、取組	
的に加入推	進活動に取り	共有し、一丸		いて農業内外の関係機関・団体等との連携強化をはじめ、裾野の広い取組が図られるよ	方針を説明し、周知徹底に取り	
進活動に取	組むため、加	となって、戦	<評価の視点>	う、改めて協力要請を行った。	組んだ。	
り組む必要	入推進の取組	略的に加入	・毎年度、加入推進			
がある。	に関する方針	推進活動に	の取組に関する方	イ 加入推進活動のリーダーを対象とする加入推進特別研修会については、前年度(令和5		
このため、	を定め、業務	取り組むた	針を作成し、若い			
基金は、加入	受託機関の担	め、「令和6	農業者、女性農業		方式を取り入れるなど効率化を	
推進の取組	当者会議等に	年度におけ	者に重点的に加入	局及び農業協同組合の担当者のほか、税理士、ファイナンシャルプランナー及び社会保険	意識し開催手法を工夫しながら	
に関する方	おいて、年1	る農業者年	を勧めることを明		着実に研修会を実施し、制度改	
針を定め、そ	回以上当該取	金の加入推	確にしたか。	また、当該研修会については、制度説明用の動画及び加入推進の具体的な取組等を解説	正の内容を含めた制度説明用の	
の内容を業	組方針の周知	進の取組方	また、年度当初の	した実践動画の上映を研修項目の必須とし、各県で研修項目の統一化を図ることにより、	動画及び加入推進実践動画を必	
務受託機関	徹底を図ると	針」を定めま	業務受託機関の担	地域によって知識等に偏りが出ないよう工夫することに加え、基金からの加入推進事例	ず視聴するなど理解増進や加入	
に周知徹底	ともに、加入	す。また、年	当者会議等におい	等の情報提供のほか、各県段階の業務受託機関による加入推進活動計画の説明や各県の	推進活動の推進に取り組んだ。	
するととも	推進を担う者	度当初の業	て、当該取組方針の独立ない	課題等に応じて社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー等の外部専門家からの講演は行った。		
に、都道府県	を対象とする	務受託機関のおよる	の徹底を図った	演も行った。	ウ 都道府県間の加入推進目標の	
毎に新規加	研修会を開催	の担当者会	か。		達成状況に係る格差縮小に向け	
入者に関す	する。	議等において、半該取組	・若い農業者及び女		て、進捗管理を行うとともに、	
る目標を設	また、都道	て、当該取組 方針の周知	性農業者に重点を	加入者数等について「加入推進ニュース」を作成・提供することにより、各業務受託機関が担保し、対策な業にスニトができるとら対応している。	「加入推進ニュース」の発行を	
定し、当該目 標の達成を	府県毎に新規 加入者に関す	カ針の周知 徹底を図り	置いた加入推進活動の活発化な図る	が現状を把握し、対策を講じることができるよう対応している。 また、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケート	通じて全体・若い農業者・女性のスタンス	
保の達成を 目指して加し	加入有に関す る目標を設定	徹底を図り ます。	動の活発化を図ったか。	また、新規加入省が増減した業務受託機関について、その要囚等を調査するアンケート を実施し、各都道府県において他県の取組等を参考にして活用できるよう、アンケート結	の3区分について都道府県ごと の目標数に対する達成率を提供	
日相して加し 入推進活動	の日標を設止 して、毎月そ	ょり。 イ 制度の理	・都道府県毎に加入		することにより、各業務受託機	
を行う。	の達成状況の	イ 制度の理 解増進や、	・ ・ ・ が は に 加入 推進目標を 設定し	**について取りまとめ及び分別を行った上で促供を行った。 さらに、各ブロック農業者年金業務担当者会議(以下「ブロック会議」という。)の場		
と (17)。 (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14)	フォローアッ	解増進や、 取組方針を	推進日標を設定し て、月別の達成状		メネを指揮し、 ることができるよう対応してい	
【抽除】 ○ これまで	プを行い、業	取組力面を 踏まえて若	況のフォローアッ	とを通じて、取組状況(特に優良事例)の横展開を図った。	る。併せて、ブロック会議にお	
の加入推進	ラゼ11V、未 務受託機関へ	昭またて石い農業者及	プを行い、各業務	こで廻して、枞凪叭仉(竹に度尺ず門)が領戍団で囚づた。	いて優良な取組について共有が	
ツルハ推進	伤又甙饿岗~	V'辰耒 4 以	ノゼリい、台耒務		v.し慶尺は収租にプバし共年か	

に係る課題	の情報提供を	び女性農業	受託機関へ情報提	エ 若者及び女性の市町村別新規加入目標に対する目標達成率が、第4期中期目標期間(平	行われている。	
及び成果等	行うととも	者に重点を	供を行うととも	成30年度から令和4年度)のうち3年以上、全国の市町村平均目標達成率を下回り、か		
を踏まえて、	に、年1回以	置いた加入	に、業務受託機関	つ令和4年12月末の加入対象者数(基幹的農業従事者数-被保険者数)が100人以上の	エ 令和6年度に指定した各特別	
毎年度、加入	上、業務受託	推進活動の	における課題やそ	市町村を特別対策地域としていた令和5年度の対象地域について、引き続き令和6年度	対策地域 (6 府県 10 市 16JA)	
推進の取組	機関における	活発化を図	の解決策について	も指定した (青森県、茨城県、愛知県、京都府、高知県、福岡県内の市町村 10 件 JA16 件)。	については、	
に関する方	課題やその解	るため、農	意見交換等を行う	特別対策地域毎に	・基金担当役職員の出席を調整	
針を定め、そ	決策について	業委員、農	など加入推進の進	・担当する基金の役職員及び全国段階の業務受託機関の担当者の決定	し、意見交換会を実施	
の内容を業	意見交換等を	地利用最適	捗管理を行った	・同地域を管轄する都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して特別対策地	・現地意見交換会でのフォロー	
務受託機関	行うなど情報	化推進委員	カ。	域推進チームを設置	アップシート内容の助言・指	
に年1回以	共有を行う。	や農業委員	・業務受託機関にお	・現地での意見交換の中で提出されたフォローアップシートの説明を確認しつつ、必要	導を行った	
上周知した		会事務局及	ける加入推進の課	に応じて取組結果の見直しを検討させ、進捗状況の確認	結果、特別対策地域のうち6市	
カ・。		び農業協同	題及びその解決策	を行った。	において若い農業者の加入を前	
○毎年度、都		組合の担当	について、年1回		年度から増加したほか、1市に	
道府県別新		者など加入	以上、各業務受託		おいては新規加入者数で全国上	
規加入者に		推進を担う	機関の間で共有で		位(目標達成度合い(新規加入	
関する目標		者を対象と	きる活動を行った		目標数5人から9人)部門 第	
を設定し、月		する研修会	か。		3位)の成績を収めるなど、大	
別の達成状		等を開催し			きな進展のある地域もみられ	
況のフォロ		ます。			た。	
ーアップを		ウ 都道府県				
行うととも		毎に加入推			加入推進活動が十分に行われ、	
に、毎月、当		進目標を設			若い農業者及び女性農業者の加	
該達成状況		定して、月			入の増加につながったことから	
について、各		別の達成状			a 評定とした。	
業務受託機		況のフォロ			(FE	
関へ情報提		ーアップを			(評定区分)	
供したか。		行い、各業			s:取組は十分であり、かつ、目	
○ 業務受託		務受託機関			標を上回る顕著な成果があ	
機関における加入推進		へ情報提供 を行うとと			る a:取組は十分であり、かつ、目	
の課題及び					a:取組は十分であり、から、日標を上回る成果がある	
その解決策		もに、業務			b:取組は十分である	
について、年		おける課題			c:取組はやや不十分であり、	
1回以上、各		やその解決			改善を要する	
業務受託機		策について			d: 取組はやや不十分であり、	
関の間で共		意見交換等			抜本的な改善を要する	
		を行うなど			1次不明7350日で女 / つ	
動を行った		加入推進の				
か。		進捗管理を				
		行います。				
		エ 若い農業				
		者や女性農				
		業者の加入				
		推進活動の				
		進捗が遅れ				
		ており、特				
		に加入推進				
		を促進する				
		必要がある				
		市町村・JA				

(係収 加資かは機新等ケや機実良握と者直務を握め務とる)の集効入すら業関規へ一業関績事等も等接受通・、受共ので、果推る基務に加のト務の及例すにの又託じ析国託有いが、果推る基務に加のト務の及例すにの又託じ析国託有いが、場合の機をである。 (5ペー・のの)の にタ なに点又託る者ン査託動優把と業を業関把進業関図 よに	(4係集 入観年入ンや関及のう農を業を握い務共 1、1ので分果進か、等一務活優握と者接受じ分全託を入一析的をら新へト受動良等も等又託じ析国機図 に収 加る毎加ア査機績例行、声、関把行業と。 ペる	世道の機整別に当町域当金を巡換別施 4係集 入観規の調受動握のりタ集う農を業を握い務共す 地道の機整別に当町域当金を巡換別施 4係集 入観規の調受動握のりタ集う農を業を握い務共す 5 では 一切 では でき	く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いるとの結果になった。当該結果から見ても、オンラインセミナーについては、非常に効果的な加入推進の手法と考えられる。このため、加入推進の取組を強化する観点から令和7年度のオンラインセミナーについては、年に複数回実施についての検討を行った。加えて、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケートを実施したところ、女性の加入推進部長の割合が多い県は、少ない府県と比較して戸別訪問時間はほぼ同じ水準であるものの、新規加入者数が多い傾向にある。また、加入者が増加した理由として、「戸別訪問を増やした」と回答した業務受託機関が最も多く、戸別訪問の効果を再確認できる結果となった。アンケート結果について各都道府県の業務受託機関において活用いただくよう共有を図った。さらに、ブロック会議の場において、各都道府県より取組状況の報告をいただいた上	評定: b 新規務では、との活動を表すのに、とのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、ないが、はいいが、はいいが、はいいが、はいいが、はいいが、はいいが、はいいが	評定	
よる情報の 提供	ーン等による 情報の提供 制度改正等	情報の提供	- <その他の指標>	容等を説明したもの)、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、主に 40歳以上の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したも	本制度の推進するため、インタ		

制度改正 等があった 場合はそれ に対応しな ルマガジン 及び SNS を の内容、基金 の運営状況、 事業の実施 する分かり やすい情報 て広範な情を図る。 報提供を行 い、国民の理 解の増進を 図る。 民が制度の の活動状況 スできるよ 成•閲覧環境 取り組む。

があった場合 はそれに対応 しながら、ホ ームページ、 がら、ホーム メールマガジ ページ、メー ン、SNS 等を 活用し、農業 者年金制度の 活用し、農業 内容、基金の 者年金制度 運用状況、事 業の実施状況 等に関する分 かりやすい情 状況等に関 報を掲載又は 発信し、制度 や基金の活動 を掲載又は 等について広 発信し、制度 節な情報提供 や基金の活 を行い、国民 動等につい の理解の増進 なお、ホー ムページにつ

いては、国民 が制度の内容 なお、ホーや基金の活動 ムページに 状況等の必要 ついては、国な情報に速や かにアクセス 内容や基金 できるよう、 その構成・閲 等の必要な 覧環境等の改 情報に速や 善に取り組 かにアクセーむ。 また、新規 う、その構 就農者や女性 農業者をはじ 等の改善に め、農業者に 対する支援を また、新規 行う農業内外 就農者や女 の関係機関・ 性農業者を 団体等との連

はじめ、農業 携を図り、こ

者に対する れらの者が参

農業内外の や各種イベン

れらの者が 増やす。

集する研修会

ト等におい

て、制度の PR

を行う機会を

支援を行う

関係機関・団

体等との連

携を図り、こ

務受託機関

において、

制度の仕組

み・特徴等

を周知する

ためのパン

フレットや

リーフレッ

卜等広報資

材を作成

し、農業者

が集まる機

会等を活用

して、説明・

配布等を行

うととも

に、ホーム

ページ、メ

ールマガジ

ン、SNS 等

を活用し

て、情報発

信します。

また、基金

の運用状

況、事業の

実施状況等

の情報をホ

ームページ

に掲載する

等、情報提

供を行いま

イ ホームペ

ージについ

ては、国民

が制度の内

容や基金の

活動状況等

の必要な情

報に速やか

にアクセス

できるよ

う、その構

成 · 閲覧環

境等の改善

に取り組み

ます。

ウ新規就農

者や女性農

す。

<評価の視点>

- 制度周知のための パンフレットやリ ーフレット等を作 成し、SNS 等を活 用して情報発信を 行ったか。
- ・新規就農者や女性 農業者等が参集す る研修会やイベン ト等において、制 度の周知に努めた か。

の)のリーフレットやオンラインセミナーの告知に関するチラシについて作成し、新規就 農者が集まる機会、JA の青年部組織の会合、就農イベント等の新規就農希望者が集まる 機会等を活用して配布・説明等を行えるよう、業務受託機関等に対し提供し、基金職員自 らも全国農業青年クラブ連絡協議会総会や新・農業人フェアなど農業者等が集まるイベ ントに参加し、チラシの配布・説明等を行った。

制度説明用・加入推進実践用動画について作成したものを、加入推進特別研修会で活用 した。当該パンフレットやリーフレット、動画のほか、加入者・受給者の声の紹介、JA 青 年部のリーダーや農業委員会組織の女件リーダーと理事長との農業者年金の魅力につい ての対談記事、加入推進用資材の情報をホームページに掲載するとともに、農林水産省が 配信している「経営局公式 Facebook ページ」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネッ ト」、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」、及び「MAFF アプリ」に加え、各地方農政局発行のメールマガジンにも制度のPR 記事を掲載した。

広報媒体	令和6年度	令和5年度
農林水産省各メールマガジン(各農政局発行も含む)	19 件	14 件
農林水産省・農業経営者 net (Facebook)	3 件	2 件
MAFF アプリ	3 件	2 件

- イ 各業務受託機関より提供されている優良事例等の基金ホームページ掲載の格納場所が わかりづらいという声があり、その意見を踏まえて検索しやすいように工夫した。
- ウ 令和6年11月1日に、全国農業委員会職員協議会会長に加入推進活動を広域的に展開 する広域推進協力員を委嘱し、多人数が一堂に会しての新規就農者や女性農業者に対す るイベントの場に講師として対応するようにしている。

令和7年2月1日には、全国農業委員会女性協議会会長に広域推進協力員を委嘱して、 活動要請を行った。

また、全国町村会、AFI日本農業経営大学校、NOSAI全国連、全国酪農業協同組合連合 会、農業経営アドバイザーを所管する日本政策金融公庫や日本 FP 協会等、農業内外の機 関に協力を依頼し、调報やホームページへの掲載、パンフレットの配布等を実施いただき、 幅広い周知活動を行った。

エ 令和6年12月11日に開催したオンラインセミナー(参加登録:427名)については、 視聴者アンケート結果によると「とても満足」、「やや満足」の回答割合が全体の8割強と なった。

を行った。

- ア 若い農業者、女性農業者等に 特化したリーフレット等を作成 し、新規就農者が集まる機会等 を活用した情報提供、加入者・ 受給権者の声の紹介、幅広くWeb サイト等を活用しての若い農業 者や女性農業者等への情報発信 を行った。
- イ ホームページについて、セキ ュリティ、アクセスしやすさ及 び使いやすさの維持・向上につ いて努めた。
- ウ 若い農業者や女性農業者等を 支援する全国・都道府県等の各 段階の機関・団体と連携して、 制度の PR の機会を増やし、制度 の周知に努めた。

特に、令和6年度は、農林水 産本省及び地方農政局の広報手 段の活用、全国酪農業協同組合 連合会、AFJ日本農業経営大学 校、日本政策金融公庫、金融関 係団体等農内外の団体との連携 拡大を図った。

エ オンラインセミナーを開催 し、アンケート結果のとおり視 聴者の満足度の高いものとな り、初年度としては、効果的な 情報発信を行えた。

以上のように、様々な手法で情 報発信を行い、新規加入者数が前 年度を上回る成果があったことか らa評定とした。

(評定区分)

- s:取組は十分であり、かつ、目 標を上回る顕著な成果があ
- a:取組は十分であり、かつ、目 標を上回る成果がある
- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、 改善を要する
- d:取組はやや不十分であり、

4 # 1 7 #	MK -44 .2. 12 10	
参集する研	業者をはじ	抜本的な改善を要する
修会や各種	め、農業者	
イベント等	に対する支	
において、制	援を行う農	
度の PR を	業内外の機	
行う機会を	関・団体等	
増やす。	と情報交換	
	を行う等連	
	携を図り、	
	新規就農者	
	や女性農業	
	者等が参集	
	する研修会	
	やイベント	
	等におい	
	て、制度の	
	PR を行う	
	機会を増や	
	し、制度の	
	周知に努め	
	ます。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報											
第1一4	加入者等に対して提供するサービスの向上										
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート事業番号:								
度		レビュー									

2	2. 主要な経年データ														
	①主要なアウ	①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による	
				業務実績	自己評価		
4 加入者等 に対して提 供するサー ビスの向上	4 加入者等に 対して提供す るサービスの 向上	4 加入者等に 対して提供す るサービスの 向上			В	評定	
1) 年金額の	(1) 年金額の	(1) 年金額の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
「見える化」	「見える化」	「見える化」	_	ア 本年度も制度周知チラシ及びパンフレットに新制度の年金額のシミュレーションが行			
の推進	の推進	の推進		えるページの情報を掲載し、加入期間中に保険料を変更した場合にも対応できるよう改	農業者の老後の生活設計に資す		
老後の生	老後の生	老後の生		修を行った。	るため、以下の情報提供に取り組		
活設計に資	活設計に資	活設計に資	_	イ 農業者年金と国民年金を合算した年金額の試算例を掲載し情報提供を行った。	んだ。		
するため、基	するため、基	するため、以		ウ 上記について本年度のアクセス数を検証し、引き続き効果的な情報提供の手法を検討	ア 基金のホームページに掲載し		
金の ホーム	金のホーム	下の情報提	<評価の視点>	していく。	ている新制度の年金額のシミュ		
ページにお	ページにお	供に取り組	・加入者等に対し年		レーションが行える年金シミュ		
ける新制度	ける新制度	みます。	金シミュレーター		レーターの活用について、パン		
の年金額シ	の年金額シ	ア 基金のホ	の活用や年金額の		フレット等により情報提供を行		
ミュレーシ	ミュレーシ	ームページ	試算例の掲載する		った。		
ョンや農業	ョンや農業	に掲載して	等老後の生活設計				
者年金と国	者年金と国	いる新制度	に資するための情		イ 農業者年金と国民年金を合算		
民年金を合	民年金を合	の年金額の	報提供を行った		した年金額について、基金のホ		
算した年金	算した年金	シミュレー	カ・。		ームページに掲載する等情報提		
額の試算例	額の試算例	ションが行			供を行った。		
等の情報提	等の情報提	える年金シ					
供を充実し、	供を充実し、	ミュレータ			ウ ア及びイの取組について、検		
加入者及び	加入者及び	ーの活用に			証し、より効果的な情報提供の		
加入しよう	加入しよう	ついて、パン			手法等を検討した。		
とする者が、	とする者が、	フレット等					

	こととのこしょと氏知りまりと					
	これらのことから取組は十分で			により情報	将来受給で	将来受給で
	あり、b評定とした。			提供します。	きる見込み	きる見込み
				イ 農業者年	の年金額を	の年金額を
	(評定区分)			金と国民年	把握しやす	把握しやす
	s:取組は十分であり、かつ、目			金を合算し	くするなど、	くするなど、
	標を上回る顕著な成果があ			た年金額に	効果的な情	効果的な情
	3			ついて、複数	報提供の手	報提供の手
	a:取組は十分であり、かつ、目			パターンの	法等を検討	法等を検討し
	標を上回る成果がある			試算例を、基	し、可能なも	し、可能なも
	b:取組は十分である			金のホーム	のから取り	のから取り
	c:取組は「分くめる c:取組はやや不十分であり、			ページに掲		組む。
	改善を要する			載する等情	組む。	和以。
	d:取組はやや不十分であり、			報提供しま		
	抜本的な改善を要する			す。		
				ウア及びイ		
				の取組につ		
				いて、検証		
				し、より効果		
				的な情報提供の五法符		
				供の手法等		
				を検討しま		
				す。	()	()
平定		<主要な業務実績>	<主な定量的指標>	(2) 手続のオ	(2) 手続のオ	(2)手続のオ
		手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携について、実現に向けて解決	_	ンライン化等	ンライン化等	ンライン化
	手続のオンライン化及びマイナ	すべき課題及び連携実現後の業務手順等の検討を行った。				等
	ンバー制度による情報連携につい		<その他の指標>	手続の利便	手続の利便	手続の利
	て、実現に向けて解決すべき課題	①手続きのオンライン化	_	性向上及び添	性向上及び添	便性向上及
		オンライン化が自己目的とならないように、農業者の利便性向上及び業務運営の効率		付資料の負担	付資料の負担	び添付資料
		化等に立ち返り、「いつでもどこでも届出ができること(デジタルファースト)」、「処理決	<評価の視点>	軽減を図るこ	軽減を図るこ	の負担軽減
	ら、b評定とした。	定までのスピードが速いこと」、「ワンストップで事務処理ができること」等を踏まえ手続	手続のオンライン	とによって、	とによって、	を図ること
		きのオンライン化に取り組む必要があることを確認した。	化及びマイナンバ	加入者等に対	加入者等に対	によって、加
	(評定区分)	また、手続きのオンライン化を実現するためには、システムの構築を検討する前に、「申	一制度による情報	するサービス	するサービス	入者等に対
	s:取組は十分であり、かつ、目	請された情報が基金保有情報と一致すること(本人のものであること)の確認」及び「事	連携について、実	向上に資する	向上に資する	するサービ
	標を上回る顕著な成果があ	実情報は本人に届出させず、外部機関から取得すること(コネクテッド・ワンストップ」	現に向けて解決す	ため、手続の	ため、手続の	ス向上に資
	る			オンライン化	オンライン化	するため、手
	a:取組は十分であり、かつ、目		実現後の業務手順	及びマイナン	及びマイナン	続のオンラ
	標を上回る成果がある	金記録管理システムのデータベースの拡張について検討を進めた。	等の検討を行った	バー制度によ	バー制度によ	イン化及び
	b:取組は十分である		か。	る情報連携に	る情報連携等	マイナンバ
	c:取組はやや不十分であり、	②マイナンバー制度による情報連携		ついて、次の	を推進する。	ー制度によ
	改善を要する	マイナンバー制度による情報連携を円滑かつ着実に実施するため、デジタル庁の要請		とおり取り組	なお、手続	る情報連携
	d:取組はやや不十分であり、	を受け、「第三期情報提供ネットワークシステム移行に伴うインターフェースサーバの更		みます。	のオンライン	等を推進す
	抜本的な改善を要する	改業務」を調達し、対応を進めた。		① 手続のオ	化及びマイナ	る。
		また、情報連携で取得した情報を利用することにより、ワンストップで事務を完結させ		ンライン化	ンバー制度に	なお、手続
		るためには、事務の処理に必要な情報を再整理し情報連携する情報を拡大すること及び		オンライ	よる情報連携	のオンライ
		加入者等からマイナンバーを取得する際の事務負担を軽減することが課題であり、これ	I	ン化を円滑	等が実施可能	ソノルエフドー
		加入行みから、イナン、 と以付する所の事効負担と程成することが味感とのり、これ		へ 10.4.11月	1 10 7000 1110	ン化及びマ
		があるという。とは何りもほの事物質性を程度りもことが味趣とあり、これでを解決するための業務手順等について検討を進めた。		かつ着実に	な体制が整っ	イナンバー
				i		
				かつ着実に	な体制が整っ	イナンバー
				かつ着実に 実施するた	な体制が整っ た段階におい	イナンバー 制度による
	標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、 改善を要する d:取組はやや不十分であり、	実情報は本人に届出させず、外部機関から取得すること(コネクテッド・ワンストップ」が優先的に解決すべき課題であり、これを解決するために、前者については、マイナンバーの取得・管理・活用方法について検討するための体制強化、後者については、農業者年金記録管理システムのデータベースの拡張について検討を進めた。 ②マイナンバー制度による情報連携 マイナンバー制度による情報連携を円滑かつ着実に実施するため、デジタル庁の要請を受け、「第三期情報提供ネットワークシステム移行に伴うインターフェースサーバの更改業務」を調達し、対応を進めた。 また、情報連携で取得した情報を利用することにより、ワンストップで事務を完結させるためには、事務の処理に必要な情報を再整理し情報連携する情報を拡大すること及び	現に向けて解決す べき課題及び連携 実現後の業務手順 等の検討を行った	たかしたがです。 たかがでは、ないでは、できるでは、できるででででできます。 たができまれるできます。できますができます。できますができます。 できまれるできますが、できますが、できますが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	たオ及バるを の化ンよい ありつ は りゅう で 制報 進 お か び 一 情 推 な オ 及 び 一 情 報 な オ ひ で 一 情 報 し い よ い ま い た よ ち に 携 る 手 イ イ 度 連 恵 が し か よ ち に 携 る 手 イ イ 度 連 が に よ ち に 携 る 手 イ イ 度 連 が に か よ ち に 携 る だ か に た ま に 携 る だ か に が は か に か に が は か に か に が は か に か に 携 る に か に 携 る に か に 携 る に か に 携 る に か に 携 る に か に が に が に か に が に か に が に か に か に が に が	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

). FH PM:)	44 T = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1	~ IA = I. } /=				
	た段階に	普及啓発を行	の検討を行				
	いて、加入	う。	います。				
	等へ利便		② マイナン				
	の向上等		バー制度に				
	ついて普		よる情報連				
	啓発を行		携				
う。			マイナン				
			バー制度に				
			よる情報連				
			携を円滑か				
			つ着実に実				
			施するた				
			め、情報連				
			携内容や連				
			携実現に向				
			けて解決す				
			べき課題及				
			び連携実現				
			後の業務手				
			順等の検討				
			を行いま				
			す。				
(3)) 年金相談	(3)年金相談	(3) 年金相談	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
	制度改正	農業者等	農業者等か	_	令和6年度の農業者等からの年金相談は3名の相談員が4,622件(月平均385件)の対	評定 : b	
が	あった場	からの問い	らの問い合わ		応をし、農業者等が利用しやすく、農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応に努めた。	令和6年度は、農業者等から	
合	・はそれに	合わせは、電	せは、電話を	<その他の指標>	(参考)主な相談内容・相談相手	4,622件(月平均385件)の相談	
対	応しなが	話を媒体と	媒体とした言	_	1 相談内容:年金給付に関する事項(3,222件:70%)、資格に関する事項(894件:19%)、	対応をしたことから、b評定とし	
5	、農業者等	した言葉の	葉のみによる		制度に関する事項(205 件:5%)、保険料に関する事項(134 件:3%)、そ	た。	
が	利用しや	みによる対	対応となるた	<評価の視点>	の他(167件:3%)		
す	く、農業者	応となるた	め、相手の言	農業者等の視点に	2 相談相手:受給権者(1,787件:39%)、農業協同組合(746件:16%)、被保険者(725件:16%)、	(評定区分)	
	の視点に	め、相手の言	葉から素早く	立った懇切丁寧な	農業委員会(272 件:6%)、未加入者(142 件:3%)、その他・不明(950 件:	s:取組は十分であり、かつ、目	
	つた懇切	葉から素早	問い合わせ内	対応を行ったか。	20%)	標を上回る顕著な成果があ	
	寧な対応	く問い合わ	容を判断し、			る	
を	行う。	せ内容を判	的確に分かり			a:取組は十分であり、かつ、目	
		断し、的確に	やすい回答			標を上回る成果がある	
		分かりやす	で、かつ細心			b:取組は十分である	
		い回答で、か	の注意を払い			c:取組はやや不十分であり、	
		つ細心の注	ながら間違い			改善を要する	
		意を払いな	なく伝えま			d:取組はやや不十分であり、	
		がら間違い	す。			抜本的な改善を要する	
		なく伝える。					

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1	1. 当事務及び事業に関する基本情報												
第	§ 2 − 1	業務改善	の推進										
当該項目の重要度、困難 - 関連する研究開発評価、政策 行政事業レビューシート事業番号: 度 評価・行政事業レビュー													
2. 主要な経年データ													
	評価対象となる打	指標 達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8	年度	9年度	(参考情報	報)		
			(前中期目標	票期間最終年						当該年度書	きでの累	積値等、必要な	
			度値等)							情報			
			Z E 47							אד הו			
-													
3				F度計画に係る自己評 	² 価及び王務大臣に								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等		法	人の業務実施	漬・自己評価			主務大臣による評価		
						業務実績			自己評価				
		第2 業務運営の	第2 業務運営の						В		評定		
	の効率化に	効率化に関す	効率化に関す										
	関する事項	る目標を達成	る目標を達成										
		するためとる べき措置	するためとる べき措置										
		いる相固	へ合相性										
	1 業務改善の推	1 業務改善の推	1 業務改善の推						В		評定		
	進	進	進										
	(1)業務の簡素		(1) 事務の簡素	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>				<評定と根拠>		評定		
	化・効率化によ	化・効率化によ	化・効率化によ	_		効率化による事務処理の負			評定: a				
	り事務処理の	り事務処理の負	り事務処理の負			けた業務改善を推進するた			業務改革の取組状況に				
	負担を軽減す	担を軽減すると	担を軽減すると	<その他の指標>		りに取り組むべき重要な調 ****なごごねぇル笠の#**			し、今後の対応状況につい				
	るとともに、業 務運営に要す		ともに、業務運 営に要する経費						議論を通じ、オンラインセ 催し、付利通知の経費を排				
			四年 日に安りる経賃 の抑制を図る観			四十朔母に取組状仇にう て議論し、必要に応じ工程				hilii ヘ/cーC			
	を図る観点かり		点から、業務改			とလ職し、必安に心し工作 業務改革プロジェクト」を			- γ ο, α μινε ε ο /c ₀				
	ら、業務フロー		善を推進するた	I .		革推進委員会における議論			(評定区分)				
	の検証、改善点		め、業務のデジ			・業務受託機関等を対象と		を、実地開催の	s:取組は十分であり、	かつ、目標			
	の検討・見直し	の検証、改善点	タル化等を検討	を推進するため、業	場合に必要となる	る全国各地での会場開催	費用や基金職	員等の出張旅費	を上回る顕著な成界	 まがある			
	や業務のデジ		するなど、業務			令和6年12月にオンラ		· · · · ·	a:取組は十分であり、				
	タル化等を行		フローの検証、)付利通知について、二次			を上回る成果がある	Š			
	うなど、業務運		改善点の検討・			とを図るとともに、業務受		•	b:取組は十分である	なよい ユニギ			
	営の効率化の	ジタル化等を検	洗い出し等を行	善点の検討・洗い出		経費を抑制するとともに	-、兼務マニュ	ノルの奴吾を行	c:取組はやや不十分で	ごめり、吹善			
	取組を計画的 かつ着実に推	· · · · =	います。また、業務運	し等を行なったか。	った。				を要する d:取組はやや不十分で	であり 坊木			
	がり有美に推り進する。	営の効率化の	営の効率化の取						的な改善を要する	、のソ、1以半			
	また、業務マ								HJ/5-55日 C 女 J '3				
	ニュアルの整												

備・改善等の取	進するため、工	ため、工程表を				
組を継続的に	程表を作成し	作成して進捗管				
実施すること	て進捗管理を	理を行い、業務				
により、業務の	行い、業務を取	を取り巻く状況				
合理化・効率化	り巻く状況の	の変化に応じ				
を進める。	変化に応じて、	て、適宜工程表				
	適宜工程表の	の見直しを行い				
	見直しを行う。	ます。				
	さらに、業務	さらに、業務				
	マニュアルの	の合理化・効率				
	整備・改善等の	化を進めるた				
	取組を継続的	め、業務マニュ				
	に実施するこ	アルの整備・改				
	とにより、業務	善等の取組を継				
	の合理化・効率	続的に実施しま				
	化を進める。	す。				
(2)農業者年金	(2)農業者年金	(2) 農業者年金	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
記録管理シス	記録管理システ	記録管理システ		① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした担当者会議におい 記		H1/C
テムを利用可	ムを利用可能な	ムを利用可能な			都道府県段階の業務受託機関を対 	
能な全ての業	全ての業務受託	全ての業務受託	 <その他の指標>	下「利用促進取組方針」という。)の案について説明を行い、市町村段 象		
務受託機関が	機関が利用する	機関が利用する	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		ム利用を働きかけるとともに、全業務	
利用すること	ことを目指し	ことを目指し			受託機関に対して、システムの利用促	
を目指して着	て、基金と業務	て、基金と業務	 <評価の視点>		集取組方針を通知し、利用促進を図っ	
実に促進し、業	受託機関との間	受託機関との間			を	
務受託機関に	で「利用促進取	で「利用促進取	理システムの利用	さらに、令和6年6月19日付けで利用促進取組方針を全業務受託機	。 また、市町村段階の業務受託機関が	
おける業務の	組方針」を定め	組方針」を定め			参加するシステム研修会において、シ	
効率化や事務	るほか、基金主	るほか、基金主			ステム利用のメリット、操作方法の説	
処理の進行管	催の会議や業務	催の会議や業務			明を通じ、システムの更なる利用促進	
理等を進める	受託機関主催の	受託機関主催の			こ取り組んだ。	
とともに、加入	同システム操作	同システム操作			さらに、業務受託機関のシステム利	
者等へのサー	研修会において	研修会において			用調査において最も利用率の高かっ	
ビス向上に資	同システム利用	同システム利用		また、研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載してした。		
する。	のメリット及び	のメリット及び		いるシステム利用方法習得のための教材(視認性の高いもの)を活用すし		
【指標】	処理状況確認操	処理状況確認操			システム改修を行い、令和6年8月か	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	作マニュアルを	作マニュアルを			ら稼働したことなどにより、令和6年	
記録管理シス	業務受託機関に	業務受託機関に		さらに、業務受託機関のシステム利用調査において最も利用率の高か 度		
この は	対して周知する	対して周知する			作成割合については、令和5年度実績	
た届出書等の	とともに、同シ	とともに、同シ			と比較すると農業委員会は 2.00 ポイ	
作成割合が、本	ステムの利用環	ステムの利用環		これらの取組により、令和6年度のシステムを利用した届出書等の作し		
中期目標期間	境の改善等を行	境の改善等を行			イント上回ったことから、b評定とし	
の各年度にお	うことを通じ	うことを通じ			た。	
いて、それぞれ	て、同システム	て、同システム			_0	
前年度実績以	の更なる利用の	の更なる利用の		【システムを利用した届出書等の作成割合】	(評定区分)	
上であったか。	促進に取り組	促進に取り組み		業務受託機関 令和6年度 令和5年度	s:取組は十分であり、かつ、目標	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	でに成り温しむ。	ます。		農業委員会 38.88% 36.88%	を上回る顕著な成果がある	
記録管理シス	特に、事務処	特に、事務処		農業協同組合 47.75% 44.23%	a:取組は十分であり、かつ、目標	
こ	理遅延の防止	理遅延の防止及			を上回る成果がある	
能な全ての業	及び業務の効	び業務の効率化			b:取組は十分である	
務受託機関が	率化の観点か	の観点から、届			c:取組はやや不十分であり、改善	
利用すること	ら、届出書等の	出書等の処理状			を要する	
171万ッツー 2	り、畑田盲寺の	山自すりだ性仏	l		こ女!つ	

を目指して、都	処理状況確認	況確認機能の活			d:取組はやや不十分であり、抜本	
道府県段階の	機能の活用を	用を進めること			的な改善を要する	
業務受託機関	進めることと	とし、同システ			門な以告を安する	
		•				
におけるシス	し、同システム	ムを利用した届				
テム研修会へ	を利用した届	出書等の作成割				
の講師派遣や	出書等の作成	合が令和5年度				
当該システム	割合を増加さ	実績以上となる				
の利用環境の	せる。	ようにします。				
改善等を行っ						
たか。						
(3) 手続のオン	(3) 手続のオン	(3) 手続のオン	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
ライン化やマ	ライン化やマイ	ライン化やマイ	_	現況届の一部省略に係るシステム改修予算が確保できたことから、地方	評定 : b	
イナンバー制	ナンバー制度に	ナンバー制度に		公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)の生存情報を活用し	J-LIS の生存情報を活用した現況届	
度による情報	よる情報連携等	よる情報連携等	<その他の指標>	た農業者老齢年金受給権者に係る現況届の省略に向けて、業務フロー、関	の一部省略に向けて、業務フロー、関	
連携等を活用	を活用した業務	を活用した業務	_	係規程等の見直しについて検討した。	係規程等の見直しを検討したことか	
した業務のデ	のデジタル化の	のデジタル化の			ら、b評定とした。	
ジタル化の進	進捗に併せて、	進捗に併せて、	<評価の視点>			
捗に併せて、適	適切かつ着実に	適切かつ着実に	・情報連携等を活用		(評定区分)	
切かつ着実に	手続等に関する	手続等に関する	した業務のデジタ		s:取組は十分であり、かつ、目標	
手続等に関す	諸規程等の見直	諸規程等の見直	ル化の進捗に併せ		を上回る顕著な成果がある	
る諸規程等の	しを進める。	しを進めます。	て、適切かつ着実に		a:取組は十分であり、かつ、目標	
見直しを進め	-		手続等に関する諸		を上回る成果がある	
る。			規程等の見直しを		b:取組は十分である	
			進めたか。		c:取組はやや不十分であり、改善	
					を要する	
					d:取組はやや不十分であり、抜本	
					的な改善を要する	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第2-2	手続・業務のデジタル化の推進等									
当該項目の重要度、困難	_	関連する研究開発評価、政策	行政事業レビューシート事業番号:							
度		評価・行政事業レビュー								

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報		

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2 手続・業務の デジタル化の 推進等		2 手続・業務の デジタル化の推 進等			В	評定	
(1) 受格率たンマ制報用続デ向ムめ、ライ度連し・ジけ改る。保権認に手イナに携た務め、である。 はいかい かいかい はいがい かいがい いいがい いいがい いいがい いいがい	(1) び格化めラナよを手の推 務証討をスび被給認資 手ンバ情用・ジすのロ改洗いム備除者の効るオマ度携事処化 、ののし報討進及資率たンイに等務理を 業検検等シ及め	(1) 受確に、インる活続デ進こフ、・行び格化めラナよを手の推 こフ、・行とを でいましか でいまいましまり では、インる活続デ進こフ、・行いまでは、インを はまりまた 一点出する からない でしまり できない できがました がんしょう かんしょう とり がんしょう とり がんしゃ とり かんしゃ とり	- <評価の視点> ・事務手続・事務処理のデジタル化の推進を行ったか。 ・業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行っ	<主要な業務実績> 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した 事務手続・事務処理のデジタル化を推進する取組として、農業者老齢年金 受給権者に係る現況届の省略に向けた業務フローを検証した。 この結果、J-LIS から取得する対象者の生存情報を利用することにより 本人からの届出が省略(コネクテッド・ワンストップ)でき、受給権者、 業務受託機関及び基金の負担軽減及びコスト削減が図れることが確認で きた。 これを実施するため、予算要求を行うとともに、新たな業務フロー、必 要なシステム改修等について検討した。	手続のオンライン化やマイナンバー 制度による情報連携等を活用した事務 手続・事務処理のデジタル化を推進す るため、業務フローの検証、改善点の検	評定	
(2) 現行の農業 者年金記録管 理システムに おけるプログ	る。 (2)現行の農業 者年金記録管理 システムにおけ るプログラム言	(2) 現行の農業 者年金記録管理 システムにおけ るプログラム言	<主な定量的指標> - <その他の指標>	<主要な業務実績> 新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて、基金及び業務受 託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように 将来のクラウド化を視野に検討を進めるため、令和7年1月15日及び3	<評定と根拠> 評定: b 新たな農業者年金記録管理システム の構築に向けて、基金及び業務受託機	評定	

(COBOL)の将 来性や技術者の 来性や技術者の また、クラウド化の検討に当たっては、現行システムをそのまま IaaS 用の低減等が	
- - \▽▽▽□/ ▽ アリ - /トロニ \ エメ/ロコ ▽ - /トロニ \ エン - - - - - - - - -	図られるように将来のク
	野に検討を進め、課題を
	から、b評定とした。
等を踏まえな 適切な工程管理 適切な工程管理 記録管理システム 活用することが課題であると整理した。	
がら、適切な工 に基づき、新た に基づき、新た の構築に向けた検 このため、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けては、業務 (評定区分)	
	十分であり、かつ、目標を
	顕著な成果がある
	十分であり、かつ、目標を
	成果がある
構築に向けて この場合にお す。 用費用の低減等が バ、ネットワークなどクラウド上にあるハードウェアやインフラをイン b:取組は	
	やや不十分であり、改善を
この場合に 業務受託機関の いて、基金及び 来のクラウド化を 要する	
	やや不十分であり、抜本的
	を要する
関の操作性の 費用の低減等が 改修・保守運用	
向上や改修・保 図られるよう 費用の低減等が	
守運用費用の に、また、将来の 図られるよう	
低減等が図ら クラウド化を視 に、また、将来の	
れるように、まし、野に検討を進めし、クラウド化を視し	
た、将来のクラーる。 野に検討を進め	
ウド化を視野します。	
に検討を進め	
3.	
(3) 今後、所得 (3) 今後、所得税 (3) 今後、所得税 (主な定量的指標> (主要な業務実績> (評定と根拠	> 評定
税等の源泉徴 等の源泉徴収を 等の源泉徴収を 一 所得税等の源泉徴収事務を的確に処理するために、令和5年度に整理 評定:b	N17C
	務のシステム化について
	度に整理した源泉徴収及
	業務プロセスを基に農業
	理システム改修に係る予
的に増えるこ とが見込まれる とが見込まれる <評価の視点> 着手した。 算要求を行っ	
	8年から発生が見込まれ
	対応するための暫定的な
	の整理・検討に着手した
確に処理する 適切な工程管理 適切な工程管理 向けた検討を行っ ことから、b	評定とした。
ため、適切な工 に基づき、源泉 に基づき、源泉 たか。	
程管理に基づし徴収システムのし徴収システムの(評定区分)	
き、源泉徴収シ 検討及び整備を 整備に向けた検 s:取組は-	十分であり、かつ、目標を
ステムの検討 進める。 計を行います。 上回る!	顕著な成果がある
及び整備を進 a:取組は-	十分であり、かつ、目標を
上回る)	成果がある
b:取組は	十分である
c:取組は ^s	やや不十分であり、改善を
要する	
d:取組は ^s	やや不十分であり、抜本的
な改善	を要する
(4)情報システ (4)情報システ (4)情報システ <主な定量的指標> <主要な業務実績> <評定と根拠	> 評定
ムの整備につ ムの整備につい ムの整備につい - ① 情報システムの整備及び管理に当たっては、「情報システムの整備及 正 1 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
いては、今後、 ては、今後、制度 ては、今後、制度 び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下 ① 情報シスラ	テムの整備及び管理に当
	は却シュラニュ動歴士別で
制度改正があ 改正があった場 改正があった場 <その他の指標> 「情報システム整備方針」という。)にのっとり、適切に対応した。 たっては、	情報システム整備方針に

府踏するの見いの あまとめ見い。 のまるのりのででででででするののでのででででででででででででででででででででででいる。 では、大、エグなすでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大、エグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグなすのでは、大いエグないでは、エグないではないでは、エグないではないでは、エグないでは、エグないではないでは、エグないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは
(5)情報シススを(5)の整備シススを(5)の整備を(5)の変に(5)の変に(5)の変に(5)の変に(5)の変に(6)の変に(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシーム(7)のシ

等を 対応 に、 が大 れ、 は工 基づ 能な 施す

等を踏まえて対 応するととも に、その効果が 大きく見込ま れ、かつ、適切な 工程管理に基づ き実施可能なも のについて、計 画的に開発、改 修等を実施す

また、令和6 年度に予定して いる事務所移転 に伴い、情報シ ステムを適切に 移設する。

応するととも に、システム利 用者からの改善 要望や業務改 善・手続き業務 のデジタル化等 の推進の検討を 踏まえて、必要 性及び緊急度の 高いものから適 切に優先順位付 けを行った上で 計画的に開発・ 改修等を実施し ます。

等を踏まえて対

また、その上 で農業者年金記 録管理システム については、基 金、システム改 修業者及び CIO 補佐官によるシ ステム定例会を 毎月開催して、 適切な工程管理 に基づき開発、 改修等を実施し ます。

さらに、令和 6年度の事務所 移転に伴い、移 設が必要な情報 システムを整理 し、適切に移設 できるよう、計 画的に準備の 上、対応します。

ムの整備及び管

理に当たって

は、「情報システ

ムの整備及び管

理の基本的な方

針1(令和3年12

月 24 日デジタ

ル大臣決定。以

下「情報システ

(5) 情報システ ムの整備及び管 理に当たって は、「情報システ ムの整備及び管 理の基本的な方 針1(合和3年12 月 24 日デジタ ル大臣決定。以 ル大臣決定。以 下「情報システ

本的な方針」

(令和3年12

月 24 日デジタ

<評価の視点>

• 政府の方針等を踏 まえて対応すると ともに、システム 利用者からの改善 要望や業務改善・ 手続き業務のデジ タル化等の推進の 検討を踏まえて、 必要性及び緊急度 の高いものから適 切に優先順位付け を行った上で計画 的に開発・改修等 を実施したか。

- 農業者年金記録管 理システムについ ては、基金、シス テム改修業者及び CIO 補佐官による システム定例会を 毎月開催して、適 切な工程管理に基 づき開発、改修等 を実施したか。
- ・ 令和 6 年度に予定 している事務所移 転に伴い、移設が 必要な情報システ ムを整理し、適切 に移設できるよ う、計画的に準備 したか。

(5)情報システ ・情報システム整備 方針にのっとり、 適切に対応した

からの改善要望や業務改善・手続き業務のデジタル化等の推進の検討 を踏まえて、必要性及び緊急度の高いものから適切に優先順位付けを 行った上で計画的に改修等を実施した。

また、基金内の要望に対しても、業務効率化の観点を踏まえ、必要性 及び緊急度を検討の上、改修項目を検討し、計画的に実施した。

さらに、Internet Explorer11 のサポート期限到来の対応として、 Microsoft Edge でシステム利用登録ができるようシステム改修を行 い、令和6年8月から稼働した。これについてはブロック会議等の機会 に業務受託機関に対して適切に周知した。

- ③ システム定例会については、システム運用・保守業者及び CIO 補佐官 出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム 上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定 的に稼働できるよう取り組んだ。
- ④ 事務所移転に伴うシステムの移設については、旧事務所サーバ室に 設置している農業者年金記録管理システム、マイナンバーシステム及 びその他情報システム機器等を令和6年11月5日からの新事務所での 業務開始にあわせ、新事務所サーバ室環境を整備した上で計画的かつ 慎重に移設し、令和6年11月5日から正常に稼働させた。

また、昭和46年の基金創設以来、初めての事務所移転であり、移設 に当たっては、システム機器やデータの損壊や情報漏えい等が起こら ないよう、機器等の複数の保守事業者や回線事業者等とのスケジュー ル等の移設計画の確認を行うとともに、移設計画については、スケジュ ールの妥当性だけでなく、セキュリティ管理やリスク管理の観点から も妥当であるかについても CIO 補佐官の確認を受けて進めた。

さらに、農業者年金記録管理システムについては、システム停止期間 の各種処理について、年金支給等に遅延が生じないようにシステム処 理スケジュールの調整を行った。また、業務受託機関に対しては、シス テム停止期間の業務対応について通知を発出するとともに、会議等の 機会を活用して対応を丁寧に説明した。加入者に対しては届出窓口で 混乱が生じないよう、ホームページ等を活用して周知した。

その結果、通常業務を行いながら、これまで行ったことのないシステ ム移設に取り組み、システム移設に伴う加入者や業務受託機関からの 苦情はなく、システム移設に伴った特段の事故も無く移転先でシステ ムを滞りなく稼働させることができた。

② 農業者年金記録管理システムの改 修に当たっては、システム利用者か らの改善要望や業務改善・手続き業 務のデジタル化等の推進の検討を行 い、必要性及び緊急度の高いものか ら適切に優先順位付けを行った上で 計画的に実施した。

また、基金内の要望に対しても、業 務効率化の観点を踏まえ、必要性及 び緊急度を検討の上、改修項目を検 討し、計画的に実施した。

さらに、Microsoft Edge でシステ ム利用登録できるようシステム改修 を行い、令和6年8月から稼働した。 これについてはブロック会議等の機 会に業務受託機関に対して適切に周 知した。

- ③ システム定例会については、システ ム運用・保守業者及び CIO 補佐官出 席の下、毎月1回開催し、システム改 修案件の確認のほか、システム上の 課題等について情報共有や意見交換 を行うなど、システムが安定的に稼 働できるよう取り組んだ。
- ④ 事務所移転に伴う事務所移転に伴 うシステムの移設については、旧事 務所サーバ室に設置している農業者 年金記録管理システム、マイナンバ ーシステム及びその他情報システム 機器等を令和6年11月5日からの新 事務所での業務開始にあわせ、新事 務所サーバ室環境を整備した上で計 画的かつ慎重に移設し、11月5日か ら正常に稼働させた。

昭和46年の基金創設以来、初めて の事務所移転であり、移設に当たっ ては、システム機器やデータの損壊 や情報漏えい等が起こらないよう、 機器等の複数の保守事業者や同線事 業者等とのスケジュール等の移設計 画を作成して確認を行うとともに、 移設計画については、スケジュール の妥当性だけでなく、セキュリティ 管理やリスク管理の観点からも妥当 であるかについても CIO 補佐官の確 認を受けて進めた。

さらに、農業者年金記録管理シス テムについては、システム停止期間 の各種処理について、年金支給等に

		<u> </u>
下「情報システ ム整備方針」	」と ム整備方針」と	遅延が生じないようにシステム処理
ム整備方針」と いう。) にの	っと いう。) にのっと	スケジュールの調整を行った。また、
いう。)にのっしり、適切に対	対応 り、適切に対応	業務受託機関に対しては、システム
とり、適切に対 する。	します。	停止期間の業務対応について通知を
応する。		発出するとともに、会議等の機会を
		活用して対応を丁寧に説明した。加
		入者に対しては届出窓口で混乱が生
		じないよう、ホームページ等を活用
		して周知した。
		その結果、通常業務を行いながら、
		これまで行ったことのないシステム
		移設に取り組み、システム移設に伴
		う加入者や業務受託機関からの苦情
		はなく、システム移設に伴った特段
		の事故も無く移転先でシステムを滞し
		りなく稼働させることができた。
		リカストのことから、と呼ばられる。
		以上のことから、D 評定とした。
		(萩東京八)
		(評定区分)
		s:取組は十分であり、かつ、目標を
		上回る顕著な成果がある
		a:取組は十分であり、かつ、目標を
		上回る成果がある
		b:取組は十分である
		c:取組はやや不十分であり、改善を
		要する
		d:取組はやや不十分であり、抜本的
		な改善を要する

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第2-3	運営経費の抑制								
当該項目の重要度、困難		関連する研究開発評価、政策	行政事業レビューシート事業番号:						
度		評価・行政事業レビュー							

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年	(6年度予算)	(7年度予算)	(8年度予算)	(9年度予算)	(10年度予算)	当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報
	一般管理費削減率	効率化除外経費を	△3.0%(令和4年度	△5.0% (前年度	△5.0%(前年度				
		除き対前年度比△	予算と令和5年度予	比)	比)				
		5%以上	算の比較)						
	業務経費削減率	対前年度比△3%以	△1.0%(令和4年度	△3.0%(前年度	△3.0%(前年度				
		上	予算と令和5年度予	比)	比)				
			算の比較)						

3	各事業年度の業	務に係る目標、計	十画、業務実績、年	度計画に係る自己評	価及び主務大臣による評	価					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等		法	人の業務実績	• 自己評価		主務大臣	による評価
					業務実績				自己評価		
	3 運営経費の抑	3 運営経費の抑	3 運営経費の抑						В	評定	
	制	制	制								
	(1)業務運営の	(1) 一般管理費	(1) 一般管理費	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>				<評定と根拠>	評定	
	効率化及びデ	及び業務経費の	及び業務経費の	• 一般管理費削減率	① 令和7年度予算の一般	管理費については	は、効率化除外経	費等 (※) を	評定: b		<u> </u>
	ジタル化を進	削減	削減		除き、業務の効率化を進	めることとし、対	前年度比で5%	削減の予算を	一般管理費については、対前年度比		
	め、一般管理費	業務の効率化	業務の効率化	<その他の指標>	策定した。また、総人件費については、中期計画等で定める人員に関す				で平均5%以上の削減を行うという		
	及び業務経費	を進め、一般管	を進め、一般管	_	る指標を基に、政府の方針を踏まえ適切に対応した。				計画に対して、効率化除外経費等を除		
	(業務委託費)	理費(注)につ	理費(注)につい					: 千円、%)	き対前年度比で△5.0%の予算を策定		
	を削減すると	いては、対前年		<評価の視点>		6年度予算	7年度予算	削減率	できた。		
	ともに、農業者	度比で平均5%	比で平均5%以	・業務の適正な執行	一般管理費のうち	226, 509	215, 182	△5. 0	業務経費については、対前年度比で		
	年金記録管理	以上の削減を行	上の削減を行う	を確保しつつ削減	効率化対象経費		,		平均3%以上の削減を行うという計		
	システムの改	うとともに、農		率の目標を確保し	※: 効率化除外経費等				画に対して、効率化除外経費等を除き		
	修・保守運用費	業者年金記録管	者年金記録管理	ているか。	人件費、固定的経費	(農業者年金記録	と 管理システム保	守経費、事務	対前年度比で△3.0%の予算を策定で		
	用の低減が図	理システムの改	システムの改	・削減率が大きい場	所借料経費等)、特殊要				きた。これらのことから、b評定とし		
	られるように、	修・保守運用費	修・保守運用費	合、それは業務見直	に係る経費等)、消費者	皆物価指数の反映	額、人勧影響額		7C.		
	クラウド化等	用の低減が図ら	用の低減が図ら	しや効率化による					(额安区八)		
	を視野に検討を進める。	れるように、クラウンの	れるように、ク	ものであるか。	農業者年金記録管理シ	ステムの操作性の	向上や改修・保	守運用費用の	(評定区分)		
	を進める。 総人件費に	ラウド化等を視 野に検討を進め	ラウド化等を視 野に検討を進め		低減等が図られるよう、	クラウド化も視野	ドにオンライン化	、マイナンバ	s:取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある		
	だん件負に ついては、政府	野に使的を進める。	ます。		ー活用の課題等を整理し	、検討を進めた。			a:取組は十分であり、かつ、目標		
	の方針を踏ま	また、業務経							を上回る成果がある		

えつつ、適切に対応する。

【指標】

- 一般管理費 (注) について 対前年度比で 平均5%を削 減する。
- 業務経費に ついて対前年 度比で平均 3%を削減す
- (注) 人件費(非 常勤継続雇用 職員を含む。)、 公租公課、農業 者年金記録管 理システム保 守経費、資金運 用管理システ ム経費、事務所 借料経費、情報 セキュリティ 対策経費、会計 監査人関連経 費及び特殊要 因により増減 する経費は除

く。

費(業務委託費) については、被 保険者数及び受 給権者数の動向 並びに農業者年 金記録管理シス テムの利用等を 通じた事務の合 理化・効率化を 適切に反映する とともに、加入 推進活動の重点 化を図り、対前 年度比で平均 3%以上の削減 を行う。

これらの実施にからでは対している。 にある者では対しているでは対している。 をは、するでは対しているでは対しているでは対しているでは対している。 では対しているでは、するでは対している。 では、するでは、するでは、するでは対している。 では、するでは、するでは、するでは、するでは、するでは、するでは、またが、またが、は、またが、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、またが、は、またが、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、は、またが、ま

応注常員租年ス費理費経ュ費の、注動を課記ム金テ、シ、費用、業理守用ム借セ策査の、業理・別ののでは、業理・別ののでは、業理・別ののでは、業理・別ののでは、業理・別ののでは、業理・別のでは、業理・別のでは、

関連経費及び特

3%以上の削減

総人件費(退

職手当及び福利

を行います。

厚生費(法定福 利費及び法定外 福利費)並びに 人事院勧告を踏 まえた給与改定 部分を除く。)に ついては、政府 の方針を踏まえ つつ、適切に対 応します。 (注) 人件費(非 常勤継続雇用職 員を含む。)、公 租公課、農業者 年金記録管理シ ステム保守経 費、資金運用管 理システム経 費、事務所借料 経費、情報セキ ュリティ対策経

費、会計監査人

関連経費及び特

② 令和7年度予算の業務経費(業務委託費)については、効率化除外経費等(※)を除き、事務の合理化等の反映や加入推進活動の重点化を図ることとし、他機関が開催する農業者の集うイベント及び女性向けセミナーへの参加、デジタル技術を活用し全国の農業者等を対象とするオンラインセミナーを開催する等、本制度の認知度の向上等により高い効果が見込まれる取組を実施しつつ、対前年度比で3%削減の予算を策定した。

(単位:千円、%)

	6年度予算	7年度予算	削減率
業務経費のうち	1, 817, 697	1, 763, 164	△3.0
効率化対象経費			

※: 効率化除外経費等

消費者物価指数の反映額、人勧影響額

- b:取組は十分である
- c:取組はやや不十分であり、改善 を要する
- d:取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する

	殊要因により増	殊要因により増				
	減する経費は除	減する経費は除				
	< ∘	きます。				
(2)職員の給与	(2) 給与水準の	(2) 給与水準の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
水準の適正化	適正化	適正化	_	令和5年度における給与規程の見直し内容や対国家公務員地域・学歴別	評定: b	
を図るため、国	職員の給与水	職員の給与		指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)並びに役員の報	令和5年度の給与規程の見直し内	
家公務員の給	準の適正化を図	水準の適正化	<その他の指標>	酬水準及び職員の給与水準の妥当性の検証結果について、令和6年6月末	容、対国家公務員地域・学歴別指数(地	
与規定等の状	るため、国家公	を図るため、国	・国家公務員の状況	に基金ホームページで公表した。	域・学歴別法人基準年齢階層ラスパ	
況を踏まえ、必	務員の給与規程	家公務員の給	を踏まえた給与規	また、令和6年8月8日に行われた令和6年人事院勧告に基づき改正さ	イレス指数)、役員報酬及び職員給与	
要に応じ給与	等の状況を踏ま	与規程等の状	程の見直しの実施。	れた国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、基金においてもこれに準じ	水準の妥当性の検証結果について、令	
規程の見直し	え、必要に応じ	況を踏まえ、必	当該見直し内容及	て給与規程の見直しを行った。	和6年6月末にホームページで公表	
を行い、見直し	給与規程の見直	要に応じ給与	びラスパイレス指	なお、令和6年度における給与規程の見直し内容等については、基金ホ	するとともに、国家公務員の給与改定	
を行った場合	しを行い、見直	規程の見直し	数の公表。	ームページにおいて令和7年6月に公表することとしている。	の状況に準じた給与規程の見直しを	
にはその内容	しを行った場合	を行い、見直し	・役員報酬及び職員		行ったことから、b評定とした。	
を公表すると	にはその内容を	を行った場合	給与水準の妥当性	(参考)対国家公務員年齢・地域・学歴別指数		
ともに、対国家	公表するととも	にはその内容	の検証の実施。当該	令和 5 年度 99.2%	(評定区分)	
公務員地域・学	に、対国家公務	を公表すると	検証結果の公表。	令和4年度 100.0%	s:取組は十分であり、かつ、目標	
歷別指数(地	員地域・学歴別	ともに、対国家			を上回る顕著な成果がある	
域・学歴別法人	指数(地域・学	公務員地域・学	<評価の視点>		a:取組は十分であり、かつ、目標	
基準年齢階層	歷別法人基準年	歷別指数(地	・国家公務員の給与		を上回る成果がある	
ラスパイレス	齢階層ラスパイ	域・学歴別法人	改定状況を踏まえ		b:取組は十分である	
指数)を公表す	レス指数)を毎	基準年齢階層	た給与規程の見直		c:取組はやや不十分であり、改善	
る。	年度公表する。	ラスパイレス	しを行い、当該見直		を要する	
また、役員の	また、役員の	指数)を公表し	し内容及びラスパ		d:取組はやや不十分であり、抜本	
報酬水準及び	報酬水準及び職	ます。	イレス指数を公表		的な改善を要する	
職員の給与水	員の給与水準に	また、役員の	しているか。			
準については、	ついては、毎年	報酬水準及び	・役員報酬及び職員			
毎年度、その妥	度、その妥当性	職員の給与水	給与水準の妥当性			
当性を検証し、	を検証し、その	準については、	の検証を行い、当該			
その検証結果	検証結果につい	その妥当性を	検証結果を公表し			
についてホー	てホームページ	検証し、その検	ているか。			
ムページにお	において公表す	証結果につい				
いて公表する。	る。	てホームペー				
-		ジにおいて公				
		表します。				

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
第2-4	調達の合理化		
当該項目の重要度、困難	_	関連する研究開発評価、政策	行政事業レビューシート事業番号:
度		評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
		度値等)						情報
随意契約件数	調達等合理化計画		6件	14 件				
	で掲げる目標件数							
	(8件)							
一者応札 • 応募件数	調達等合理化計画		16 件	10 件				
	で掲げる目標件数							
	(7件)							

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評
				業務実績	自己評価	
調達の合理化	4 調達の合理化	4 調達の合理化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
公正かつ透	公正かつ透明	公正かつ透明	・随意契約件数。	競争性のない随意契約は14件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目	評定:B	·
明な調達手続	な調達手続によ	な調達手続によ	・一者応札・応募件	標件数(8件以内)を上回り未達であった。	競争性のない随意契約及び一者応	
による適切で	る適切で、迅速	る適切で、迅速	数。	競争性のない随意契約の 14 件のうち8件は、令和6年 11 月の事務所	札・応募件数は、目標件数を上回ったと	
迅速かつ効果	かつ効果的な調	かつ効果的な調		移転に伴う設備工事(B工事)の案件で、入居するビルの管理会社の指定	ころである。ただし、競争性のない随意	
的な調達を実	達を実現する観	達を実現する観	<その他の指標>	業者と契約する必要があった。当該契約は、令和6年度限りの契約であ	契約については、事務所移転に伴う設	
現する観点か	点から、「独立行	点から、「独立行	· 令和6年度調達等	り、これらを除くと競争性のない随意契約は6件となり、目標件数を下回	備工事案件(8件)を除けば6件とな	
ら、「独立行政	政法人における	政法人における	合理化計画におい	っている。	り、目標件数を下回っている。また、一	
法人における	調達等合理化の	調達等合理化の	て、調達手続きに		者応札・応募件数については、システム	
調達等合理化	取組の推進につ	取組の推進につ	おける競争性・透	一者応札・応募件数は 10 件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標	関係の案件(3件)及び事務所移転関係	
の取組の推進	いて」(平成 27	いて」(平成27年	明性の確保に努	件数 (7件以内)を上回り未達であったが、前年度(16件)に対し改善	の案件(1件)を除けば6件となり、目	
について」(平	年5月25日総	5月25日総務大	め、経費の節減を	してきている。一者応札・応募の主な要因としては、システム関係の案件	標件数を下回っている。	
成 27 年 5 月 25	務大臣決定)に	臣決定)に基づ	目指すために、重	(3件)及び事務所移転関係の案件(1件)がある。	一者応札・応募となってしまったす	
日総務大臣決	基づき基金が策	き基金が策定す	点的に取り組む分	システム関係の案件については、一般的に当該システムを熟知してい	べての案件において、「辞退届兼改善ア	
定) に基づき基	定する「調達等	る「調達等合理	野の取組状況及び	る等により既存の契約業者が有利となることが要因として考えられる。	ンケート」の改善意見等を基に、「一者	
金が策定する	合理化計画」に	化計画」に盛り	調達に関するガバ	特に農業者年金記録管理システムについては、現在一般的ではないプロ	応札・応募改善シート」を作成し、次回	
「調達等合理	盛り込んだ取組	込んだ取組につ	ナンスの徹底。	グラミング言語を用いて、昭和40年代の開発当初より改修し続けて使用	入札へ反映させる取組を行い、改善案	
化計画」につい	について着実に	いて着実に実施		しており、プログラムの規模も大きく、そのプログラミング構造と過去か	件も出てきているところである。さら	
て着実に実施	実施し、随意契	し、随意契約件	<評価の視点>	らの農業者年金制度を熟知した既存の契約業者でないと対応が難しいと	に、「調達等合理化計画」に基づき、引	
する。	約件数及び一者	数及び一者応	契約について、原	いう性質がある。	き続きオープンカウンター方式等の競	
【指標】	応札・応募件数	札・応募件数に	則として一般競争	V・)注負がめる。 事務所移転関係の案件については、令和6年11月の事務所移転に伴う	争参加者増加のための取組を継続して	
)一者応札・応	について、前中	ついて、前中期	入札によるものと	事物川沙科肉所以米片に バーには、THU午11月以事物川均料に仕丿	いる。また、調達に関するガバナンスの	

募件数の割合 が前中期計画 期間の平均以 下であったか。 ○ 随意契約件 数の割合が前 中期計画期間 の平均以下と なるようにす る。	目標期間の件数 の平均以下となるようにします。 また、一者応 札となった案件 につ要因の分析と 改善に向けての 対策を検討し、 次回の入札時に		以上を総合的に勘案し、B評定とした。 (評定区分) S:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
の平均以下で	の要因の分析と 改善に向けての 対策を検討し、	応募要件の緩和や仕様書の内容等の見直しなどをまとめた「一者応札・応募改善シート」を基金において作成し、次回の入札時に反映させることとしている。令和6年度においては、令和5年度に一者応札であった案件の	上回る顕著な成果がある A: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B: 取組は十分である C: 取組はやや不十分であり、改善を要する D: 取組はやや不十分であり、抜本的な善を要する

1	. 当事務及び事業	に関する基本情報										
第	32 - 5	組織体制の)整備等									
当	該項目の重要度、	五難 —				関連する研究開発評	延価、政策	行政事業レビュ	ューシート事業番号	<u>.</u>		
度	•					評価・行政事業レビ						
	•					H1 IIM 14 00 1 00 -						
0		h										
2	. 主要な経年デー	1	He Sate Lite							/ /> -Ju [-Ja]	Les X	
	評価対象となる指	旨標 達成目標	基準値	5年度	6 年度	7年度	8	3年度	9年度	(参考情報		
			(前中期目標	期間最終年						当該年度	までの累積値	直等、必要な
			度値等)							情報		
					<u> </u>							
2	々事業に産の業	数に依て日抽 乱	而 <u> </u>	医計画に係る自己評	が年及び子数十円に	・トス部体						
3			I	T	子伽及い土務人足に 「		1 ~ W.74 +) 76 L E	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			人の業務実	績・自己評価			王務大臣(こよる評価
						業務実績			自己	評価		
	5 組織体制の	5 組織体制の整	5 組織体制の整						F	3	評定	
	整備等	備等	備等									•
	(1)組織体制の	(1) 組織体制の	(1)組織体制の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績)	>			<評定と根拠>		評定	
	整備	整備	整備	- w/c=1.41g/k/		やりがいをもって、モチベ	ニーションを高	らく 保ち、組織一	評定: b		#17C	
	ア 職員が希	ア職員が希望	ア 職員が希望			こ取り組める組織の実現し				員配置について、基		
	望とやりが	とやりがいを	とやりがいを	<その他の指標>	として、理事長か	ぶ定めた「独立行政法人農	業者年金基金	役職員の行動指	金の課題である加力	促進の体制強化を		
	いをもって、	もって、モチ	もって、モチ	・組織体制及び運営	針」を事務室内や	Pパソコン立ち上げ時に掲	示するととも	に、独立行政法	図るため、担当部署	暑を増員するととも		
	モチベーシ	ベーションを	ベーションを	についての継続的	人農業者年金基金	金人事評価規程に基づき、	、業績評価と	能力評価を柱と	に、業務部各課の第	美務量の動向に対応		
	ョンを高く	高く保ち、組	高く保ち、組	点検。	した人事評価制度	度の的確な運用を行った。			した人員の振り替え	たを行うなど、必要		
	保ち、組織一	織一体となっ	織一体となっ	・必要に応じた適切	イ 組織体制及び	軍営状況について継続的に	こ点検するた	め、職員面談や	な人員配置等となる	よう見直しを行っ		
	体となって	て業務に取り	て業務に取り	な組織体制や人員	管理職からのヒ	アリング等を実施し、各	部署の業務量	の動向や業務の	たほか、専門性の高	弱い人材の確保のた		
	業務に取り	組める組織の	組める組織の	配置への見直し。		屋に努めたうえで、令和			め、IT 系職員及び資			
	組める組織	実現に向けて	実現に向けて			4月に職員を2名採用し						
	の実現に向	取り組むとと	取り組むとと			蛍化のため、定員が限られ			員や資金運用系職員			
	けて取り組	もに、業績評	もに、業績評			に担当部署を1名増員す						
	むとともに、	価と能力評価	価と能力評価	I .		芯し、令和7年4月に情報			よう、独立行政法人			
	業績評価と	を柱とした人	を柱とした人	的な点検を行って		するなど、必要に応じたタ	組織体制や人	負配置となるよ	員研修実施方針を改			
	能力評価を	事評価制度の	事評価制度の	いるか。	う見直しを行った	•). 10 MAZA-5	32 W/4 PP) - 1/12	研修実施計画に資金			
	柱とした人	的確な運用を	的確な運用を			F11月の事務所移転に当						
	事評価制度	行う。	行います。	な組織体制や人員		等における説明や移転に					1	
	の的確な運	イ業務全体を	イ業務全体を			や停止期間中の対応等に					1	
	用を行う。	効率的かつ効果的に海営で	効率的かつ効果的に運営で			ステムの停止に伴う対応や					1	
	イ業務全体	果的に運営で	果的に運営で			検者等に対しては、「令和 また、			被保険者への適切な		1	
	を効率的かしつ効果的に	きる体制を確 保する観点か	きる体制を確保する観点か	の確保に努めているか。		また、受給権者に対して の提出について(お願い)					1	
	運営できる	休りの観点が ら、旧制度と	トラ 保り の観点がら、旧制度と			が促出について(お願い) 付したほか、基金ホーム。					1	
	体制を確保	新制度におけ	新制度におけ			するなど、適切に情報提供					1	
		/b/1 lh:1/文 (こすつ ()	/かいけん (こる) ()	ト カノノバノ 日ルバー(関	一一一一一一一一	ノンカし、週グルロ用が促送	・ヒロノしして	ハー、外1ツエヂ	「こみかっていい」につ	U/C0	1	

する観点か	る業務量の変	る業務量の変	極的に取り組んで	等の契約締結・執行管理等を行い、農業者年金記録管理システムを含む		
ら、旧制度と	化や新たな業	化や新たな業	いるか。	事務所の移転を、業務に特段の支障を生ずることなく行った。	(評定区分)	
新制度にお	務の発生等に	務の発生等に	. 977 0	ウ IT 系や資金運用系の専門性の高い人材の確保のため、IT 系職員及び		
ける業務量	伴う組織の体	伴う組織の体		資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、IT 系職員や資金運	上回る顕著な成果がある	
の変化や新	制及び運営状	制及び運営状		用系職員が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるよう、	a:取組は十分であり、かつ、目標を	
たな業務の	況について継	況について継		令和6年12月に独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針を改正	上回る成果がある	
発生等に伴	続的に点検	続的に点検		し、令和7年度研修実施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位	b:取組は十分である	
う組織の体	し、各部課の			世代けるなど、専門的知見の向上を図るための取組を行った。	c:取組はやや不十分であり、改善を	
制及び運営	業務量の動向			また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業務を適切	要する	
状況について継続的に		等に対応し		に遂行する観点から、内閣サイバーセキュリティセンター主催の研修	d:取組はやや不十分であり、抜本的	
	て、必要に応			等に役職員延べ38名が参加したほか、外部講師による情報管理課職員	な改善を要する	
点検し、各部	じ、適切な組織なり			専門研修を実施した。		
課の業務量	織体制や人員	織体制や人員		資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金部職員専門研 ない。		
の動向等に	配置への見直			修として、通信講座による資金運用の研修等を実施した(令和6年度の		
対応して、必	しを行う。	しを行いま		通信講座の実績:1名)。		
要に応じ、適	ウ業務等のデ			エ 資格取得支援については、平成21年に策定した資格取得支援要綱に		
切な組織体	ジタル化並び			基づき実施しており、職員が資格を取得しやすい環境の整備に努めて		
制や人員配	に資金の運用			NS.		
置への見直	環境の変化及	でに事務所を		また、若手職員を農林水産行政事務研修に派遣し、対外的な折衝や企		
しを行う。	び ESG 投資等			画立案等の業務を経験させているほか、課長の約3割が女性であるな		
ウ 業務等の				ど、若手職員や女性職員の活躍の場を設け、働きやすい職場環境の整備		
デジタル化	に対応するた	業務受託機関		や人材育成に努めている。		
並びに資金	め、外部リソ					
の運用環境	ースの活用を	被保険者への				
の変化及び	含めた専門性	適切な情報提				
ESG 投資等の	の高い人材の					
検討に適切	確保に努め					
に対応する	る。	います。				
ため、外部リ	エ 専門性の高					
ソースの活	い業務を的確	ジタル化並び				
用を含めた	に遂行する観	に資金の運用				
専門性の高	点から資格取	環境の変化及				
い人材の確	得支援や若手	び ESG 投資等				
保に努める。	職員や女性職	の検討に適切				
エ 専門性の	員の活躍の場	に対応するた				
高い業務を	を積極的に設	め、外部リソ				
的確に遂行	けるなど職員	ースの活用を				
する観点か	の人材育成に	含めた専門性				
ら資格取得	積極的に取り	の高い人材の				
支援や若手	組む。	確保に努めま				
職員や女性		す。				
職員の活躍		エ専門性の高				
の場を積極		い業務を的確				
的に設ける		に遂行する観				
など職員の		点から資格取				
人材育成に		得支援や若手				
積極的に取		職員や女性職				
り組む。		員の活躍の場				
/ // 0		を積極的に設				
		けるなど職員				
		いるより				

(2の (2の (2の (2の (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	(2) 推業進の員と児両の持員フ善きの、減びに介支の増ワラ取物超、女仕護援健進ーン取が出男性事等、康なクスり	員の心の健康の 保持・増進など 職員のワークラ	< 主な定量的指標 > 一	画周め徹と 移【 つ月3のムた得定的知、底金な転基 テたに年見制、をさ	要な業務のである。 要な事がである。 要な事がである。 一人では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	、役員でより、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	どの機会を見る。 一や一でで、一でで、一でで、一でで、一でで、一でで、一でで、一でで、一でで、一で	超過勤務の縮減や仕事と育児・介護等との両立支援など、職員のワークライフバランスの改善に取り組んだことから、b評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
(3)情報が (3)情報が が表現の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(3)情報システ 四整備のための本制を情報のないでは、 整備を対しているのでででいる。 を適実には、をでいるのででいる。 をでいるのででいる。 をでいるのででいる。 を行う。	(3) 情報シスで 報が を を を を を を のを を を のを に が、 を のを のを に が、 のを に が、 のを に が、 のを に が、 のを に が、 のを に が、 のを のを のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・PMO の設置等の体制整備に向けた検討を行ったか。	<主 (主 され (1) (2) (3) 1 (7)	要な業務実績> 独立行政法人農業者年金 た PMO において、情報シ 令和7年度情報システム 加入推進の観点から、基金 とするため、関係者の意 PMO における専門家として 年4月から週に1日来所 を行った。	基金における PMO ステム整備方針にの 関係予算要求の承認 をホームページを、 見を聞きながら、 こ、 外部人材の活用	設置要領」に基づき設置 つっとり、 、 分かりやすく見やすいも な修について検討 について検討し、令和	PMO において、情報システム関係予算 要求の承認、基金ホームページの検討、	

급		要する	
7 0		- , , -	
		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
		な改善を要する	
		な以音で女する	

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1	. 当事務及び事業に関	引する基本情報												
第	3	財務内容の改善	善に関する事項											
当	該項目の重要度、困難	推度 一					関連する政	対策評価・行政事業	レビ 行政事	業レビューシー	- 卜事業番号:			
2	. 主要な経年データ													
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期 年度値等)		年度	6年度		7年度	8年度		9年度	(参考)		累積値等、必要な情報
				I				<u> </u>	I			 		
3	. 各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	る自己評価の	及び主務大	臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価	指標等			法人の	業務実績・自己	 2.評価			主務	5大臣による評価
					-			務実績			自己評価			
	第5 財務内容の	第3 財務内容の	第3 財務内容の								В		評定	
	改善に関する事項	改善に関する事項	改善に関する事項											
	財務内容の改善	財務内容の改善	財務内容の改善								В		評定	
	関係内谷の以音 に関する事項	に関する事項	に関する事項								Б		计是	
	1 業務の効率化	1 業務の効率化	<u> </u>	<主な定量	的指標>	<主要な業務実	績>			<評定と根			評定	
	を反映した予算	を反映した予算		• 一般管理	費削減率			管理費については効						
	の策定と遵守	の策定と遵守	の策定と遵守					比で5%削減の予算			の効率化に関する			
	第4に定める	第2に定める		くその他の	指標>			ては効率化除外経費			度計画の予算を作り エススタン			
	事項を踏まえた	事項を踏まえた		_				の予算を策定し、業			画の予算による運			
	中期計画の予算	中期計画の予算		/ 主わ学具	I			F度計画の予算を作 事項を踏まえた令和			ら、b評定とした。	0		
	を作成し、当該 予算による運営	を作成し、当該 予算による運営		<主な定量		来房連呂の効率			10年度計画の	(評定区分)				
	を行う。	を行う。	行います。			※1:効率化除		J 1C0			の達成度合が 120°	%以上で顕		
	なお、勘定別	なお、勘定別予		目標を達				農業者年金記録管理	リシステム保守		ス是が及る。 120 3	/0 <i>/</i> //		
	予算の作成にお	算の作成におい		めとるべ				等)、特殊要因による		1	の達成度合が 120%	%以上		
	いては、第4の	ては、第2の5の		に定める	事項を踏	ソコン、サ	ーバ等の更改	女に係る経費等)、消	費者物価指数	b:数值0	達成度合が 100%	6以上120%未		
	5の(1)のイに	(1) のイによ	(1) のイによ	まえた年	度計画の	の反映額、	人勧影響額			満				
	より、組織の体	り、組織の体制及	り、組織の体制及	予算を作	成し、運	※2: 効率化除	外経費等			c : 数值	の達成度合が 80%	%以上 100%		
	制及び運営状況	び運営状況の点		営を行って	たか。	消費者物	価指数の反映	央額、人勧影響額		未満				
	の点検により、	検により、人員配								d:数值	の達成度合が 80%	法満		
	人員配置等の見	置等の見直しを												
	直しを行った場	行った場合、必要に対して、適切に												
	合、必要に応じて、適切に予算し	に応じて、適切に												
	て、適切に予算 を見直す。	予算を見直す。	予算を見直します。											
	2 決算情報・セ	2 決算情報・セ		<主な定量に	的指煙>	<主要な業務実	績>			<評定と根	机 >		評定	
	グメント情報の	グメント情報の		・上々に里に	日7月17ボイ			年度決算において整	理し、主務大		~~		HI AL	
	開示	開示	示					央算が承認されたこ			ト情報を令和5年	度決算におい		

				,			
財務内容等の	セグメント情	セグメント情	<その他の指標>	やかに基金ホームページで公表した。	て整理し、基金ホームページで公表したこ		
一層の透明性を	報を決算におい	報を決算におい	_		とから、b評定とした。		
確保する観点か	て整理し、決算	て整理し、決算が					
ら、決算情報や	が主務大臣から	主務大臣から承	<評価の視点>		(評定区分)		
業務内容等に応	承認され次第、	認され次第、速や	セグメント情報を		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
じた適切な区分	速やかに開示す	かに開示します。	整理し、速やかに		る顕著な成果がある		
に基づくセグメ	る。		開示したか。		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
ント情報の開示					る成果がある		
を徹底する。					b:取組は十分である		
					c:取組はやや不十分であり、改善を要す		
					る		
					d:取組はやや不十分であり、抜本的な改		
					善を要する		
3 業務達成基準	3 業務達成基準	3 業務達成基準	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
に基づく会計処	に基づく会計処	に基づく会計処	_	独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務(各課	–		
理の適切な実施	理の適切な実施	理の適切な実施		室の業務) ごとに令和6年度当初の予算配分を行った上で、そ	収益化単位の業務ごとに当初配分及び再		
独立行政法人	独立行政法人	独立行政法人	<その他の指標>		配分を計画的に行ったことから、b評定と		
会計基準(平成	会計基準 (平成	会計基準(平成 12	_	開始前(令和6年12月末)までに再配分を行った。	した。		
12年2月16日	12年2月16日	年2月16日独立					
独立行政法人会	独立行政法人会	行政法人会計基	<評価の視点>		(評定区分)		
計基準研究会策	計基準研究会策	準研究会策定)等	・業務達成基準に基		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
定)等の業務達	定)等の業務達	の業務達成基準	づく会計処理を適		る顕著な成果がある		
成基準に基づ	成基準に基づ	に基づき、収益化	切に実施したか。		a:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
き、収益化単位	き、収益化単位	単位の業務ごと			る成果がある		
の業務ごとに予	の業務ごとに予	に予算と実績を			b:取組は十分である		
算と実績を適切	算と実績を適切	適切に管理し、次			c:取組はやや不十分であり、改善を要す		
に管理し、次年	に管理し、次年	年度の予算の配			3		
度の予算の配分	度の予算の配分	分に反映します。			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改		
に反映する。	に反映する。	. 12 11 A H 14 H		A North In Michigan Harista	善を要する		
4 貸付金債権等	4 貸付金債権等		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
の適切な管理等	の適切な管理等	の適切な管理等	_	全ての農地等取得資金貸付金債権について、令和6年8月			
旧制度に基づ	旧制度に基づ		/フのMの批画>	に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関	すべての債権について、債権分類の見直		
く農地等取得資	く農地等取得資	く農地等取得資	<その他の指標>	と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。	しを行いこれに基づき適切な管理・回収を		
金貸付金債権及び年金給仕の過	金貸付金債権に	金貸付金債権に	_	また、令和7年2月に、農地等担保物件の評価の見直しを行	-		
び年金給付の過 誤払等に係る返	ついては、全て の 債 権 につ い	ついては、全て の 債 権 に つ い	<評価の視点>	った。	また、担保物件についても評価の見直し を行ったことからb評定とした。		
	て、毎年度、債権	て、債権分類及	・貸付金債権等の管		で11つにことがりD詳定としだ。		
	分類及び農地等	び農地等担保物	・貝付金領権寺の官理・回収を適切に		(評定区分)		
これらの債権の	担保物件の評価	件の評価の見直	行っているか。		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
円滑かつ確実な	の見直しを行	しを行い、債権	J1.2 C4.のり。		S: 取組は十分であり、パラ、日保を上回 る顕著な成果がある		
回収に努める。	い、債権の管理	の管理を適切に			a:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
日水にカツる。	を適切に行う。	行います。			る成果がある		
	また、年金給	また、年金給			b:取組は十分である		
	付の過誤払等に	付の過誤払等に			c:取組はやや不十分であり、改善を要す		
	係る返納金債権	係る返納金債権			5		
	については、履	については、履			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改		
	行期限を過ぎて	行期限を過ぎて			善を要する		
	いる場合は債務	いる場合は債務					
	者に対して催告	者に対して催告					
	を実施の上、債	を実施の上、債					
ı .		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		1			

5 長期借入金の 適切な実施 農年基金法附 則第 17 条第 2 項の規告入に全部 長期間間中の での 情、報を し、報を し、発 を の と の は の の の の の の の の の の の の の の の の	実な回収に努める。 5 長期借施 入金のの一人を選挙を表して、 一人を選挙を表して、 一人を選挙を表して、 一人を表し、 一人を表して、 一と、まして、 一と、まして、 一と、まして、	5 長期借施 長期実行年金の 強者をは、14年の との との 大金と をは、14年の をは、14年の をは、14年の をは、14年の をは、14年の では、15年の では、17条よる では、17条よる では、17条よる では、17条よる では、17条よる では、17を では、19の では、	農業者年金基金 法(平成14年法 律第127号。以 下「農年基金法」 という。) 附則第 17条第2項の規	<主な定量的指標> - <その他の指標> ・市中金利情報等。 ・応札倍率。 <評価の視点> ・極力有利な条件で 借入を行っている か	法附則第 17 利情報等を 件での借入	法人農業者年 条第2項の 考慮し、競領 れを行った。 借入れの 相手方(金 融機関数) 10機関		、長期借入会 ことにより植	金は市中の金	〈評定と根拠〉 評定: b 市中の金利情報等を考慮し、競争入札を 行うことにより極力有利な条件で借入れを 行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回 る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回 る成果がある b:取組は十分である	評定	
6 将来必要とな	の金利情報等を 考慮し、極力有 利な条件での借 入れを図る。	の金利情報等を 考慮し、極力有 利な条件での借 入れを図りま す。	<主な定量的指標>	・応札倍 ³ ・入札日 国債 ・入札日 国債 ・入札日	 ・応札倍率(令和6年8月期):3.2 (令和7年2月期):7.1 ・入札日(令和6年7月22日)に対 国債:0.245%、政府保証債:0 ・入札日(令和7年1月22日)に対 国債:0.635%、政府保証債:0 ・入札参加者招へい先のべ500社程 ・基金のIR活動先のべ3金融機関 		14倍 おける市中 0.289% おける市中 0.698% 呈度	金利	c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定		
り 特別 を に で う で に で う で で に で う で で に で う で で に で う で で に で う で で に で う で で に で う で で で に で う で で で に で で で で	り お お お に に に に に に に に に に に に に	る年 に結付 を に結付 を に に に に に に に に に に に に に	全でである。 主は、一でである。 主は、一でである。 では、一でである。 では、一でである。 では、一でである。 では、一でである。 では、一でである。 では、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	将来必要 令和6年5 の生存率及で 等を勘案して を行い、農	となる旧制月 月上旬に、月 び死亡率、 た試算(令和 林水産省経営 度農業者年	厚生労働省の 農業者老齢年 ロ7年度〜11 営局経営政策	生命表を用い 金の新規裁員 年度の5カ年 課とともに努	こついては、 へた受発生 を を を を を を を の が を が を が を が を が を が を	評定: b 農業者老齢年金の新規裁定者の発生率等 を勘案した試算(推計)を行い、その妥当性 について検証を行ったことから、取組は十	计		

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)

1	. 当事務及び事	業に関する基本情	報										
第	¥ 4	予算(人	、件費の見積もり)を含む。)、収支詞	計画及び資金記	十画							
当度	á該項目の重要度 ぎ	、困難 一				関連する		政事業	行政事業レビ	ューシート事業番号:			
		·											
2	. 主要な経年デ	ータ											
	評価対象となる	5指標 達成目標	基準値 (前中期目 度値等)	標期間最終年	6 [£]	度	7年度	3	3年度	9年度	(参考情: 当該年度 情報		積値等、必要な
3	. 各事業年度の	業務に係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係る自己	評価及び主務大	豆による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の)業務実績	責・自己評価			主務大	臣による評価
							業務実績			自己評価			
			第4 予算(人件							В		評定	
		費の見積もりを含む。)、収支	費の見積もりを含む。)、収支										
		計画及び資金	計画及び資金										
		計画	計画										
										В		評定	
	-	別紙	別紙	<主な定量的指標>	<主要な業務実	<u></u>				 <評定と根拠>		評定	
		2000	7,500	•一般管理費削減率。	① 令和7年度	予算の一般管理	埋費については、	効率化除	外経費等(※)	評定: b			
				ノフの4kの投煙へ	を除き、対前	年度比で5%の	の削減となった。	())4 (-1	- III 0/)	一般管理費については、			
				<その他の指標> ・業務の適正な執行		64	年度予算 7年	(<u></u> F度予算	Z:千円、%) 削減率	平均5%以上の削減を行 に対して、効率化除外経費			
				を確保しつつ 削減			226, 509	215, 182	,	年度比で△5.0%の予算を			
				率の目標を達成し	効率化対象		220, 000	210, 10	20.0	業務経費については、対			
				ているか。 ・削減率が大きい場	※: 効率化除外					均3%以上の削減を行う 対して、効率化除外経費等			
				合、それは業務見直			業者年金記録管理 :よる増減経費 (パ			度比で△3.0%の予算を策			
				しや効率化による			- よる追喚性負 (/ 5指数の反映額、 <i>)</i>			これらのことから、b言	平定とした。		
				ものであるか。						(評定区分)			
							費(業務委託費) 年度比で3%の削		• • • • • • • •	s:数値の達成度合が1	20%以上で顕		
					性負牙(水)	でから、刈削+	千反比(5 /0º/hi		: 千円、%)	著な成果がある	1.000/00.1		
								F度予算	削減率	a:数値の達成度合が 1 b:数値の達成度合が			
					業務経費のう 効率化対象経	l l	1,817,697	1, 763, 164	△3.0	120%未満	. 100/05/1		
							I			c:数値の達成度合が 80	0%以上100%		
						話指数の反映額	、人勧影響額			未満 d : 数値の達成度合が 8	80%未満		

<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	 <評定と根拠>	評定
_	予算、収支計画、資金計画に基づき資金の配分を行った。	評定 : b	F17C
	17/1 00000000000000000000000000000000000	予算、収支計画、資金計画に基づき	
<その他の指標>		資金の配分を行ったことから、b評定	
・予算、収支計画、資		とした。	
金計画。		2070	
자마 때		(評定区分)	
<評価の視点>		s:取組は十分であり、かつ、目標を	
・予算、収支計画、資		上回る顕著な成果がある	
金計画に基づき、法		a:取組は十分であり、かつ、目標を	
人における資金の		上回る成果がある	
配分を行っている		b: 取組は十分である	
カル		c:取組はやや不十分であり、改善を	
7,7-0		要する	
		d:取組はやや不十分であり、抜本的	
		な改善を要する	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第 5	短期借入金の限度額								
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート事業番号:						
度		レビュー							

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な
			度値等)						情報
	短期借入金実績	2 億円(限度額)		_	_				・運営費交付金の受け入れ遅延に
									よる場合の限度額は2億円
		934 億円(限度額)		_	_				・長期借入金が一時的に調達困難
									となった場合等の限度額は 934 億
									円

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	第 5 短期借入金	第5 短期借入金	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
	の限度額	の限度額	• 借入限度額	・短期借入金の実績がなかった。	評定: -	·	
	1 2億円	1 運営費交付金の		・長期借入金の未達リスクを回避するため、支援業者との契			
	(想定される理由)	受け入れ遅延に	<その他の指標>	約において未達防止策を講じている。			
	運営費交付金	よる資金不足と	_		(評定区分)		
	の受け入れ遅	なる場合におけ			B:限度額の範囲内である		
	延。	る短期借入金の	<評価の視点>		D:限度額の範囲を超えた		
	2 934 億円	限度額は、2億円	・借入限度額の範囲				
	(想定される理由)	とします。	内であったか。				
	農年基金法附	2 農年基金法附則					
	則第17条第2項	第 17 条第 2 項の					
	の規定に基づく	規定に基づく長					
	長期借入金の一	期借入金に関し					
	時的な調達困難。	て、一時的に調達					
		が困難になった					
		場合等の短期借					
		入金の限度額は、					
		934 億円としま					
		す。					

1. 当事務及び事業に関する	. 当事務及び事業に関する基本情報									
第6	要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画									
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビ	行政事業レビューシート事業番号:							
		ユー								

4	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
7 不要財産の処 分	7 不要財産の処 分	7 不要財産の処 分	<主な定量的指標>	<主要な業務実績> 令和6年11月の事務所移転に伴い発生する敷金等の国庫納	<評定と根拠>	評定
業務の見直	業務の見直	業務の見直		付の方法及び時期については、令和7年度に国庫納付するこ	FT/C . B 事務所移転に伴い発生する敷金等の国庫	
し、社会経済情	し、社会経済情	し、社会経済情	<その他の指標>	とで主務省と調整を行った。	納付の方法及び時期について、主務省との	
勢の変化その他	勢の変化その他	勢の変化その他	- この他の指示と	こく工物目と開走を刊った。	調整を適切に行ったことから、B評定とし	
の事由により、	の事由により、	の事由により、			た。	
保有する財産	保有する財産	保有する財産	<評価の視点>		7-0	
が、将来にわた	が、将来にわた	が、将来にわ	・業務の見直し、社		 (評定区分)	
り業務を確実に	り業務を確実に	たり業務を確実	会経済情勢の変化		S:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
実施する上で必	実施する上で必	に実施する上で	その他の事由によ		る顕著な成果がある	
要がなくなった	要がなくなった	必要がなくなっ	り、保有する財産		A:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
と認められる場	と認められる場	たと認められる	が、将来にわたり		る成果がある	
合には、当該財	合には、当該財	場合には、当該	業務を確実に実施		B:取組は十分である	
産を処分し国庫	産を処分し国庫	財産を処分し国	する上で必要がな		C:取組はやや不十分であり、改善を要す	
に納付するな	に納付するな	庫に納付するな	くなったと認めら		3	
ど、適切に処理	ど、適切に処理	ど、適切に処理	れる場合には、当		D:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
する。	する。	します。	該財産を処分し国		善を要する	
	なお、令和6	なお、令和6	庫に納付するな			
	年度に事務所の	年度に事務所を	ど、適切に処理し			
	移転を予定して	移転することと	たか。			
	おり、移転に伴	しており、移転				
	う敷金等の不要	に伴う敷金等の				
	財産が発生する	不要財産が発生				
	ことから、当該	することから、				
	財産の国庫納付	当該財産の国庫				
	の方法及び時期	納付の方法及び				
	については適切	時期については				
	に処理する。	適切に処理しま				
		す。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第7-1	職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)								
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビ	行政事業レビューシート事業番号:						
		ュー							

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	参考 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	年度末の常勤職員数	74 人以下	令和4年度末72人	74 人	73 人						

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価	主務大国	豆による評価
				業務実績	自己評価		
	第6 その他主務	第6 その他主務			В	評定	
	省令で定める業務	省令で定める業務					
	運営に関する事項	運営に関する事項					
	1 職員の人事に	1 職員の人事に			В	評定	
	関する計画(人員	関する計画(人員					
	及び人件費の効	及び人件費の効					
	率化に関する目	率化に関する目					
	標を含む。)	標を含む。)					
	(1) 方針	(1) 方針	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
	IT 及び資産運	IT 及び資産運	_	IT 系や資金運用系の専門性の高い人材の確保のため、IT 系	評定: b		
	用等に関する研	用等に関する研		職員及び資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、	専門性の高い人材の確保のため、IT 系職		
	修等により専門	修等により専門	<その他の指標>	IT 系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても、	員及び資金運用系職員としての人員配置を		
	的知識を有する	的知識を有する	・専門研修の実施	専門研修を受講できるよう、令和6年12月に独立行政法人農	行うとともに、IT 系職員や資金運用系職員		
	人材の育成を図	人材の育成を図	・業務量に応じた適	業者年金基金職員研修実施方針を改正し、令和7年度研修実	が他部等への異動時であっても、専門研修		
	るとともに、基金	るとともに、基金	正な人員配置	施計画に資金運用系職員専門研修を具体的に位置付けるな	を受講できるよう、独立行政法人農業者年		
	全体の業務量を	全体の業務量を		ど、専門的知見の向上を図るための取組を行った。	金基金職員研修実施方針を改正し、令和7		
	適切に見積もり、	適切に見積もり、	<評価の視点>	また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業	年度研修実施計画に資金運用系職員専門研		
	業務量に応じた	業務量に応じた	・専門的知識を有す	務を適切に遂行する観点から、内閣サイバーセキュリティセ	修を具体的に位置付けるなど、専門的知見		
	適正な人員配置	適正な人員配置	る人材の育成を図		の向上を図るための取組などを行ったほ		
	を行う。	を行います。	る。	講師による情報管理課職員専門研修を実施した。	か、組織体制及び人員配置について、基金の		
			・基金全体の業務量				
			を適切に見積も				
			り、業務量に応じ	した(令和6年度の通信講座の実績:1名)。	課の業務量の動向に対応した人員の振り替		
			た適正な人員配置	組織体制及び運営状況について継続的に点検するため、職			
			を行っているか。	員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務	う見直しを行ったことから、b評定とした。		
				量の動向や業務の実施状況等の把握に努めたうえで、令和5			
				年度に退職した職員の補充のため、令和6年4月に職員を2	(評定区分)		
				名採用したほか、当基金の課題である加入促進の体制強化の	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回		

		ため、定員が限られている中、基金内の調整を行い、令和6年 4月に担当部署を1名増員するとともに、業務部各課の業務 量の動向に対応し、令和7年4月に情報管理課から給付課に 1名振り替えることとするなど、必要に応じた組織体制や人 員配置となるよう見直しを行った。	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回 る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要す る d:取組はやや不十分であり、抜本的な改 善を要する		
(2)人員に関す (2)) 人員に関する <主な定量的指標	冥> <主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
る指標 指標	標・常勤職員数。	令和6年度末時点の常勤職員数は73人であり、引き続き74	評定 : b		
期末の常勤職 年	年度末の常勤	人を上回らないようにする。	令和6年度末の常勤職員数は73人である		
員数について期 職員	員数を 74 人と <その他の指標>	>	ことから、b評定とした。		
首を上回らない しま	ます。 -				
ようにする。	参考)		(評定区分)		
(参考1)	人件費見込み <評価の視点>		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
期首の常勤職員 78	782 百万円 ・常勤職員数が 7	4人	る顕著な成果がある		
数 74 人	を上回っていた	21/1	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
(参考2)	か。		る成果がある		
中期目標期間			b:取組は十分である		
中の人件費総額			c:取組はやや不十分であり、改善を要す		
見込み			る		
3,328 百万円			d:取組はやや不十分であり、抜本的な改		
			善を要する		

1	. 当事務及び事業に関する	基本情報								
第	7 - 2	積立金の処分に関す	る事項							
当該項目の重要度、困難度 - 関連する政策評価・行政事業レビューシート事業番号:										
						ュー				
2	. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度		7年度	8年度	9年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終							当該年度までの累積値等、必要な情報
			午 庄 信 生)							

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自	1己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	2 積立金の処分	2 積立金の処分	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
	に関する事項	に関する事項	_	令和6年11月の事務所移転に伴い返還された敷金につい	て 評定 : B	
	前中期目標期	前中期目標期		は、(4)旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期	事務所移転に伴い返還された敷金につい	
	間繰越積立金の	間繰越積立金の	<その他の指標>	標期間から繰り越した貸付金等債権の償却に係る費用に充	当 ては、適切に充当したことからB評定とし	
	うち、前中期目標	うち、前中期目標	・預貯金の経費への	した。	た。	
	期間から繰り越	期間から繰り越	充当。			
	した現預金、前中	した貸付金等債			(評定区分)	
	期目標期間から	権が当期に償還	<評価の視点>		S:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
	繰り越した貸付	されたことによ	積立金の処分が適		る顕著な成果がある	
	金等債権が当期	る現預金及び前	切であるか。		A:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
	に償還されたこ	中期目標期間以			る成果がある	
	とによる現預金	前に自己収入財			B:取組は十分である	
	及び前中期目標	源で取得し、本中			C:取組はやや不十分であり、改善を要す	
	期間以前に自己	期目標期間へ繰			る	
	収入財源で取得	り越した無形固			D: 取組はやや不十分であり、抜本的な改	
	し、本中期目標期	定資産の資産評			善を要する	
	間へ繰り越した	価額を必要に応				
	無形固定資産の	じ次の経費に充				
	資産評価額を次	当します。				
	の経費に充当す	(1)旧年金給付費				
	る。	(2)旧年金給付の				
	(1) 旧年金給付	ための借入金に				
	費	係る経費 (利子及				
	(2) 旧年金給付	び事務費を含				
	のための借入金	む。)				
	に係る経費(利子	(3)旧年金給付の				
	及び事務費を含	ための農業者年				
	す。)	金記録管理シス				
	(3)旧年金給付					

のための農業者	る経費			
年金記録管理シ	(4)旧年金勘定と			
ステムの開発に	農地売買貸借等			
係る経費	勘定における前			
(4)旧年金勘定	中期目標期間か			
と農地売買貸借	ら繰り越した貸			
等勘定における	付金等債権の償			
前中期目標期間	却に係る費用			
から繰り越した	(5)前中期目標期			
貸付金等債権の	間以前に自己収			
償却に係る費用	入財源で取得し、			
(5)前中期目標	本中期目標期間			
期間以前に自己	へ繰り越した無			
収入財源で取得	形固定資産の償			
し、本中期目標し	却等に要する費			
期間へ繰り越し	用			
た無形固定資産				
の償却等に要す				
る費用				

1	. 当事務及び事業に関する	基本情報									
第	37 - 3	内部統制の充実・強	化								
当	該項目の重要度、困難度	_				関連する政	て策評価・行政事業レビ	行政事業レビューシー	ート事業番号:		
						ュー					
					·						
2	. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度		7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な	情報

実・強化 内部統制は、 連邦長による適 切かつや。	主務大臣による評価		法人の業務実績・自己評価		主な評価指標等	年度計画	中期計画	中期目標
実・強化		自己評価		業務生				
東景による適切かつ	評定	В			<主な定量的指標>			
理事民による適					_			
「思する基本的 事項を適切かつ 確実に実施するとともに、内部統制に関する基本的 事項を適切かつ 確実に実施するとともに、内部統制システムの有 物性について、不 断に点検・見直し を行い、その徹底 又は有効性の向 上を図る措置を 講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り 組みます。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的 事項を適切かつ 確実に実施するとと に、内部統制に関する 関かといて、不 断に点検・見直し を行い、その徹底 又は有効性の向上を図る措置を 講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組みます。								
トの下、基金が 効果的かつ効率 的に業務を運営 していくための 重要なツールで あり、適切なモ ニタリングを通 じ維統的に改善 しつつ、PDCAサイクルが有効に 働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する を方法書に定める内部統制に関する を持い、その徹底 フは有効性の向し上を図る措置を講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組む。 事項を適切かつ 確実に実施 制システムの有 効性について、不 断に点検・見直し マイクルが有効性の向 上を図る措置を講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組む。 事項を適切かつ 確実に実施 制システムの 充実・強化 に取り組んだか。 ともに、内部統 制システムの 大学、ので行い、その徹底 マスは有効性の向 上を図る措置を講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組む。 マは有効性の向 上を図る措置を講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組みます。 は、下の機に マスは有効性の向 上を図る措置を講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組みます。					<その他の指標>			
 効果的かつ効率的に業務を運営していくための有重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。このため、業務方法書に定める内部統制に関する。 企のため、業務方法書に定める内部統制に関するととをおに、内部統制を関する強力が合権として、大き強化に取り組みます。 本書の事項を適切がつ確実に実施するとと 本書の事項を適切がつでは、大き強化に取り組みます。 本書の事項を適切がつでは、大きなど、内部統制を関するととをおして、不断に点検・見直しを行い、その徹底 又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。 本部事項を適切がつでは、大きなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。 本部事項を適切がつでは、取り組んだか。 本部事項を適切がつでは、表示強化に取り組みます。 					_			
たともに、内部統制システムの有数性について、不動り、適切なも								
世界なり								
重要なツールで あり、適切なモ ニタリングを通 に継続的に改善しつつ、PDCA サ イクルが有効に 働くマネジメントが行われることが 重 要 で ある。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと								
あり、適切なモ ニタリングを通 じ継続的に改善されたので、PCAサイクルが有効に 働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと								
ニタリングを通 じ継続的に改善 しつつ、PDCA サ イクルが有効に 働くマネジメン トが行われるこ とが重要である。 このため、業 務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと を行い、その徹底 又は有効性の向 上を図る措置を 講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組む。 テムの充実・強化 に取り組んだか。 を行い、その徹底 又は有効性の向 上を図る措置を 講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組む。 京東・強化に取り 組みます。								
じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと								
Lつつ、PDCA サイクルが有効に 働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと 上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。								
イクルが有効に 働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと講じるなど、内部 統制システムの 充実・強化に取り 組みます。					に取り組んだか。			
 働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと 続制システムの充実・強化に取り組みます。 総制システムの充実・強化に取り組みます。 								
下が行われることが重要である。 充実・強化に取り組みます。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと 充実・強化に取り組みます。								
とが重要である。 組む。 る。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと								
る。								
このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと 1						組みます。	組む。	
務方法書に定め る内部統制に関 する基本的事項 を適切かつ確実 に実施するとと								
る内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとと								
する基本的事項 を適切かつ確実 に実施するとと								
を適切かつ確実 に実施するとと								
に実施するとと								
								もに、内部統制
システムの有効								

注導され 接触 接触 接触 表 表 表 表 表 表 表 表 表
世界の法令
遵守及び業務の
適正な執行等を 適正な執行等を ・コンプライアンス 令和7年3月13日に開催したコンプライアンス委員会にお 議するとともに、コンプライアンス推進計
週上な執行等を 週上な執行等を ・コンプライアンス 令和7年3月13日に開催したコンプライアンス委員会にお 議するとともに、コンプライアンス推進計 図るため、外部の 図るため、外部の 委員会の開催、コ いては、令和6年度コンプライアンス推進計画の取組状況や、 画、取組状況等を基金ホームページに掲載・

有識者を含むコ	有識者を含むコ	ンプライアンス研	令和7年度コンプライアンス推進計画のほか、上半期開催の	公表したほか、コンプライアンス研修を実	
ンプライアンス			コンプライアンス委員会の審議内容は、下半期開催のコンプ		
委員会を開催し、	委員会を上半期	ライアンス推進の	ライアンス委員会の審議内容に包含されている実態があるこ		
違反行為の原因	と下半期に開催	取組の公表。	とや、他法人におけるコンプライアンス委員会の開催回数な	(評定区分)	
究明及び再発防	し、違反行為の原		どを踏まえ、基金におけるコンプライアンス委員会は年1回	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
止等に関する審	因究明及び再発	<評価の視点>	3月頃に開催することとするとともに、コンプライアンス委	る顕著な成果がある	
議を行うととも	防止等に関する	・コンプライアンス	員会における審議を緊急に行う必要が生じた場合など、必要	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
に、研修の実施等	審議を行うとと	委員会を開催し、	に応じコンプライアンス委員会を開催することとすることに	る成果がある	
によりコンプラ	もに、研修の実施	審議を行っている	ついて審議を行った。	b:取組は十分である	
イアンスを推進	等によりコンプ	カュ。	コンプライアンス推進計画、取組状況等については、基金ホ	c:取組はやや不十分であり、改善を要す	
する。また、コン	ライアンスを推	・コンプライアンス	ームページに掲載・公表した。	る	
プライアンスに	進します。	研修を実施してい	コンプライアンス研修については、令和6年度研修実施計	d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
関する措置を講	また、コンプラ	るか。	画に基づき、以下のとおり実施した。	善を要する	
じた場合は、ホー	イアンスに関す	・措置を講じた場合	① ハラスメント研修(令和7年2月~3月 eラーニング)		
ムページで公表	る措置を講じた	は公表している	② 法人文書管理研修(令和7年2月~3月 eラーニング)		
する。	場合は、ホームペ	か。	③ 情報セキュリティ研修(令和6年9月~10月 eラーニ		
	ージで公表しま		ング)		
	す。		④ 個人情報保護管理研修(令和6年11月~12月 eラーニング)		
			⑤ 倫理研修(令和7年3月 e ラーニング)		
			なお、コンプライアンス事案の発生はなかった。		
			はなり、「マラブーアマン、事業の元王はは、フに。		
(3) リスク管理	(3) リスク管理の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
の徹底	/41 L			== -t-	
り似此	徹底	_	令和6年度におけるリスク管理行動計画に基づき、より適	評定: b	
り 似底 リスク管理委		_	令和6年度におけるリスク管理行動計画に基づき、より適切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催し		
	リスク管理委	— <その他の指標>		基金役職員及び外部専門家をメンバーと	
リスク管理委	リスク管理委員会における調		切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度	基金役職員及び外部専門家をメンバーと	
リスク管理委 員会における調	リスク管理委員会における調	<その他の指標> ・リスク管理委員会	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度	基金役職員及び外部専門家をメンバーと するリスク管理委員会において、リスク管 理のモニタリング等を行ったことに加え、	
リスク管理委 員会における調 査・審議を経て、	リスク管理委 員会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害	<その他の指標> ・リスク管理委員会	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度 上半期リスク管理委員会において、	基金役職員及び外部専門家をメンバーと するリスク管理委員会において、リスク管 理のモニタリング等を行ったことに加え、 業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リ	
リスク管理委 員会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害	リスク管理委 員会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ	<その他の指標> ・リスク管理委員会	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リス	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだこと	
リスク管理委 員会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ	リスク管理委 員会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ	< その他の指標 > ・リスク管理委員会の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」とい	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。	
リスク管理委 員会における調 査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリ スクとして識別、	リスク管理委員会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリスクとして識別、 分析及び評価し、	< その他の指標 > ・リスク管理委員会の開催。 <評価の視点 > ・リスク管理委員会	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほ	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。	
リスク管理委員会における調査・審議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリスクとして識別、 分析及び評価し、	リスク管理委員会においる 員会を議を経て、 業務実施の障害 となる要因をリスクとして識別、 分析及び評価し、 当該リスクに対	< その他の指標 > ・リスク管理委員会の開催。 < 評価の視点 > ・リスク管理委員会を開催し、リスク	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほ	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。	
リスク管理委 員会におを経て、 業務実施の障害 となる要因をリスクとして識別、 分析及び評価し、 当該リスクに対	リスク管理委員会においる 員会審議を経てま を審議をのしてを を変えるとして 分析及びアスト 分析及びアスク があるして対応 があるして があると がると があると があると があると があると があると がる。 がると がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。	< その他の指標 > ・リスク管理委員会の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分)	
リスク管理委 員会審議を経障を を を を を を を を の と の と の と の と の と の と	リスク管理委員会審議を経済を 員会審議をのして ででは経済を ででは、 ででは、 ででである。 ででは、 のでは、	< その他の指標 > ・リスク管理委員会の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
リスク管理委員会に 員会審議をの を を を の を の の を の の の の の の の の の の の の の	リ会審議をのという リ会審議をのという は一次では、 では経験をのというでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののできたが、 ののでできたが、 ののできたが、 ののでできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののできたが、 ののででが、 ののででが、 ののででが、 ののでが	< その他の指標 > ・リスク管理委員会 の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある	
リ会審議をのとなり 当を審議をのとなり をのとなり をのといるのとのではのの がのといるではのの がののではのの がののではのの がののでするにがのの がののでするにがのの がののである。 でののでするがののできる。 でのできる。 でのでのでのできる。 でのでのでのできる。 でのでのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのできる。 でのでのできる。 でのでのできる。 でのでのでできる。 でのででのでのででできる。 でのでできる。 でのでのででのでのでででのででででのででででででででででででででででででで	明会 では と で と で と で と で と で と で と で と で と で	< その他の指標 > ・リスク管理委員会 の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
明会 明会 明会 一等 では をの の の の の の の の の の の の の の	要調、害り、、対応ス画理をスのとなり、、対応の関連のでは、対応の動力のでは、対応の動力のの対が、対応の動力のでは、対応の動力のでは、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の動力のが、対応の関係がある。	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある	
要調、害り、、対応ス 画理をスア 要調、害り、、対応ス 画理をスア 要がなりが該でる管びニ定管 では経験をの因で評りにの動りル該に では、対応ス 画理をスア 当に対り計管等リュ のは、対応ス 画理をスア	要調、害り、、対応ス 画理をスア の と の と の と で の の の の の の の の の の の の の	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うと	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する	
明会・務なク析該でる管びニ定管等とス分当しすク及マ策クル と審実ると及り適た理リュし理のとでのとびス切め行スア当マリーの動クル該ニリスリッチョンのではのののではです。 要調、害リ、、対応ス画理をスアス	要調、害り、、対応ス 画理をスアス 要調、害り、、対応ス 画理をスアン の動り ル 該 ニ り の 要 の の の の の の の の の の の の の の の の の	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
型 り会・務なク析該でる管びニ定管等で フに審実ると及り適た理リュし理に理 クお議施要しびス切め行スア当マよの 関ででのの動クル該ニリス ではなのとでのの動ののででででででででででででででででででででででででででででででで	要調、害り、、対応ス画理をスアスを の因職価に対り計管等リュリスを 変しびス切め行スア当マリス の因で離りにの動りル該ニッ状理 のののでは、対応の動りのでは、 ののののののでは、 の のののののののののでは、 の の の の の の の の の の	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する	
明会・務なク析該てる管びニ定管等で スに審実ると及り適た理リュし理に理タクお議施要しびス切め行スア当マよのリーの 大変の 国で評クにの動クル該ニり、状ン理る経障を別し、対応ス 画理をスアスをする。 まり、、対応ス 画理をスアスをする。	要調、害り、、対応ス 画理をスアスをする、 実り、、対応ス 画理をスアスを 要調、害り、、対応ス 画理を スリック の と で の と で の と で の と で の と で の と で の と で の が の が の が の が の が の が の が の が の が の	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
リ会・務なク析該てる管びニ定管等管ニなり会・務なク析該てる管びニ定管等管ニなクお議施要しびス切め行スア当マよのリリ理る経障を測価に対リ計管等リュリ況グク理 るでは いまっぱい かい	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、 ③ リスクの高い具体的な事案について、対応策を含め、職員	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
明会・務なク析該てる管びニ定管等で スに審実ると及り適た理リュし理に理タクお議施要しびス切め行スア当マよのリーの 大変の 国で評クにの動クル該ニり、状ン理る経障を別し、対応ス 画理をスアスをする。 まり、、対応ス 画理をスアスをする。	要調、害り、、対応ス 画理をスアスをする、 実り、、対応ス 画理をスアスを 要調、害り、、対応ス 画理を スリック の と で の と で の と で の と で の と で の と で の と で の が の が の が の が の が の が の が の が の が の	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、 ③ リスクの高い具体的な事案について、対応策を含め、職員向けに分かりやすく整理した「リスク事案の例及び対応策」	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
リ会・務なク析該てる管びニ定管等管ニなり会・務なク析該てる管びニ定管等管ニなクお議施要しびス切め行スア当マよのリリ理る経障を測価に対リ計管等リュリ況グク理 るで に 別しい か	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、 ③ リスクの高い具体的な事案について、対応策を含め、職員	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
リ会・務なク析該てる管びニ定管等管ニなり会・務なク析該てる管びニ定管等管ニなクお議施要しびス切め行スア当マよのリリ理る経障を測価に対リ計管等リュリ況グク理 るで に 別しい か	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	< その他の指標 > ・リスク管理委の開催。	切なリスク管理が行われるよう、令和6年9月13日に開催した、基金役職員及び外部専門家をメンバーとする令和6年度上半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目及び対応方針等一覧(以下「リスク管理項目等一覧」という。)及びリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル(以下「重点項目チェックシート」という。)により、リスク管理の状況のモニタリングを行ったほか、 ② 業務受託機関の事務処理遅延の現状と対応について調査・審議を行った。また、令和7年3月13日に開催した令和6年度下半期リスク管理委員会において、 ① リスク管理項目等一覧及び重点項目チェックシートの内容には重複する部分があり、業務の効率化のため、両資料を統合した上で、リスク管理の状況のモニタリングを行うとともに、 ② 令和7年度におけるリスク管理行動計画について調査・審議を行ったほか、 ③ リスクの高い具体的な事案について、対応策を含め、職員向けに分かりやすく整理した「リスク事案の例及び対応策」	基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	

1. 当事	務及び事業に関	引する基本情報											
第7-4		情報セキュリラ	ティ対策及び個人情報は	呆護の強化・徹底									
当該項目の	の重要度、困難	進度 一				関連する政策評価・	行政事業レビ	行政事業	 ドレビューシート	事業番号:			
		•				•							
2 主要:	な経年データ												
		(本)	甘淮は		C左座	7万英		0 左岸	0.7		(分本)(本 111)		
計削入	対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度		8年度	91		(参考情報)		
			(前中期目標期	間最終						=	6該年度まで	ごの累積値等	等、必要な情報
			年度値等)										
		I	I	I	I	I	I		I	I			
0 左本	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大			しているトッポケ									
					大臣による評価 								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の業務第	実績・ 自己	L評価 			主務大臣に	こよる評価
				業務実績					自己評価				
2 1	2 情報セキュリ 4 情報セキュリ 4 情報セキュリ								В				
ー ティ	ティ対策及び個 ティ対策及び個 ティ対策及び個									評定			
人情	人情報保護の強 人情報保護の強 人情報保護の強												
化	化・徹底 化・徹底 化・徹底												
個	固人情報を狙	(1) 情報セキュ	(1)情報セキュリ	<主な定量的指標>	<主要な業務実	[績>			<評定と根拠>		評定	Ī	
	たサイバー攻	リティ対策の推	ティ対策の推進	_		.リティ対策等に迅速な	いつ適正に対応	できる組					
	が高度化・巧	進			織体制の整備				リティ対策等に迅速か				
	化する中、基	政府機関等の	政府機関等の	<その他の指標>						組織体制の整備、②情			
	は加入者等に	サイバーセキュ	サイバーセキュ	_		体制として CSIRT を		シーの見直し、③サイ					
	る多くの個人	リティ対策のた	リティ対策のた			ステムの運用継続につ				織的対応能力の強化へ	·		
	報を保有し、	めの統一基準群	めの統一基準群			つ適正に対応できる。				セキュリティ対策等の			
	た、マイナン	を含む政府機関	を含む政府機関	・情報セキュリティ		おける情報システムの				幹部職員及び担当役員	•		
	一制度による	における一連の	における一連の	ポリシーの見直し		いう。)の訓練として				徹底及び PDCA サイクル			
	報連携が導入 0 0 0 7 0	対策を踏まえ、適	対策を踏まえ、適	等を行ったか。		対応等の訓練として、				況、⑤職員を対象とし			
	れ、今後その	宜、「独立行政法		・情報セキュリティ					1	対策等に関する訓練等			
	象が拡大され ことから、個	人農業者年金基 金セキュリティ	人農業者年金基 金情報セキュリ	委員会を開催して、情報セキュリ		月に夫虺し、旧牧とイン	ユリアイ刈水守	の独化を		規程等の遵守の徹底等 ついて、適切な対応が			
	- こかり、凹 青報の漏えい	ポリシー」の見直	ティポリシー」の	ティ対策の実施状					れている。	フィ・C、 適別な別心が	1142		
	上に必要な措 上に必要な措	し等を行う。	見直し等を行い			リティポリシーの見直	îì.			の運用継続計画の訓練	الما		
	など情報セキー	情報セキュリ	ます。	検を行っている				の統一基	情報システムの運用継続計画の訓練とし				
				-				-	一基 て新たに災害発生時等における初動対応等 和6 の訓練として緊急連絡網の伝達訓練、安否				
						* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		安人農 確認サービスを利用した掲示板の投稿等に					
				1 ' ' '					したことから、b評定				
	ュリティ対策	施状況について	開催し、情報セキ	る組織的対応能力			_ ,		た。				
	という。)を	の点検を行い、情	ュリティ対策の	を強化したか。									
	化・徹底する。	報セキュリティ	実施状況につい		③ サイバー攻撃	撃に対する組織的対応	能力の強化への)取組状	(評定区分)				
7	なお、外部の	対策を総合的に	ての点検を行い、		況				s:取組は十分	分であり、かつ、目標を	上回		
状剂	兄変化、他機	推進し、PDCA サ	情報セキュリテ		基金 CSIRT	に対し、情報セキュ	リティインシデ	ント対応					
関領	等における事	イクルによる情	ィ対策を総合的		訓練を令和6	年12月9日に実施し、	、サイバー攻撃	等のイン	a:取組は十分	分であり、かつ、目標を	上回		

故の発生事例及	報セキュリティ	に推進し、PDCA		シデントに対する組織的対応能力の強化を図った。	る成果がある		
び情報技術の進	対策の改善を図	サイクルによる		また、サイバー攻撃の糸口となる標的型攻撃メールに対	b:取組は十分である		
展等に応じて継	る。 る。	情報セキュリテ		策として、全役職員等を対象に標的型攻撃メール訓練を令	c:取組はやや不十分であり、改善を要す		
続的に見直す。	また、サイバー	ィ対策の改善を		和6年7月と12月に実施した。	る 		
【指標】	攻撃に対する組	図ります。		11.0 1 1.74 C 12.741 C 120	d:取組はやや不十分であり、抜本的な改		
情報セキュリ	織的対応能力を	また、基金内の		 ④ 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員	善を要する		
ティ対策等に迅	強化するため、基	CSIRT について		及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCAサイクルに			
速かつ適正に対	金内の CSIRT の	も、運用の点検を		よる改善の取組状況			
応できる組織体		行い、サイバー攻		「情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員			
制の整備状況	強化する。	撃等のインシデ		及び担当役員への定期的な報告、情報セキュリティ関係規			
□	7年7日9 る。	事 サのイン ファ ントに対する組		程等の見直し、IT-BCPの見直し等を行うため、情報セキュ			
ティポリシーの		織的対応能力を		リティ委員会及び個人情報保護管理委員会を合同で3回開			
見直し及びサイ		職的対応能力を 強化します。		ダノイ安貞云及び個八情報保護自任安貞云を古向で3回開 催(令和6年9月30日、同年11月26日、令和7年3月27			
見直し及びサイ バー攻撃に対す		畑110より。					
				日)した。			
る組織的対応能力の強化。の取				また、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画			
力の強化への取				については、PDCA サイクルによる改善を行うことで、情報			
組状況				セキュリティ対策等の強化、徹底を図っている。			
				○			
ティ対策等の実				⑤ 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練			
行状況に係る担				等の実施状況			
当幹部職員及び				・令和6年4月5日に、新任職員等を対象として、情報セキ			
担当役員への定				ュリティの確保及び個人情報の取扱いについて研修を行っ			
期的な報告の徹				t.			
底及び PDCA サ				・令和6年9月~10月に、全役職員等を対象として、一般			
イクルによる改				的なセキュリティリテラシー向上に向けた研修を行った。			
善の取組状況				・令和6年11月から12月に特定個人情報を含む個人情報			
○職員を対象と				の適切な取扱いについて研修を行った。			
した情報セキュ				・令和6年7月と12月に、全役職員等を対象とした標的型			
リティ対策等に				攻撃メール訓練を行った。			
関する訓練等の				・令和6年12月9日に、CSIRT 関係役職員等を対象とした			
実施状況及び法				情報セキュリティインシデント対応演習を実施した。			
令・規定等の遵							
守の徹底等のた				⑥ 法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況			
めの取組状況				・全役職員等の情報セキュリティ対策等の実施状況につい			
				て、基金の情報セキュリティ関係規程等の遵守状況を確認			
				するため、令和6年12月5日から19日に、情報セキュリ			
				ティ対策の自己点検を実施し、点検結果の評価及び分析を、			
				役職員等のパソコン画面に表示(令和7年2月25日から28			
				日までの全4回)することにより情報セキュリティ等の意			
				識向上を図った。			
	(2)個人情報保	(2)個人情報保護	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
	護対策の推進	対策の推進	_	① 第1回個人情報保護管理委員会を令和6年9月30日に			
	個人情報保護	個人情報保護		開催し、独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管理規	個人情報保護管理委員会において、不適		
	管理委員会を開	管理委員会を上	<その他の指標>	程の細則の改正及び独立行政法人農業者年金基金におけ	切なアクセスの監視状況及び個人番号利用		
	催し、個人情報保	半期と下半期に	_	る特定個人情報等の安全管理に関する基本方針の改正に	事務等の実施手順の遵守状況についての点		
	護対策の総合的	開催し、個人情報		ついて審議し、令和6年10月29日付けで改正した。	検を行い、個人情報監査(外部監査)結果を		
	な検討、不適切な	保護対策の総合	<評価の視点>		踏まえ、PDCA サイクルによる個人情報保護		
	アクセスの監視	的な検討、不適切	· 個人情報保護管理	② 第2回個人情報保護管理委員会を令和6年11月26日	対策の改善に向けた取組を行った。		
	状況及び個人番	なアクセスの監	委員会を開催し、	に開催し、事務所移転に伴う個人情報等文書の保管場所変	また、特定個人情報保護評価書に記載し		
	号利用事務等の	視状況及び個人	個人情報保護対策	更にかかる独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管			

実施手順の遵守	番号利用事務等	の実施状況等につ	理規程の細則の改正及び特定個人情報保護評価書の変更	対応にも適切に取り組んだ。	
状況についての	の実施手順の遵	いての点検を行っ	について審議するとともに、不適切なアクセスの監視状況	これらのことから、b 評定とした。	
点検を行い、PDCA	守状況について	ているか。	及び個人番号利用事務等の実施状況についての確認等を		
サイクルによる	の点検を行い、	0,000	行った。	(評定区分)	
個人情報保護対	PDCA サイクルに		1, 2,00	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
策の改善を図る。	よる個人情報保		 ③ 個人情報保護監査(外部監査)を令和7年1月に実施し、	る顕著な成果がある	
また、行政手続	護対策の改善を		監査結果を踏まえ、PDCA サイクルによる個人情報保護対		
における特定の	図ります。		策の改善に向けた取組を行った。	る成果がある	
個人を識別する	また、行政手続			b:取組は十分である	
ための番号の利	における特定の		 ④ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策につい		
用等に関する法	個人を識別する		ては、毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は		
律 (平成 25 年法	ための番号の利		令和7年3月に実施し、点検結果を令和7年3月27日の		
律第 27 号) に基	用等に関する法		個人情報保護管理委員会において報告した。	善を要する	
づき、特定個人情	律(平成 25 年法		1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		
報保護評価書に	律第 27 号) に基		⑤ 上記の対応について、CIO 補佐官からのアドバイスや第		
記載したリスク	づき、特定個人情		三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシ		
対策等を適切に	報保護評価書に		ップの下、個人情報保護研修等を通じて認識を共有し、保		
実施するととも	記載したリスク		有個人情報に関連する業務を適切に遂行した。		
に、必要に応じた	対策等を適切に				
見直しを行う。	実施するととも				
そのほか、最高	に、必要に応じた				
情報セキュリテ	見直しを行いま				
ィアドバイザー	す。				
からのアドバイ	そのほか、最高				
スや第三者によ	情報セキュリテ				
る外部監査を取	ィアドバイザー				
り入れつつ、理事	からのアドバイ				
長のリーダーシ	スや第三者によ				
ップの下、基金が	る外部監査を取				
多くの個人情報	り入れつつ、理事				
を取り扱う機関	長のリーダーシ				
であるとの認識	ップの下、下記研				
を全役職員にお	修等を通じて認				
いて共有し、基金	識を共有し、保有				
一体となって、保	個人情報に関連				
有個人情報に関	する業務を適切				
連する業務を適	に遂行します。				
切に遂行する。					
(3)研修等の実	(3)研修等の実施	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
施	ATT	_	全役職員等を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研	1 *** -	
役職員を対象	役職員を対象		修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリテ		
に、情報セキュリ		<その他の指標>	イ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守		
ティ対策等に関	ティ対策等に関	_	を徹底した。	対する訓練を実施し、情報セキュリティ対	
する研修、標的型	する研修、標的型		特に、新たな試みとして、IT-BCPの教育訓練において、大	1	
攻撃メールに対		<評価の視点>	規模災害等の発生時における初動対応等として、緊急連絡網		
する訓練を実施した。	する訓練等を実	・情報セキュリティ	の伝達訓練、安否確認サービスを利用した掲示板の投稿等に	とした。	
し、情報セキュリ	施し、情報セキュ	対策等に関する研		(=T, c+ 1\)	
ティ対策等に関	リティ対策等に	修及び標的型攻撃	また、基金の情報セキュリティ関係規程の遵守状況を確認		
する役職員の意	関する役職員の	メールに対する訓		s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
識を高めて法令・	意識を高めて法	練を実施したか。	ィ対策の自己点検を実施し、点検結果の評価及び分析を役職	る顕著な成果がある	

規定等の遵守を徹底する。	令・規定等の遵守 を徹底します。 また、人事異動 による新任者に 対しては、転入後 速やかに同様の 研修を行います。	員等のパソコン画面に表示(令和7年2月25日から28日までの全4回)することにより情報セキュリティの意識向上を図った。さらに、令和5年度の自己点検結果を踏まえて、役職員等が適切な対応を行うよう、令和6年4月から9月に毎月の役員部課長会における周知、課グループ情報セキュリティ責任者による毎月の情報共有及び指導、定期的な見回り・点検による離席時におけるパソコンの画面ロックの徹底に取り組んだ。	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回 る成果がある b:取組は十分である c:取組はやや不十分であり、改善を要す る d:取組はやや不十分であり、抜本的な改 善を要する	
--------------	--	---	---	--

1. 当事務及び事業に関	関する基本情報											
第7-5	情報公開の推進	単・適切な文書管理										
当該項目の重要度、困難	<u> </u>				関連する政	:策評価・行政事業レビ	ご 行政事	業レビューシー	- 卜事業番号:			
						2)(4) m 13.20 3 7(c -			1 1 // () .			
					ユー							
2. 主要な経年データ												
評価対象となる指標	達成目標	参考	5年度	6 年度	F	7年度	8年度		9年度	(参考	·情報)	
11 1111/13/2 8 0 11 1/1						. 1 &						笠 ひまか拝却
		(前中期目標期	利則取於							日本	度までの累積値	守、必安は旧和
		年度値等)										
	'	1	,	'	'					•		
9 夕事光に座の光改)	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主系。			上田 トフ 証 年								
				大臣による評価 一							T .	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の業務	実績・自己	2.評価			」 主務大臣(こよる評価
						務実績		自己評価				
3 情報公開の推	3 情報公開の推 5 情報公開の推 5 情報公開の推								В		評定	
	進・適切な文書 進・適切な文書管 進・適切な文書管										FIZ	l
管理												
(1)情報公開					実績>			<評定と根据	処>		評定	
公正な法人運	公正な法人運	公正な法人運	_	・役員の報酬	及び退職手当並	びに職員の給与の水産	準(令和5	評定: b				
営を実施し、法	営を実施し、法人	営を実施し、法人		年度)				役員の報酬	酬及び退職手当並な	びに職員の給		
人に対する国民	に対する国民の	に対する国民の	<その他の指標>	• 資産保有状況	兄(令和5年度	<u>:</u>)		与の水準等!	について、基金ホー	-ムページで		
の信頼を確保す	信頼を確保する	信頼を確保する	・独立行政法人等の	・第5期中期目	目標期間(令和:	5年度~令和9年度) に	情報公開を行	うった。				
る観点から、独	観点から、独立行	観点から、独立行						16年度において、基				
立行政法人等の	政法人等の保有	政法人等の保有	開に関する法律		ムページに掲載	し、情報公開を行った	処理ミスはなかったが、45 業務受託機関に					
保有する情報の	する情報の公開	する情報の公開						おいて事務処理遅延が発生した。当該業務				
公開に関する法	に関する法律(平	に関する法律(平		1				たが、 受託機関に対しては、該当者等への対応及				
律 (平成 13 年法	成 13 年法律第	成 13 年法律第	づく適切な情報公			理遅延が発生した。当						
律第 140 号) 等							美務改善計	善計 たことから、b評定とした。				
に基づき、適切	き、役員の報酬等			画(再発防止第		=		(3x 45 P A)				
に情報公開を行	及び職員の給与					間において重要性の高い た明々にはいままた。						
う。	水準、事業計画、					んた場合には公表を行う マウス	り寺、基金		は十分であり、かつ、 なかは思ぶまえ	、日倧を上凹		
基金や業務受	資産保有情報等					<i>う</i> める。		1	蒈な成果がある は十分であり、かつ、	日捶子。1.同		
託機関における	について、ホームページ等で適切	について、ホーム							ューガであり、かっ、 果がある	、日保を工凹		
	事務処理誤りや ページ等で適切 ページ等で適切 (平成 13 年法律								kかめる は十分である			
	事務処理遅延な に情報公開を行 に情報公開を行 第 140 号)等に基 ど不適切な事案 う。 います。 づき、役員の報酬								ょしかてめる はやや不十分であり、	改金を更す		
が発生した場合								で、収益vs る		、 外口 C 女 7		
においては、業	正機関における に機関における								はやや不十分であり	、抜本的な改		
務受託機関と共	事務処理誤りや							善を要		, 200 1 112 05 30		
有を図るととも	事務処理遅延な								- / -			
に、事案の重要	ど不適切な事案											
性等に応じて速	が発生した場合											
やかに公表する				<u>(</u>								

など、基金等及び制度の信頼性確保に努める。	受託機関と共有 を図るとともに、 事案の重要性等 に応表するなど、 基金等及び制度 の信頼性確保に 努める。	受託機関と共有 を図るとともに、 事案の重要性等 に応まするなど、 基金等及び制度 の信頼性確保に 努めます。	関におする事務処 理誤りととなる事務処 理選延が発生しな発生では 事に記して、共にでして、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 をというでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は				
(2) 公に平第一年 (2) 公に平第一年 (2) 公に平第一年 (2) 公に平第一年 (4) 本語 (4) 本語 (4) 本語 (5) 和語 (5) 本語 (5) 和語 (5) 和語	理に関21年(21年) 第66号) 入録 第66号) 入録 第21年 第21年 第22年 第22年 第22年 第22年 第22年 第22年	(2) 文書書 で 理の法法ににびな保、ル適の底性、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	<主な定量的指標 > 一	関を対象とする会議においても資料の電子化を進めるなど、	公文書等の管理に関する法律等に基づ	評定	
の確保に配慮し ながら、文書の 保管・印刷費等 のコスト低減や 検索性の向上等 を図る観点か ら、文書の電子 化を推進する。	ながら、文書の 保管・印刷費等 のコスト低減や	確保に配慮しな がら、文書のの書 で・印刷費等のコスト低減や検を スト低減に等を検を 性の向上等を文書 の電子化を推進 します。	・文書の電子化を推 進したか。				

1	1. 当事務及び事業に関する基本情報												
第	7 - 6	適正な監査の実施等											
当	該項目の重要度、困難度	_				関連する政	対策評価・行政事業レビ	行政事業レビューシ	ート事業番号:				
						ュー							
2	. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度		7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価		
適正な監査の	6 適正な監査の	6 適正な監査の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
実施等	実施等	実施等	_	令和6年度内部監査計画を令和6年5月13日に策定した。	評定:B		•
内部監査機能	内部監査機能	内部監査機能		同計画では、事務所移転後の情報の保存・管理について重点	内部監査規程に基づき内部監査計画を策		
の充実・改善を	の充実・改善を	の充実・改善を	<その他の指標>	的に監査することとしており、これに基づき令和7年2月に	定し、その計画に従って内部監査を適切に		
図り、適正に内	図るため、毎年	図るため、毎年	_	内部監査を実施した。	実施したことから、B評定とした。		
部監査を実施	度策定する内部	度策定する内部		また、情報セキュリティ監査についても、昨年度に引き続き			
し、適切な業務	監査計画及び内	監査計画に重点	<評価の視点>	外部監査人による監査を実施した。			
運営の確保を図	部監査実施計画	項目を設定し、	毎年度策定する内		(評定区分)		
る。	に重点項目を設	適正に内部監査	部監査計画に重点		S:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
	定し、当該計画	を実施し、適切	項目を設定し、適		る顕著な成果がある		
	に従って基金の	な業務運営の確	正に内部監査を実		A:取組は十分であり、かつ、目標を上回		
	各業務について	保を図ります。	施し、適切な業務		る成果がある		
	内部監査を実施		運営の確保を図っ		B:取組は十分である		
	する。		たか。		C:取組はやや不十分であり、改善を要す		
					る		
					D: 取組はやや不十分であり、抜本的な改		
					善を要する		

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(その他業務運営に関する事項)

1	. 当事務及び事業に関	引する基本情報											
第	7 - 7	業務運営能力の)向上等										
当	該項目の重要度、困難	推度 一				関連する政策ユー	铃評価・行政事	業レビ 行政事業	芝レビューシート!	事業番号:			
2	. 主要な経年データ												
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期 年度値等)	5年度 目間最終	6年度		7年度	8年度	94		(参考情報) 該年度までの累	積値等、	必要な情報
		1	-	1	'	'		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	<u>'</u>			
3	各事業年度の業務に	て係る目標、計画、業	※実績、年度評価に係		で見による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等				の業務実績・自己				 大臣による	 ス評価
	1 791 11 124	1 /91 11 12	一次时四	工,华山 圃 11 12 12 4			実績		и п) CEICS	o н i lm
	5 業務運営能力	7 業務運営能力	7 業務運営能力			未 伤	天限						
	5	/ 未務理呂能刀 の向上等	/ 未務連呂能力 の向上等							В	计处		
	0)147 47	0) N T 4	0)1-1 1 4										
												<u> </u>	
	(1)研修の充実	(1) 研修の充実	(1) 研修の充実	<主な定量的指標>	<主要な業務実統				<評定と根拠>		評定		
	農業者年金制	ア農業者年金	ア農業者年金	_	ア農業者年金	,	N mill □ 777 / 6 1 1 1 1	. [. 6] . ++	評定: b		14. 3		
	度の適切な実施	基金職員	基金職員	77 0 N 0 K E >				直方針に基づき、		画を策定し、新任者研			
	を図るために	基金職員の	基金職員の					計画的に職員の		施し、民間研修も活用			
	は、基金の職員のみならず、業	うち新任職員 については、	うち新任職員 については、年					よ、辰栗有年金基月に実施したほ		図ったほか、当基金が いては、研修終了後に	**		
	めみなりり、業 務受託機関の農	年金業務全般	金業務全般に					7年2月に実施したは		には、伽修於「後に 施するなどの取組を			
	業者年金担当者	についての知	金米拐王版についての知識	· · · · · · · · · · · · · · · ·		して午並削及り	こ所の判除を下	1417年2月10天	及 / ハ F を メ た。	:旭りるなとの採組を	11, 2		
	の業務運営能力	識の習得を図	の習得を図る	施。	DE C/C₀				/_0				
	の向上を図る必	るため、初任	ため、初任者研	=	また、合和7年	王度研修宝施 計	一画を合和7年	3月に策定した。	 イー入門研修会	及び新任研修会を現	地開		
	要がある。	者研修を毎年	修を原則2回					性の高い業務を		研修会をハイブリット			
	このため、基	度原則2回実	実施します。	・職員の専門資格取						開催手法にとらわれず			
	金の職員及び業	施する。	IT(情報技	得支援。	ー主催の研修等に	に役職員延べる	88名が参加した	たほか、外部講師		受託機関担当者の研修			
	務受託機関の担	IT(情報技	術) 及び年金資		による情報管理語	課職員専門研修	を実施した。		実に努めた。				
	当者を対象とし	術)及び年金	産の運用等の	<評価の視点>	さらに、全役軍	職員等を対象と	: した IT (情報	段技術) 研修を令					
	た農業者年金制	資産の運用等	専門的知識を	• 新任者研修、専門	和7年3月に実施	施した。			これらのこと	から、b評定とした。			
	度、農業者年金	の専門的知識	必要とする業	研修を実施し、民	資金の運用環境	境の変化等に述	適切に対応する	ため、資金部職					
	記録管理システ	を必要とする	務に携わる職	間研修も活用して	員専門研修として	て、通信講座に	こよる資金運用	目の研修等を実施	(評定区分)				
	ムの取扱い及び	業務に携わる	員については、	- 0	した(令和6年月					うであり、かつ、目標を	上回		
	情報セキュリテ	職員について	当該業務に係	1									
	ィ等に関する研	は、当該業務	る分野に特化			基本的な研修を	令和6年12月	月24日及び25日		分であり、かつ、目標を	上回		
	修を実施する。	に係る分野に	した専門研修		_				る成果がる				
	また、基金に	特化した専門			1		においては、研	肝修終了後に理解	b:取組は十分		_ ,		
	おいて、IT (情報	研修を実施す	その際、必要に		度テストを実施					や不十分であり、改善を	要す		
	技術)及び資産	る。その際、必	応じて民間等	・職員の専門資格取	資格取得支援	については、平	成 21 年に策定	どした資格取得支	る				

軍用等の専門的	要に応じて民	の機関が主催	得支援を実施して	援要綱に基づき実施しており、職員が資格を取得しやすい環	d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
印識を必要とす	間等の機関が	する研修を活	いるか。	境の整備に努めている。	善を要する	
る業務に携わる	主催する研修	用します。	・年度当初に都道府	Store Militerative Communication		
厳員について	を活用する。	なお、研修終		イ 業務受託機関担当者		
は、当該業務に	なお、研修	了後に理解度	機関の新任担当者			
系る分野に特化	終了後に理解	テストを実施	を対象とする研修			
した専門研修を	度テストを実	します。	会を、また、年度上	に新人研修会を現地開催、令和6年6月には専門研修会を		
実施する。	施する。	また、その他	半期に都道府県段			
7 472 7 9 0	また、その	の研修及び職	階の業務受託機関	また、当日の講師の説明をビデオ録画し、基金ホームペー		
	他の研修及び	員の専門資格	の担当者を対象と	ジに掲載し、業務受託機関の担当者が随時活用できるよう		
	職員の専門資	取得支援を含	する専門研修会を	対応した。		
	格取得支援を	め、研修等の実	開催したか。	都道府県段階の業務受託機関が開催する業務受託機関の		
	含め、研修等	施計画を策定		担当者を対象とした農業者年金記録管理システム操作等に		
	の実施計画を	し、計画的に職		関する研修会に講師として 27 府県に職員を派遣した。(参		
	策定し、計画	員の能力向上		考:令和5年度派遣実績:26府県)		
	的に職員の能	を図ります。				
	力向上を図	イ 業務受託機				
	る。	関担当者				
	イ 業務受託機	年度当初に				
	関担当者	都道府県段階				
	業務受託機	の業務受託機				
	関の農業者年	関の新任担当				
	金担当者の制	者を対象とす				
	度への理解及	る研修会を、ま				
	び事務処理能	た、年度上半期				
	力の向上を図	に都道府県段				
	るため、毎年	階の業務受託				
	度、業務受託	機関の担当者				
	機関の農業者	を対象とする				
	年金担当者等	専門研修会を				
	を対象とした	開催します。				
	研修を実施す	都道府県段				
	る。	階の業務受託				
	都道府県段	機関が開催す				
	階の業務受託	る業務受託機				
	機関が開催す	関の担当者を				
	る業務受託機	対象とした農				
	関の担当者を	業者年金記録				
	対象とした農	管理システム				
	業者年金記録	操作及び情報				
	管理システム	セキュリティ				
	操作及び情報	等に関する研				
	セキュリティ	修会に講師と				
	等に関する研	して職員を派				
	修会に講師と	遣します。				
	して職員を派					
	遣する。					
				1		

(a) → a s Mr → t	/ - \	/ = \	.)) <u> </u>	() - m²) \\\(\tau - \tau - \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau	(Truly) lette	~~ <i>L</i> .
(2)委託業務の	(2)委託業務の	(2)委託業務の質	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
質の向上	質の向上	の向上	_	ア 令和6年度考査指導実施計画を令和6年4月12日に策		
業務受託機関	業務受託機関	業務受託機関		定した。	考査指導については、令和6年度考査指	
を対象とした考	を対象とした考		<その他の指標>	業務量、委託費等を勘案して中期計画策定時に策定した		
査指導は、委託	査指導について	査指導について	考査指導の効果の	業務受託機関を対象に、考査指導を令和6年7月から12月	したことから、b評定とした。	
業務の運営の適	は、委託業務が適	は、考査指導実施	浸透。	にかけて17道県に対し、令和6年度は重要な課題である加		
切性及び効率性	正に行われるよ	計画を6月まで		入推進についてより重点を置き、計画的・効率的に実施し	(評定区分)	
などを把握する	う、以下の取組を	に策定し、委託業		た。	s:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
上で有用であ	実施する。	務が適正に行わ	· 考查指導実施計画	(参考)考查指導実施業務受託機関数(令和6年度計画)	る顕著な成果がある	
り、委託業務の	ア 中期計画期	れるよう、以下の	に従って、業務受	農業会議 : 14 機関	a:取組は十分であり、かつ、目標を上回	
質の向上に資す	間における考	取組を実施しま	託機関に対して計	農業協同組合中央会: 14 機関	る成果がある	
るため実施す	査指導の対象	す。	画的・効率的に考	農業委員会 : 87 機関	b:取組は十分である	
る。	については、	ア 考査指導実施	査指導を実施した	農業協同組合 : 35 機関	c:取組はやや不十分であり、改善を要す	
考査指導に当	加入者が多	計画に従って、	か。	総 数 : 150機関	る	
たっては、加入	く、指導の必	市町村段階の	考査指導の効果の		d:取組はやや不十分であり、抜本的な改	
者が多く、指導	要性や効果が	業務受託機関	浸透を図っている	イ 前年度の考査指導結果等については、令和6年4月に開	善を要する	
の必要性や効果	高い業務受託	に対して計画	か。	催した担当者会議において都道府県段階の業務受託機関に		
が高い地域に重	機関に重点を	的・効率的に考		対し、優良事例を含め説明するとともに、基金ホームページ		
点化するなど、	置いて選定	査指導を実施		に掲載した。		
効率的かつ計画	し、計画的に	します。		また、都道府県段階で開催する担当者会議や研修会等を		
的に実施すると	考査指導を実	考査指導に		通じ、農業委員会及び農業協同組合に対して業務処理の改		
ともに、把握し	施する。	おいては、業務		善に向けて周知徹底するなど、考査指導結果の浸透を図っ		
た事例や注意す	イ 考査指導に	受託機関にお		た。		
べき課題等につ	より把握した	ける事務処理		さらに、業務受託機関に対する考査指導時においても、前		
いて、その対応	事例や注意す	の実施状況を		年度の考査指導結果等の浸透を図った。		
を検討し、研修	べき課題等に	確認し、確認結				
会等を通じて基	ついて、担当	果を踏まえて				
金内及び業務受	者会議や研修	事務処理の質				
託機関へ周知徹	会等を通じて	的向上に向け				
底するなど、そ	周知徹底する	た指導を行い				
の効果の浸透に	など、考査指	ます。				
努める。	導の効果の浸	イ 前年度の考				
	透を図る。	査指導により				
		把握した事例、				
		注意すべき課				
		題等について、				
		担当者会議や				
		研修会等を通				
		じて周知徹底				
		するなど、考査				
		指導の効果の				
		浸透を図りま				
		す。				

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(その他業務運営に関する事項)

1	. 当事務及び事業に関	関する基本情報											
第	7 - 8	温室効果ガスの	が排出の削減										
当	該項目の重要度、困難	推度 —				関連する政策評価	・行政事業レビ	行政事業	業レビューシ	一卜事業番号:			
2	. 主要な経年データ												
2	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期 年度値等)	5年度 間最終	6年度	7年月	度	8年度		9年度	(参考当該年		直等、必要な情報
3	. 各事業年度の業務に	工係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務	大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等			法人の業務	実績・自己				主務大臣	による評価
						業務実績				自己評価		-	
	6 ののけし「務しののき定和日準な計そ組に点室出室出取い府び室出め置る年議、組をに行実を効の効削組くが事効の実に計1決実に策基う施行財が変別がありまでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のではでは、1のでは、1の	8 ののけし「務しののき定和閣じ組所7策づと況 6 は月し 温排温排たて政及温排た措め3 議実に移年定くとのな年、1 の効削組くが事効の実に計10 定可い後にそ組に検、に成日独果削果減をたそ業果削行つ画月)能ての計れを実を令お9に立まめのにガ減すい(22 にな事令画に行施う5、て5 定政ス へ向行、事関ス等べて令日準取務和を基う状。、て5 定政ス	の排出の削減 温井の削減 温排をて政及温排を措める 調がで室出め置きに が事効の実に計りに が事効の実に計りに が事がの実に計りに で が事がの実に 計りに に が の に が の に が の に が の に が の に が の に の に	- <その他の指標>	「等27年法のところで行うれ、て年画たの表、利両との削りし業お、の行うなれ、て年画たの表、利両との削りし業お、の行うなれ、て年画たの表、利両との削りし業お、の行うない。	事等では、 事務では、 事務では、 事では、 事では、 事には、 事には、 事には、 事には、 事には、 事には、 事には、 事には、 事には、 事には、 事には、 まには、 事には、 ま	(令ではない) では、 定な取る計画」(のではない。) (のではない。) (のではない。) (ののではない。) (ののではない。) (ののではない。) (ののではない。) (ののではない。) (のののではない。) (のののではない。) (ののののではない。) (のののではない。) (のののではない。) (ののののではない。) (のののではない。) (のののではない。) (のののではない。) (のののではない。) (のののではない。) (のののではない。) (ののではない。) (ののではないない。) (ののではないない。) (ののではないないないない。) (ののではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	和はくが「抑下」、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	平農のの、 評 S : こ : こ : こ : こ : こ : こ : こ : こ : こ :	平5月 10 日策定の 金基金における温 のための実行計画 について適切に実 とした。	L室効果ガス排 j」でたことか でたこととか でたこととか で、目標を上 の、改善を要す の、改善を要す		

基金におけ	年金における温
室効果ガス	室効果ガス排出
等のための	等のための実行
計画」で定る	計画」で定めた計
計画を実行	画を実行します。
る。	

別 紙

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

※百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

令和6年度予算

総 括

(単位:百万円)

					· · · ·	L. 日 刀口/
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
収入						
前年度よりの繰越金	784	0	0	784	264	1,049
運営費交付金	2,633	105	733	3,470	1,190	4,660
国庫補助金	691	0	0	691	0	691
国庫負担金	75,384	0	0	75,384	0	75,384
借入金	81,350	0	0	81,350	0	81,350
保険料収入	14,893	0	0	14,893	0	14,893
運用収入	0	1,998	0	1,998	0	1,998
貸付金利息	0	0	0	0	0	0
農地売渡代金等収入	0	0	0	0	0	0
諸収入	0	0	0	0	0	0
計	175,735	2,102	733	178,571	1,454	180,025
支出						
業務経費	67,768	0	681	68,449	0	68,449
うち 農業者年金事業給付費	8,455	0	0	8,455	0	8,455
旧年金等給付費	57,786	0	0	57,786	0	57,786
還付金	271	0	0	271	0	271
長期借入関係経費	45	0	0	45	0	45
その他の業務経費	1,211	0	681	1,892	0	1,892
借入償還金	98,900	0	0	98,900	0	98,900
一般管理費	1,828	25	15	1,869	1,034	2,903
人件費	378	79	36	494	420	914
計	168,874	105	733	169,712	1,454	171,166

[人件費の見積り]

期間中総額782百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する 範囲の費用である。

[借入金]

借入金は、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第1項及び第2項により、旧給付に要する費用に係る国庫負担の平準化を図るため、農林水産大臣の要請に基づき行うものであり、独立行政法人農業者年金基金法附則第17条第4項により、借入金に係

る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いに要する費用は、国庫が負担することとなっている。

なお、農業者年金基金より承継された借入金についても、独立行政法人農業者年金基 金法附則第5条により国庫が負担することとなっている。

[収入支出予算の弾力条項]

【特例付加年金勘定】

農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は特例付加年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。

【農業者老齢年金等勘定】

- 1 農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として農業者年金事業給付費又は農業者老齢年金受給権者経理へ繰入の支出予算の額を増額することができる。
- 2 保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比して増加するときは、その増加する金額を 限度として保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【旧年金勘定】

- 1 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して 増加するときは、当該増加額を限度として旧年金等給付費の支出予算に不足を生じた場 合に旧年金等給付費の支出予算の額を増額することができる。
- 2 農地売買貸借等勘定より償還金の収入金額がこの予算において定める金額に比して 増加するときは、当該増加額を限度として保険料収入の過誤納の還付が支出予算に比し て増加する場合に保険料還付金の支出予算の額を増額することができる。

【農地売買貸借等勘定】

農地売渡代金等収入及び貸付金利息の収入金額が、この予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として旧年金勘定への償還金及び旧年金勘定への支払利息の支出予算の額を増額することができる。

令和6年度予算

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	被	保険者経理	里	受	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	. 日 刀口)
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業		制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	136	0	0	136	136	50	187
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	325	30	201	556	556	200	756
国庫補助金	691	0	691	0	0	0	0	0	0	0	691	0	691
運用収入	0	41	41	0	60	60	0	0	0	0	101	0	101
特例付加年金被保険者経理 より受入	0	0	0	525	0	525	0	0	0	0	525	0	525
農業者老齢年金等勘定より 受入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	691	41	732	528	60	587	462	30	201	692	2,012	251	2,262
支出													
業務経費	525	0	525	242	0	242	61	0	186	247	1,015	0	1,015
うち 農業者年金事業給付費	0	0	0	242	0	242	0	0	0	0	242	0	242
特例付加年金受給権者 経理へ繰入	525	0	525	0	0	0	0	0	0	0	525	0	525
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	61	0	186	247	247	0	247
一般管理費	0	0	0	0	0	0	340	7	4	351	351	184	535
人件費	0	0	0	0	0	0	60	23	10	94	94	67	160
計	525	0	525	242	0	242	462	30	201	692	1,460	251	1,711

農業者老齢年金等勘定

												(+12	<u>::日万円)</u>
	被	保険者経理	里	受	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
収入													
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	336	0	0	336	336	89	424
運営費交付金	0	0	0	0	0	0	808	75	532	1,415	1,415	537	1,951
保険料収入	14,893	0	14,893	0	0	0	0	0	0	0	14,893	0	14,893
運用収入	0	265	265	0	1,631	1,631	0	0	0	0	1,897	0	1,897
農業者老齢年金被保険者経 理より受入	0	0	0	14,646	0	14,646	0	0	0	0	14,646	0	14,646
諸収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14,893	265	15,159	14,646	1,631	16,277	1,143	75	532	1,750	33,186	626	33,811
支出													
業務経費	15,910	0	15,910	7,218	0	7,218	166	0	495	661	23,789	0	23,789
うち 農業者年金事業給付費	996	0	996	7,216	0	7,216	0	0	0	0	8,213	0	8,213
還付金	268	0	268	0	0	0	0	0	0	0	268	0	268
農業者老齢年金受給権 者経理へ繰入	14,646	0	14,646	0	0	0	0	0	0	0	14,646	0	14,646
特例付加年金勘定へ繰 入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
その他の業務経費	0	0	0	0	0	0	166	0	495	661	661	0	661
一般管理費	0	0	0	0	0	0	828	18	11	857	857	438	1,295
人件費	0	0	0	0	0	0	150	57	26	232	232	188	420
計	15,910	0	15,910	7,218	0	7,218	1,143	75	532	1,750	24,878	626	25,504

旧年金勘定

(単位:百万円)

				\	L. [] /J]/
区別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	合計
الم الم	農業者年 金事業	農業者年 金事業	āl	法人共通	口前
収入					
前年度よりの繰越金	0	304	304	118	422
運営費交付金	0	1,483	1,483	405	1,888
国庫負担金	75,384	0	75,384	0	75,384
借入金	81,350	0	81,350	0	81,350
諸収入	0	0	0	0	0
計	156,734	1,788	158,522	522	159,044
支出					
業務経費	57,834	967	58,801	0	58,801
うち 旧年金等給付費	57,786	0	57,786	0	57,786
還付金	3	0	3	0	3
長期借入関係経費	45	0	45	0	45
その他の業務経費	0	967	967	0	967
借入償還金	98,900	0	98,900	0	98,900
一般管理費	0	660	660	374	1,034
人件費	0	161	161	148	309
計	156,734	1,788	158,522	522	159,044

農地売買貸借等勘定

		\ + -	<u> </u>
区別	農業者年 金事業	法人共通	合計
収入			
前年度よりの繰越金	8	8	16
運営費交付金	16	47	64
貸付金利息	0	0	0
農地売渡代金等収入	0	0	0
諸収入	0	0	0
計	25	55	80
支出			
業務経費	17	0	17
うちその他の業務経費	17	0	17
一般管理費	0	38	39
人件費	8	17	25
計	25	55	80

総 括

経常費用 76,675 7,287 736 84,697 1,506 86,203		ī. ·				1年/	<u>に日か円)</u>
経常費用 76,675 7,287 736 84,697 1,506 86,203	区別				計	法人共通	合計
人件費 378 79 36 494 420 914 退職給付費用 10 1 0 11 9 20 賞与引当金繰入 29 7 2 38 31 68 業務費 67,537 56 681 68,274 0 0 2,903 22 33 0 13,748 0 13,748 0 13,748 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <td< td=""><td>費用の部</td><td>76,909</td><td>7,287</td><td>736</td><td>84,931</td><td>1,506</td><td>86,438</td></td<>	費用の部	76,909	7,287	736	84,931	1,506	86,438
退職給付費用 10 1 0 11 9 20 38 31 69 38 31	経常費用	76,675	7,287	736	84,697	1,506	86,203
漢務費 67.537 56 681 68.274 0 68.274 一般管理費 1.828 25 15 1.869 1.034 2.903 減価償却費 263 0 263 12 275 給付準備金繰入 6.630 7.118 0 13.748 0 13.748 財務費用 234 0 0 234 0 234 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	人件費	378	79	36	494	420	914
業務費 67,537 56 681 68.274 0 68.274 一般管理費 1.828 25 15 1.869 1.034 2.903 減価償却費 263 0 263 12 275 給付準備金繰入 6.630 7.118 0 13,748 0 13,748 財務費用 234 0 0 234 0 234 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	退職給付費用	10	1	0	11	9	20
一般管理費	賞与引当金繰入	29	7	2	38	31	69
減価償却費	業務費	67,537	56	681	68,274	0	68,274
給付準備金繰入	一般管理費	1,828	25	15	1,869	1,034	2,903
財務費用 234 0 0 0 234 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	減価償却費	263	0	0	263	12	275
臨時損失 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	給付準備金繰入	6,630	7,118	0	13,748	0	13,748
収益の部 76,909 7,287 736 84,931 1,506 86,438 運営費交付金収益 3,417 105 733 4,255 1,454 5,709 国庫補助金収入 691 0 0 691 0 691 国庫負担金収入 57,834 0 0 57,834 0 57,834 財源措置予定額収益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	財務費用	234	0	0	234	0	234
運営費交付金収益 3,417 105 733 4,255 1,454 5,709 国庫補助金収入 691 0 0 691 0 691 回庫負担金収入 57,834 0 0 57,834 0 57,834 財源措置予定額収益 0 0 0 14,665 0 14,665 0 14,665	臨時損失	0	0	0	0	0	0
運営費交付金収益 3,417 105 733 4,255 1,454 5,709 国庫補助金収入 691 0 0 691 0 691 回庫負担金収入 57,834 0 0 57,834 0 57,834 財源措置予定額収益 0 0 0 14,665 0 14,665 0 14,665							
国庫補助金収入 691 0 0 691 0 691 目庫負担金収入 57,834 0 57,834 0 57,834	収益の部	76,909	7,287	736	84,931	1,506	86,438
国庫負担金収入 57,834 0 0 57,834 0 57,834 財源措置予定額収益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	運営費交付金収益	3,417	105	733	4,255	1,454	5,709
財源措置予定額収益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	国庫補助金収入	691	0	0	691	0	691
保険料収入	国庫負担金収入	57,834	0	0	57,834	0	57,834
運用収入 0 7,174 0 7,174 0 7,174 貸付金利息収入 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	財源措置予定額収益	0	0	0	0	0	0
貸付金利息収入 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	保険料収入	14,665	0	0	14,665	0	14,665
その他の収入 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	運用収入	0	7,174	0	7,174	0	7,174
資産見返運営費交付金戻入 賞与引当金見返に係る収益 退職給付引当金見返に係る収益 10 1 0 11 9 20 臨時利益 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	貸付金利息収入	0	0	0	0	0	0
賞与引当金見返に係る収益 29 7 2 38 31 69 退職給付引当金見返に係る収益 10 1 0 11 9 20 臨時利益 0 0 0 0 0 0 0 純利益 0 0 0 0 0 0 0 0 目的積立金取崩額 0 0 0 0 0 0 0 0	その他の収入	0	0	0	0	0	0
退職給付引当金見返に係る収益 10 1 0 11 9 20 臨時利益 0 0 0 0 0 0 0 純利益 0 0 0 0 0 0 0 目的積立金取崩額 0 0 0 0 0 0 0	資産見返運営費交付金戻入	263	0	0	263	12	275
臨時利益 0 0 0 0 0 純利益 0 0 0 0 0 0 目的積立金取崩額 0 0 0 0 0 0	賞与引当金見返に係る収益	29	7	2	38	31	69
純利益 0 0 0 0 0 0 目的積立金取崩額 0 0 0 0 0 0	退職給付引当金見返に係る収益	10	1	0	11	9	20
目的積立金取崩額 0 0 0 0 0 0	臨時利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額 0 0 0 0 0 0							
	純利益	0	0	0	0	0	0
総利益 0 0 0 0 0 0	目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
	総利益	0	0	0	0	0	0

令和6年度収支計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	被	保険者経理	里	受	給権者経理	I		業務	経理			業務経理	2. [[75]]/
区 別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
費用の部	165	730	895	528	60	587	539	32	202	773	2,255	260	2,515
経常費用	165	730	895	528	60	587	539	32	202	773	2,255	260	2,515
人件費	0	0	0	0	0	0	60	23	10	94	94	67	160
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	4
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	5	2	1	7	7	6	13
業務費	0	7	7	242	0	242	61	0	186	247	497	0	497
一般管理費	0	0	0	0	0	0	340	7	4	351	351	184	535
減価償却費	0	0	0	0	0	0	71	0	0	71	71	2	73
給付準備金繰入	165	722	888	285	60	345	0	0	0	0	1,233	0	1,233
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	691	730	1,421	2	60	62	539	32	202	773	2,255	260	2,515
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	462	30	201	692	692	251	943
国庫補助金収入	691	0	691	0	0	0	0	0	0	0	691	0	691
運用収入	0	730	730	0	60	60	0	0	0	0	790	0	790
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	71	0	0	71	71	2	73
農業者老齢年金等勘定より受入	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2
賞与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	5	2	1	7	7	6	13
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	4
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	525	0	525	△525	0	△525	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	525	0	525	△525	0	△525	0	0	0	0	0	0	0

農業者老齢年金等勘定

	14 /C 00 14 /C 70				_	All 7/2 (17 TD				ī		::白万円)	
		保険者経理								業務経理			
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
費用の部	1,267	4,703	5,970	13,398	1,682	15,079	1,333	81	534	1,948	22,997	649	23,646
経常費用	1,267	4,703	5,970	13,398	1,682	15,079	1,333	81	534	1,948	22,997	649	23,646
人件費	0	0	0	0	0	0	150	57	26	232	232	188	420
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	4	1	0	5	5	4	9
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	11	5	2	18	18	14	32
業務費	1,267	48	1,316	7,216	0	7,216	166	0	495	661	9,193	0	9,193
一般管理費	0	0	0	0	0	0	828	18	11	857	857	438	1,295
減価償却費	0	0	0	0	0	0	175	0	0	175	175	5	180
給付準備金繰入	0	4,654	4,654	6,181	1,682	7,863	0	0	0	0	12,518	0	12,518
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	14,665	4,703	19,368	0	1,682	1,682	1,333	81	534	1,948	22,997	649	23,646
運営費交付金収益	0	0	0	0	0	0	1,143	75	532	1,750	1,750	626	2,376
保険料収入	14,665	0	14,665	0	0	0	0	0	0	0	14,665	0	14,665
運用収入	0	4,703	4,703	0	1,682	1,682	0	0	0	0	6,385	0	6,385
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	0	0	0	175	0	0	175	175	5	180
賞与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	11	5	2	18	18	14	32
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	4	1	0	5	5	4	9
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	13,398	0	13,398	△13,398	0	△13,398	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	13,398	0	13,398	△13,398	0	△13,398	0	0	0	0	0	0	0
I													

旧年金勘定

			,	· ' ' '-	L. [] / J J /
ET 101	旧年金 経理	業務経理	=1	業務経理	A =1
区別	農業者年 金事業	農業者年 金事業	計	法人共通	合計
費用の部	57,834	1,821	59,656	541	60,197
経常費用	57,600	1,821	59,421	541	59,962
人件費	0	161	161	148	309
退職給付費用	0	4	4	3	7
賞与引当金繰入	0	13	13	11	24
業務費	57,600	967	58,567	0	58,567
一般管理費	0	660	660	374	1,034
減価償却費	0	17	17	5	22
財務費用	234	0	234	0	234
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	57,834	1,821	59,656	541	60,197
運営費交付金収益	0	1,788	1,788	522	2,310
国庫負担金収入	57,834	0	57,834	0	57,834
財源措置予定額収益	0	0	0	0	0
貸付金利息収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	17	17	5	22
賞与引当金見返に係る収益	0	13	13	11	24
退職給付引当金見返に係る収益	0	4	4	3	7
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

農地売買貸借等勘定

		\— I	
区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
費用の部	26	57	82
経常費用	26	57	82
人件費	8	17	25
退職給付費用	0	0	0
賞与引当金繰入	1	1	1
業務費	17	0	17
一般管理費	0	38	39
減価償却費	0	0	0
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	26	57	82
運営費交付金収益	25	55	80
貸付金利息収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0
賞与引当金見返に係る収益	1	1	1
退職給付引当金見返に係る収益	0	0	0
臨時利益	0	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	0

総 括

					<u> </u>	<u>:白万円)</u>
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	法人共通	合計
資金支出	175,735	2,102	733	178,571	1,454	180,025
業務活動による支出	69,974	105	733	70,812	1,454	72,266
投資活動による支出	6,861	1,998	0	8,859	0	8,859
財務活動による支出	98,900	0	0	98,900	0	98,900
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	175,735	2,102	733	178,571	1,454	180,025
業務活動による収入	93,601	2,102	733	96,437	1,190	97,626
運営費交付金による収入	2,633	105	733	3,470	1,190	4,660
補助金等による収入	76,075	0	0	76,075	0	76,075
保険料収入	14,893	0	0	14,893	0	14,893
運用による収入	0	1,998	0	1,998	0	1,998
農地売渡代金等収入	0	0	0	0	0	0
貸付金利息収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	81,350	0	0	81,350	0	81,350
借入金による収入	81,350	0	0	81,350	0	81,350
前年度よりの繰越金	784	0	0	784	264	1,049

令和6年度資金計画

特例付加年金勘定

(単位:百万円)

	被	保険者経 理	里	受	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
資金支出	165	41	206	525	60	585	462	30	201	692	1,484	251	1,735
業務活動による支出	0	0	0	242	0	242	462	30	201	692	934	251	1,185
投資活動による支出	165	41	206	283	60	343	0	0	0	0	550	0	550
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	691	41	732	0	60	60	462	30	201	692	1,484	251	1,735
業務活動による収入	691	41	732	0	60	60	325	30	201	556	1,348	200	1,548
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	325	30	201	556	556	200	756
補助金等による収入	691	0	691	0	0	0	0	0	0	0	691	0	691
運用による収入	0	41	41	0	60	60	0	0	0	0	101	0	101
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	136	0	0	136	136	50	187

農業者老齢年金等勘定

												(甲1)	江:百万円)
	被	保険者経理	里	受	給権者経理	里		業務	経理			業務経理	
区別	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	計	農業者年 金事業	年金資産 の運用	制度の普 及推進等	計	計	法人共通	合計
資金支出	1,264	265	1,530	13,629	1,631	15,260	1,143	75	532	1,750	18,540	626	19,166
業務活動による支出	1,264	0	1,264	7,216	0	7,216	1,143	75	532	1,750	10,231	626	10,856
投資活動による支出	0	265	265	6,413	1,631	8,044	0	0	0	0	8,309	0	8,309
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	14,893	265	15,159	0	1,631	1,631	1,143	75	532	1,750	18,540	626	19,166
業務活動による収入	14,893	265	15,159	0	1,631	1,631	808	75	532	1,415	18,205	537	18,742
運営費交付金による収入	0	0	0	0	0	0	808	75	532	1,415	1,415	537	1,951
保険料収入	14,893	0	14,893	0	0	0	0	0	0	0	14,893	0	14,893
運用による収入	0	265	265	0	1,631	1,631	0	0	0	0	1,897	0	1,897
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	336	0	0	336	336	89	424

旧年金勘定

(単位:百万円)

区別	旧年金 経理	業務経理	計	業務経理	소된
区別	農業者年 金事業	農業者年 金事業	āΤ	法人共通	合計
資金支出	156,734	1,788	158,522	522	159,044
業務活動による支出	57,834	1,788	59,622	522	60,144
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	98,900	0	98,900	0	98,900
翌年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	156,734	1,788	158,522	522	159,044
業務活動による収入	75,384	1,483	76,868	405	77,273
運営費交付金による収入	0	1,483	1,483	405	1,888
補助金等による収入	75,384	0	75,384	0	75,384
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	81,350	0	81,350	0	81,350
借入金による収入	81,350	0	81,350	0	81,350
前年度よりの繰越金	0	304	304	118	422

農地売買貸借等勘定

区 別	農業者年 金事業	法人共通	合計
資金支出	25	55	80
業務活動による支出	25	55	80
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0
翌年度への繰越金	0	0	0
資金収入	25	55	80
業務活動による収入	16	47	64
運営費交付金による収入	16	47	64
農地売渡代金等収入	0	0	0
貸付金利息収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	8	8	16